



2026

DISCLOSURE

第一勸業信用組合

相互扶助の精神に基づき、 皆さまとともに 地域・社会の永続的な発展に 貢献いたします

当組合は、東京都内全域および千葉県浦安市・市川市を営業エリアとし、主に中小企業や個人事業主、個人取引先を対象に、組合員になっていただいた方々と相互扶助の精神に基づいて経営している協同組織の地域金融機関です。

常に様々な顧客ニーズに、的確かつ迅速にお応えできるよう、地域とのふれあいを大切に、地域の一員として寄り添い、皆さまの幸せに貢献することを実践しています。

当組合の沿革

- 大正10年 7月** ● 日本勧業銀行職員を対象として、産業組合法に基づき、保証責任信用購買利用組合互援会を設立。
事務所を東京都千代田区内幸町1-1の日本勧業銀行本店内に置く。
- 昭和40年 3月** ● 東京昼夜信用組合を救済する形で東京都23区内一円を営業地域とする地域組合に改組するとともに、名称を日本勧業信用組合に改称。
- 昭和40年 5月** ● 本店を東京都新宿区神楽坂5-3に置き、地域組合としての業務を開始。
- 昭和46年10月** ● 旧日本勧業銀行と旧第一銀行の合併に伴い、第一勧業信用組合と改称。
- 昭和56年10月** ● 宝成信用組合と合併。
- 昭和57年11月** ● 東京都新宿区四谷2-13に新本店完成。
- 平成10年 8月** ● 通信信用組合から事業譲渡を受ける。
営業地区を東京都内全域に拡大。
- 平成14年 6月** ● 都民信用組合北支店から事業譲渡を受ける。
- 平成29年 7月** ● 東京一円、千葉県浦安市、千葉県市川市に営業地区を拡張。
- 令和 2年 4月** ● 市川法人営業所を開設。



当組合の概要(2026年3月末現在)

名称	第一勧業信用組合 (略称 かんしん)
所在地	東京都新宿区四谷2-13
設立	1965年(昭和40年)5月10日
事業内容	中小企業ならびに 一般個人のための金融機関
営業地区	東京一円、千葉県浦安市、 千葉県市川市
店舗数	27店舗 (22支店(本店営業部含む)、 4出張所、1法人営業所)
出資金	168億7,072万円
純資産	200億8,568万円
預金・積金	3,647億円
貸出金	3,014億円
組合員数	46,022名
常勤役員	341名 ※パートタイマー・派遣社員を除く

目次

ごあいさつ	1
中期経営計画	2
財務内容ハイライト	4
3年間の主な出来事	6

3年間の取り組み

「人とコミュニティの金融」を実践します	8
「ともに成長する金融」で未来を創造します	12
「つなぐ力」で社会に貢献します	18
地域・コミュニティの発展に貢献できる 魅力ある人材を育成します	20
SDGsの取り組み	26

組織について

総代会	28
当組合の組織図／役員一覧	30
当組合の子会社／当組合の沿革と みずほフィナンシャルグループとの関係	31
リスク管理	32
コンプライアンス	34

監督指針の要請等に基づく開示

地域密着型金融への取り組み状況／ お客さまニーズへの対応	37
「経営者保証に関するガイドライン」への 対応／金融円滑化の取り組み	38
苦情処理措置及び紛争解決措置の 内容	39

主要な事業の内容・手数料のご案内

商品・サービスのご案内	40
営業時間のご案内	43
手数料のご案内	44
紙の手形・小切手利用廃止について	46

財務諸表

経営資料(単体)	47
経営資料(連結)	58
自己資本比率規制への対応(単体)	60
自己資本比率規制への対応(連結)	72
営業店一覧	83

ごあいさつ



理事長

浪江 徹

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、理事長に就任いたしました浪江徹でございます。お客さまの事業と暮らしを支える当組合の重責を担うにあたり、その使命と責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

さて、現在の我が国の経済を見渡しますと、雇用や所得環境の改善、設備投資の持ち直しなどを背景に、緩やかな回復の動きが見られる一方、物価上昇や人件費の高騰、さらには人手不足や後継者不足といった深刻な経営課題が重くのしかかっています。加えて、中東情勢を始めとした地政学リスクや金融資本市場の変動なども重なり、今後の先行きは極めて不透明な状況にあると認識しております。

このような激動の時代にあつて、当組合は本年度より、新たな5ヵ年の中期経営計画をスタートいたしました。愛称に掲げた「変化を好機に ともに挑戦 新たな未来へ (Change Chance Challenge)」のもと、本年はその確かな一歩を踏み出す重要な初年度となります。時代の変化や経営環境の変化に立ち止まるのではなく、自らを成長させる「チャンス」と捉えることが不可欠です。当組合は、単なる金融機能の提供にとどまらず、お客さまとともに新しい価値を創造し、皆さまが直面している経営課題の解決に全力で貢献してまいりたいと考えております。

ここに、こうした当組合の経営方針や活動状況をご報告すべく、今年度のディスクロージャー誌を作成いたしました。皆さまが当組合へのご理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

新体制となりました当組合に、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



変化を好機に ともに Change Chan

ミッション

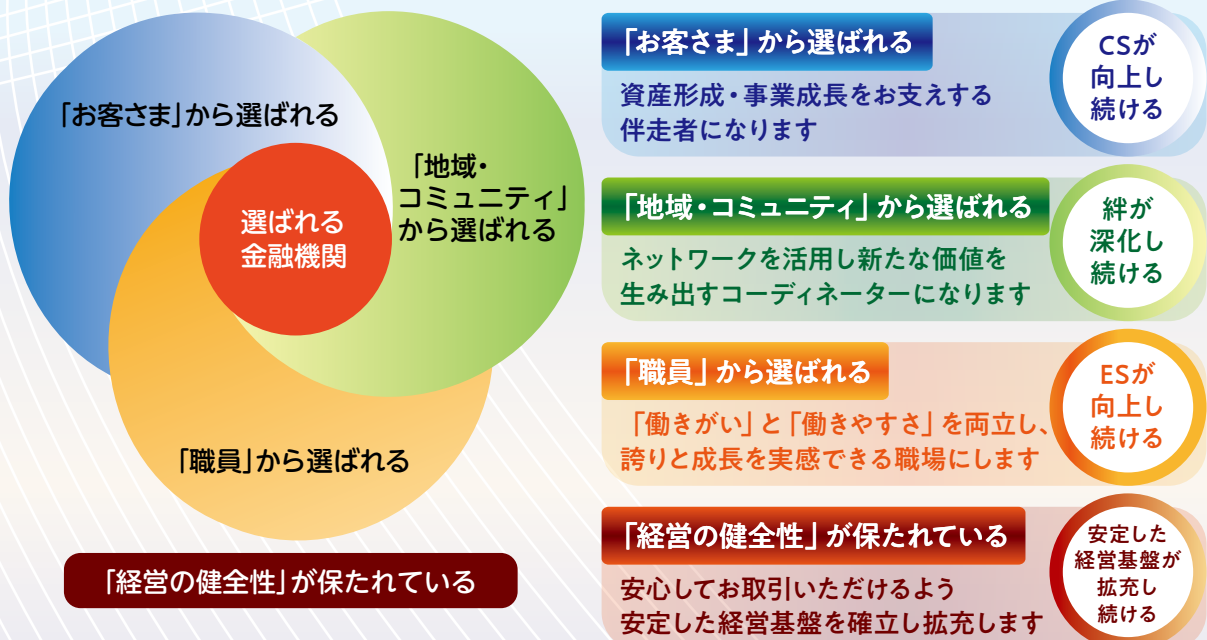
相互扶助の精神に基づき
皆さまとともに地域・社会の永続的な発展に、
貢献します

経営理念

「人とのつながり」「地域とのふれあい」を大切にし、
真に必要とされ、皆さまの支えとなる
金融機関になります

ビジョン

地域・コミュニティの金融機関としての使命を抱き、
選ばれる金融機関になります



これまでビジョンにおける「選ばれる」という状態を「信頼度・利用度・親しみ度地域No.1を目指す」としてまいりましたが、地域・コミュニティの金融機関として今まで以上に皆さまの期待に応え続けるため、「お客さま」「地域・コミュニティ」「職員」の三方から選ばれ続け、かつ「経営の健全性」が保たれている状態と再定義し、ビジョンを再構築(明確化)いたしました。

右のページのとおり、このビジョンの実現に向けて今年度から始まる中期経営計画に基づきしっかりと取り組んでまいります。

挑戦 新たな未来へ

ce Challenge



新中期経営計画

期間：2026年4月1日～2031年3月31日

基本方針Ⅰ

資産形成・事業成長をお支えする 伴走者になります

- 時代の変化や経営環境の変化に対応した的確なソリューションを提供しお客さまの事業成長につなげます
- 保有資産・家族構成・ライフプランに応じた商品提供と長期安定的な資産形成を提案します



基本方針Ⅱ

ネットワークを活用し新たな価値を生み出す コーディネーターになります

- 地域行事への参加をきっかけに、地域・コミュニティの皆さまへ金融サービスを提供し貢献します
- 地域・コミュニティとの接点を一層強化し、金融空白エリア等のお困りの事業者に対し事業成長をサポートします
- ネットワークを活用し、ひと・情報・ビジネスをつなげ、新たな価値を創造し継続的な取引に至る取り組みを増加させます



基本方針Ⅲ

「働きがい」と「働きやすさ」を両立し、 誇りと成長を実感できる職場にします

- 金融のプロとしての意識を高く持った思いやりのある魅力ある人材を育成します
- 心理的安全性が高く、ハラスメントが無い職場をつくり、誰もが安心して働き実力を発揮できる職場にします
- ダイバーシティを拡充し、誰もが活き活きと活躍できる職場を実現します



基本方針Ⅳ

安心してお取引いただけるよう安定した 経営基盤を確立し拡充します

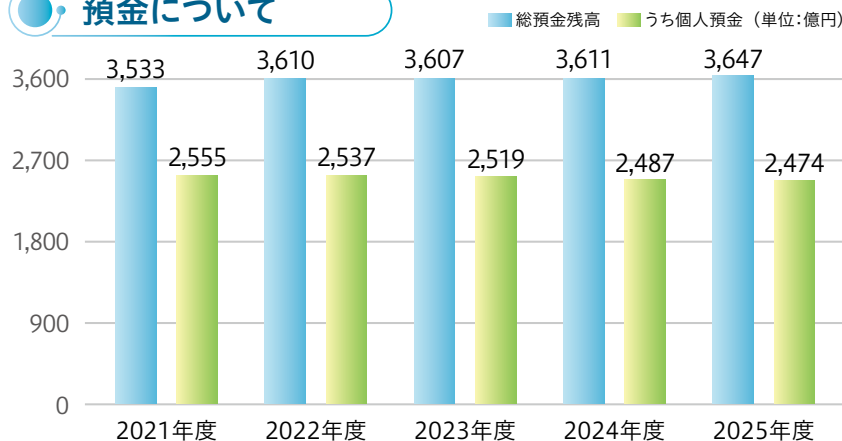
- 事務・業務フローの見直し・DX化・AI活用等により生産性を向上させます
- 貸出金の業種別ポートフォリオの適正化を図ります
- 安定的に収益を確保し自己資本を充実させます



当組合は、地域の組合員の皆さまとともに事業の発展および資産の形成に貢献できるよう努めてまいりました。

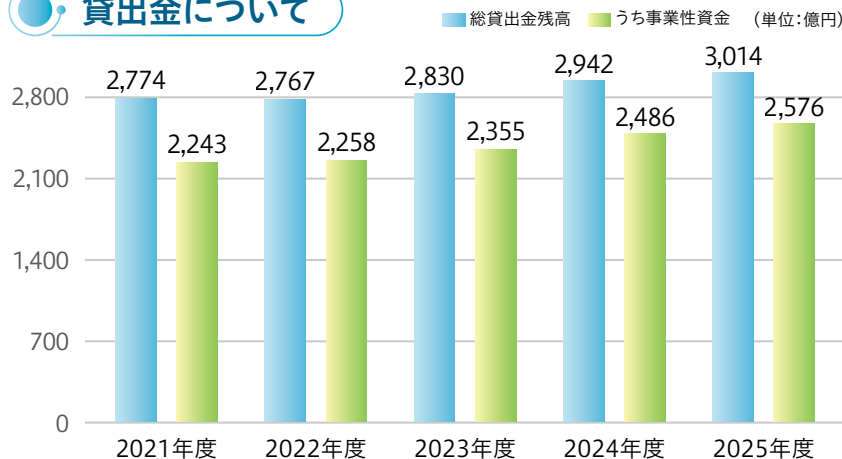
2026年3月末の預金残高は、前年度を36億円上回り3,647億円、総貸出金残高は前年度を72億円上回り3,014億円となりました。損益につきましては、おかげさまで16億円の当期純利益を計上しました。この結果、2026年3月末の自己資本比率は8.71%となり、引き続き国内基準である4%を上回る健全な水準を維持しております。

● 預金について



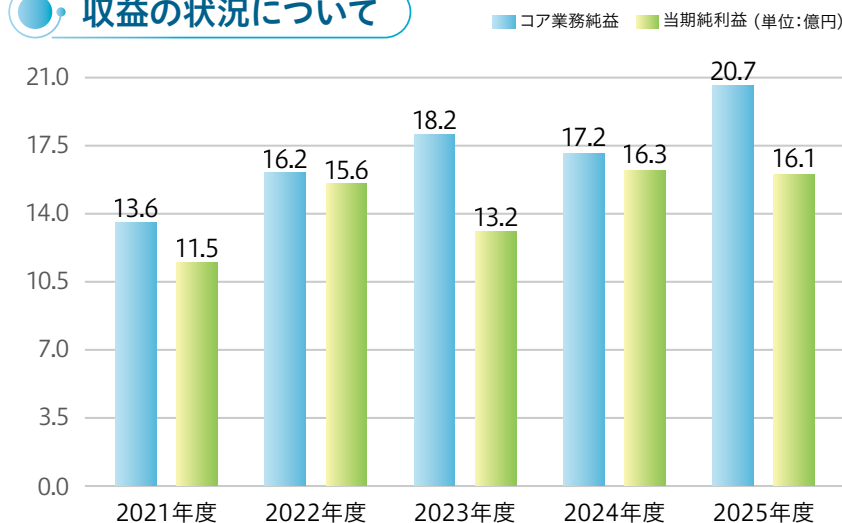
おかげさまで総預金残高は前年度より36億円増加しました。

● 貸出金について



組合員の皆さまの資金ニーズに対応し、事業性資金を中心に残高が72億円増加しました。

● 収益の状況について



金利の引き上げにより預金の支払利息が増加しましたが、貸出金の増加および貸出金利回りの好転により、16億円の当期純利益を計上しました。

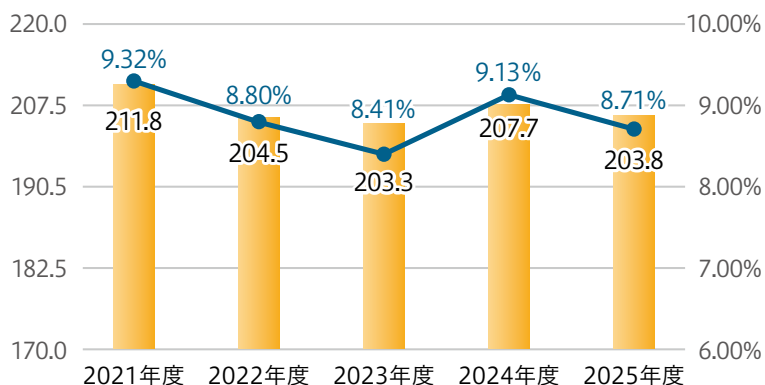
コア業務純益とは？

「業務純益」から一時的な変動要因(一般貸倒引当金繰入額や国債等債券関係損益)を除いたものです。金融機関の本来業務による収益力を表しています。

$$\text{コア業務純益} = \left[\text{業務純益} \right] + \left[\text{一般貸倒引当金繰入額} \right] - \left[\text{国債等債券関係損益} \right]$$

● 自己資本の状況について

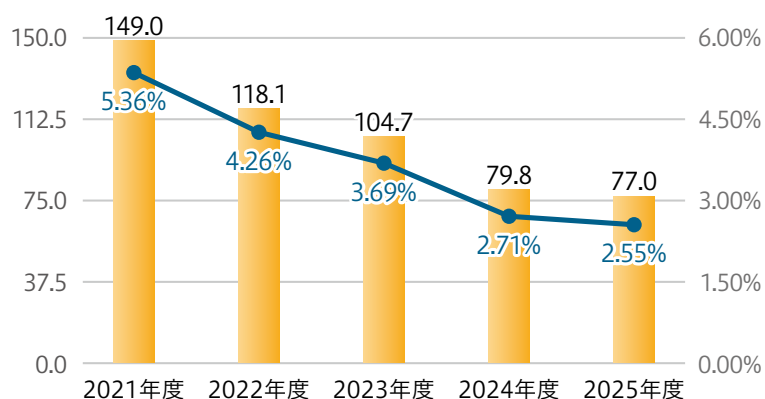
■ 自己資本額 — 自己資本比率 (単位: 億円/%)



2022年度より毎年優先出資の消却を行っておりますが、組合員の皆さまからのご出資と、当期純利益の積み上げにより、自己資本比率は8.71%となりました。

● 不良債権について

■ 不良債権残高 — 不良債権比率 (単位: 億円/%)



組合員の皆さまの事業の安定や経営改善に貢献できるよう努めた結果、不良債権比率は減少しました。

● 主要な経営指標の推移

区分	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	千円	6,603,482	7,063,860	7,089,349	7,399,707	8,106,021
実質業務純益	千円	1,380,810	1,621,224	1,828,245	1,728,530	2,074,089
業務純益	千円	1,419,235	1,621,224	1,828,245	1,728,530	2,074,089
経常利益	千円	1,143,221	1,790,363	1,771,568	1,905,791	2,151,136
当期純利益	千円	1,158,107	1,561,087	1,328,179	1,636,665	1,615,506
未処分剰余金	千円	4,555,926	3,388,227	2,956,347	3,365,102	2,701,045
預金残高	百万円	353,390	361,030	360,722	361,131	364,781
貸出金残高	百万円	277,445	276,722	283,012	294,218	301,429
有価証券残高	百万円	6,799	6,515	6,199	5,737	5,500
総資産残高	百万円	452,146	457,574	459,945	429,086	410,455
純資産残高	百万円	21,557	20,525	20,417	20,810	20,085
自己資本比率	%	9.32	8.80	8.41	9.13	8.71
個人						
組合員数	人	34,630	34,817	35,215	35,532	36,188
普通出資金	百万円	3,600	4,005	4,030	3,808	3,780
法人						
組合員数	人	8,949	9,099	9,328	9,585	9,834
普通出資金	百万円	6,163	6,058	6,257	6,522	6,590
合計						
組合員数	人	43,579	43,916	44,543	45,117	46,022
普通出資金	百万円	9,763	10,064	10,288	10,330	10,370
出資口数	千口	23,527	23,878	24,176	24,160	23,241
うち普通出資口数	千口	19,527	20,128	20,576	20,660	20,741
うち優先出資口数	千口	4,000	3,750	3,600	3,500	2,500
出資金に対する配当金	千円	112,787	103,058	94,909	115,563	117,975
うち普通出資金	千円	46,787	50,808	50,909	64,813	75,475
うち優先出資金	千円	66,000	52,250	44,000	50,750	42,500
常勤役員数	人	391	380	356	352	341

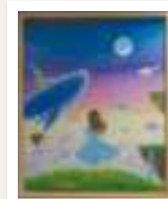
※パートタイマー・派遣社員を除く

3年間の主な出来事

2023年度



- 4月 「新宿区中小企業支援ネットワーク会議」 発足
- 5月 「オリジナル日本酒造り企画」の一環で糸魚川信用組合と協働し、田植えツアーを実施
- 7月 明治座にて「ふれ愛観劇会」を開催
- 9月 「しんくみ新現役交流会」に参加
- 10月 日本顧問介護士協会の「介護支援推進会議企業」を認定取得
- 11月 葛飾区との創業イベント「葛飾区未来くらぶ MEET UP」を開催
- 1月 日本政策金融公庫と共催にて「ANA・JR 東日本のグループ会社との個別商談会」を開催
- 2月 新宿区立四谷中学校の生徒さんが作成した絵画「くじらと東雲」の贈呈式を開催



2024年度



- 5月 「オリジナル日本酒造り企画」の一環で糸魚川信用組合と協働し、田植えツアーを実施
- 6月 ケニア貯蓄信用組合連合会来日視察団が当組合を来訪
- 7月 明治座にて「ふれ愛観劇会」を開催
- 8月 夏休み子供参観日(職員の家族向け)を初開催
- 11月 1泊2日「ふれ愛の旅」開催(福島・母畑温泉)
※コロナ禍を経て5年ぶりに再開
- 1月~3月 創立60周年記念「かんしん川柳コンテスト」を開催
- 2月 明治座にて大東京信用組合と合同観劇会を開催
- 3月 しんくみご当地グルメ選手権in東京タワー 2025に参加



2025年度



- 5月 第一勧業信用組合創立60周年を迎える
「オリジナル日本酒造り企画」の一環で糸魚川信用組合と協働し、田植えツアーを実施
墨田区HANDS意見交換会を当組合本店にて開催
- 7月 明治座にて「ふれ愛観劇会」を開催
韓国信用協同組合連盟傘下の信用組合研究所の視察団が当組合を来訪
- 12月 1泊2日「ふれ愛の旅」開催(長野・上諏訪温泉)
- 1月 新宿区立四谷中学校の生徒さんが作成した絵画「自由と多様星」の贈呈式を開催
明治座にて大東京信用組合と合同観劇会を開催



3年間の取り組み

「人とコミュニティの金融」を実践します P.8～P.11

- ▶ 子供たちの未来を応援します
- ▶ 懸命に仕事に取り組む現役経営者を応援します
- ▶ 地域の皆さま、コミュニティに属するお客さまを応援します
- ▶ 入会・年会費は無料で、特典が満載です
- ▶ 伝統文化を通じて皆さまの人生を豊かにします
- ▶ お客さまの資産形成に貢献します
- ▶ ライフプラン・ライフイベントに対応した当組合商品のご紹介



「ともに成長する金融」で 地域・社会の未来を創造します P.12～P.17

- ▶ ライフステージ・ビジネスサイクルに応じた総合的な伴走支援
- ▶ お客さまへのサポートのイメージ
- ▶ 事業者さまのライフステージ・ビジネスサイクルに対応したトータル支援のご紹介
- ▶ 地域や人の活性化につながる新しい事業を支援します
- ▶ 経営改善・事業再生への取り組み
- ▶ 事業再構築補助金の申請支援
- ▶ ビジネスマッチング
- ▶ より良い社会の発展を目指す事業者の皆さまを支援します
- ▶ 事業承継期のご相談に対応します
- ▶ 日々の情報発信や、会員の皆さまとのコミュニケーションの機会を提供していきます
- ▶ お客さまのライフステージ・ビジネスサイクルに応じたソリューションの展開

「つなぐ力で」社会に貢献します P.18～P.19

- ▶ 連携ネットワークを活用した課題解決に取り組みます
- ▶ 地方との連携
- ▶ 大学ほか各種団体との連携
- ▶ 韓国視察団の来訪

地域・コミュニティの発展に貢献できる 魅力ある人材を育成します P.20～P.25

- ▶ 多様性を受容・活用する人
- ▶ 自分事として取り組む人
- ▶ 実践力の向上

SDGsの取り組み P.26～P.27

「人とコミュニティの金融」を実践します

子供たちの未来を応援します

かんしん子供応援定期預金

子供たちの育成を目的として、2020年度より「かんしん子供応援定期預金」の取り扱いを開始しました。この定期預金は、ご新約いただいた残高に応じて小中学校等に教育資材を寄付する定期預金です。多くの組合員の皆さまからのご賛同により、これまでに延べ218校（2025年度は45校）の地域の小中学校等に教育資材の寄付をいたしました。

当組合は、これからも継続して子供たちの育成に貢献してまいります。



2025年度は
45校に寄付いた
しました



懸命に仕事に取り組む現役経営者を応援します

かんしんビジネスクラブ

かんしんビジネスクラブは「一所懸命仕事に取り組む現役経営者」を応援することを目的として、2017年10月に発足しました。

この3年間(2023年4月～2026年3月)、経済動向や税務関係、食品ロス・環境問題、不動産市況等についてのセミナーや講演会を計13回開催し、たくさんの会員の皆さまにご参加いただきました。会員同士の情報交換等に活用できる交流サイトも開設しております。

今後も会員の皆さまのお役に立てるよう、運営してまいります。



▲詳しくは
こちらを
ご覧ください



地域の皆さま、コミュニティに属するお客さまを応援します

コミュニティローン

地域・コミュニティに属するお客さまや地域の皆さまを金融面で応援するため、当組合が独自に開発した融資商品（原則、無担保対応）です。営業店毎にその地域の特性に合った個性豊かなコミュニティローンを取り揃えており、地域・コミュニティの発展に貢献するよう取り組んでいます。



コミュニティローン
取り扱い実績＜残高＞

2026年3月末
1,138
百万円



入会・年会費は無料で、特典が満載です

ふれ愛くらぶ

第一勧信年金友の会「ふれ愛くらぶ」は、当組合で年金をお受け取りいただいているお客さまで構成しております（入会・年会費は無料です）。

特典

1 お誕生日プレゼント

毎年、お誕生日に
素敵なプレゼントをお届けします。

2 観劇会

特別料金でご案内します。

3 ふれ愛の旅

お楽しみいただける旅行を企画し、
特別料金でご案内します。

4 お得な定期預金

優遇金利で定期預金を
ご案内します。

5 年金感謝デー

年金お受け取り日（偶数月 15 日）に
来店された方に、先着で地方物産品
等をプレゼントいたします。



観劇会

昨年度は 2025 年 7 月と 2026 年 1 月に観劇会を開催いたしました。

延べ 2,100 名のお客さまにご参加いただき、お芝居や歌謡ショーをお楽しみいただきました。

今後も皆さまにお楽しみいただける催し物を企画してまいります。



～ 過去の演目一覧 ～

- ◆梅沢富美男劇団
梅沢富美男・研ナオコ特別公演 三山ひろし特別出演
- ◆松平健芸能生活 50 周年記念公演
- ◆吉幾三特別公演

伝統文化を通して皆さまの人生を豊かにします

かんしん文化の会

「かんしん文化の会」はお客さまへのサービスの一環として、各種文化のイベント情報や、各種文化に触れる機会のご提供を目的として2020年4月に発足しました。

2023年4月～2026年3月までの3年間で舞台鑑賞や千秋楽祝賀会等へのご案内を計21回にわたり実施いたしました。

同じ目的・目標や、似た趣味趣向をお持ちの方・コミュニティが相互に交流するための場としても、ぜひご活用ください。



Topics

地域の案内地図作成コンテスト

「親しみ度」地域No.1を目指すための一環として、全27拠点で各職員がそれぞれの地域の魅力や名所・名店・名産を再発見し発信することを目的に「地域の案内地図作成コンテスト」を行いました。

これからも引き続き地域の一員として、地域の発展につながる取り組みを進めて参ります。



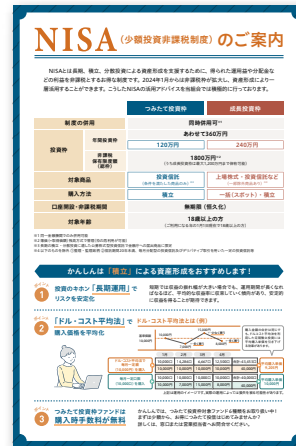
「人とコミュニティの金融」を実践します

お客さまの資産形成に貢献します

お客さまのご資産、家族構成、投資に関する方針に応じて、定期預金、投資信託、保険などの豊富なラインアップの中から、ベストなポートフォリオをご提案したり、NISAや生命保険料にかかる所得控除など、お客さまのお役に立つ制度の活用アドバイスも積極的に行っております。

資産形成相談（定期預金、投資信託、各種保険）

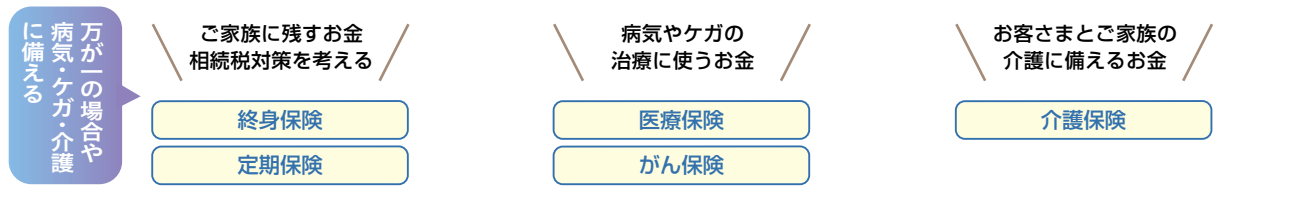
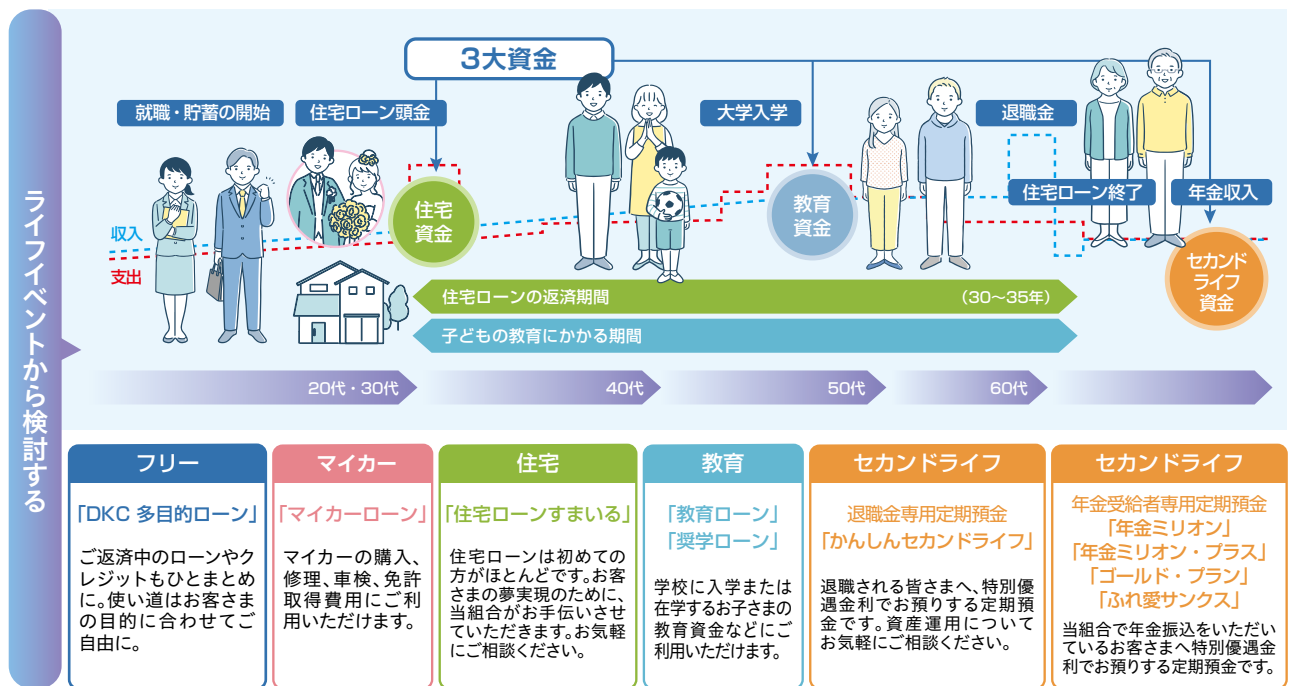
ライフプランなどくらしとお金に関する相談全般



NISA(ニーサ)に対応した商品もそろえております！

ライフプラン・ライフイベントに対応した当組合商品のご紹介

ライフプランとは、ご自身やご家族の人生設計です。お子さまの教育、マイホーム、セカンドライフの夢など、それぞれのライフプランに応じた商品をご案内いたします。



NISA (少額投資非課税制度) のご案内

NISAとは長期、積立、分散投資による資産形成を支援するために、得られた運用益や分配金などの利益を非課税とするお得な制度です。2024年1月からは非課税枠が拡大し、資産形成により一層活用することができます。こうしたNISAの活用アドバイスを当組合では積極的にっております。

		つみたて投資枠	成長投資枠
制度の併用		同時併用可 ^{※1}	
投資枠	年間投資枠	あわせて360万円	
	非課税保有限度額(総枠)	120万円	240万円
対象商品		投資信託 (条件を満たした商品のみ) ^{※3}	上場株式・投資信託など (一部除外商品あり) ^{※4}
購入方法		積立	一括(スポット)・積立
口座開設・非課税期間		無期限(恒久化)	
対象年齢		18歳以上の方 (ご利用になる年の1月1日現在で18歳以上の方)	

※1 同一金融機関でのみ併用可能

※2 簿価(=取得価額)残高方式で管理(枠の再利用が可能)

※3 長期の積立・分散投資に適した公募株式型投資信託で金融庁への届出商品に限定

※4 以下のものを除外 ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等

かんしんは「積立」による資産形成をおすすめします！

ポイント

1

投資のキホン「**長期運用**」で
リスクを安定化

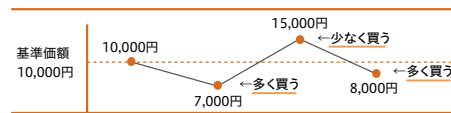
短期では収益の振れ幅が大きい場合でも、運用期間が長くなればなるほど、平均的な収益率に収束していく傾向があり、安定的に収益を得ることが期待できます。

ポイント

2

「**ドル・コスト平均法**」で
購入価格を平均化

ドル・コスト平均法とは(例)



購入金額の合計は同じでも、ドルコスト平均法を利用した定期積立投資には平均購入単価を引き下げる効果があります。

ドル・コスト平均法で
毎月一定額
(10,000円)を購入

毎月一定口数
(10,000口)を購入

	1月	2月	3月	4月	
基準価額	10,000円	7,000円	15,000円	8,000円	
購入口数	10,000口	14,286口	6,667口	12,500口	合計:43,453口
購入金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	合計:40,000円
平均購入単価					9,205円

平均購入単価
9,205円

平均購入単価
10,000円

上記は運用のイメージです。実際の運用によっては損失を被る可能性があります。

ポイント

3

つみたて投資枠ファンドは
購入時手数料が無料

かんしんでは、つみたて投資枠対象ファンド6種類をお取り扱い中！
まずは少額から、お得につみたて投信はじめてみませんか？
詳しくは、窓口または営業担当者へお問合せください。

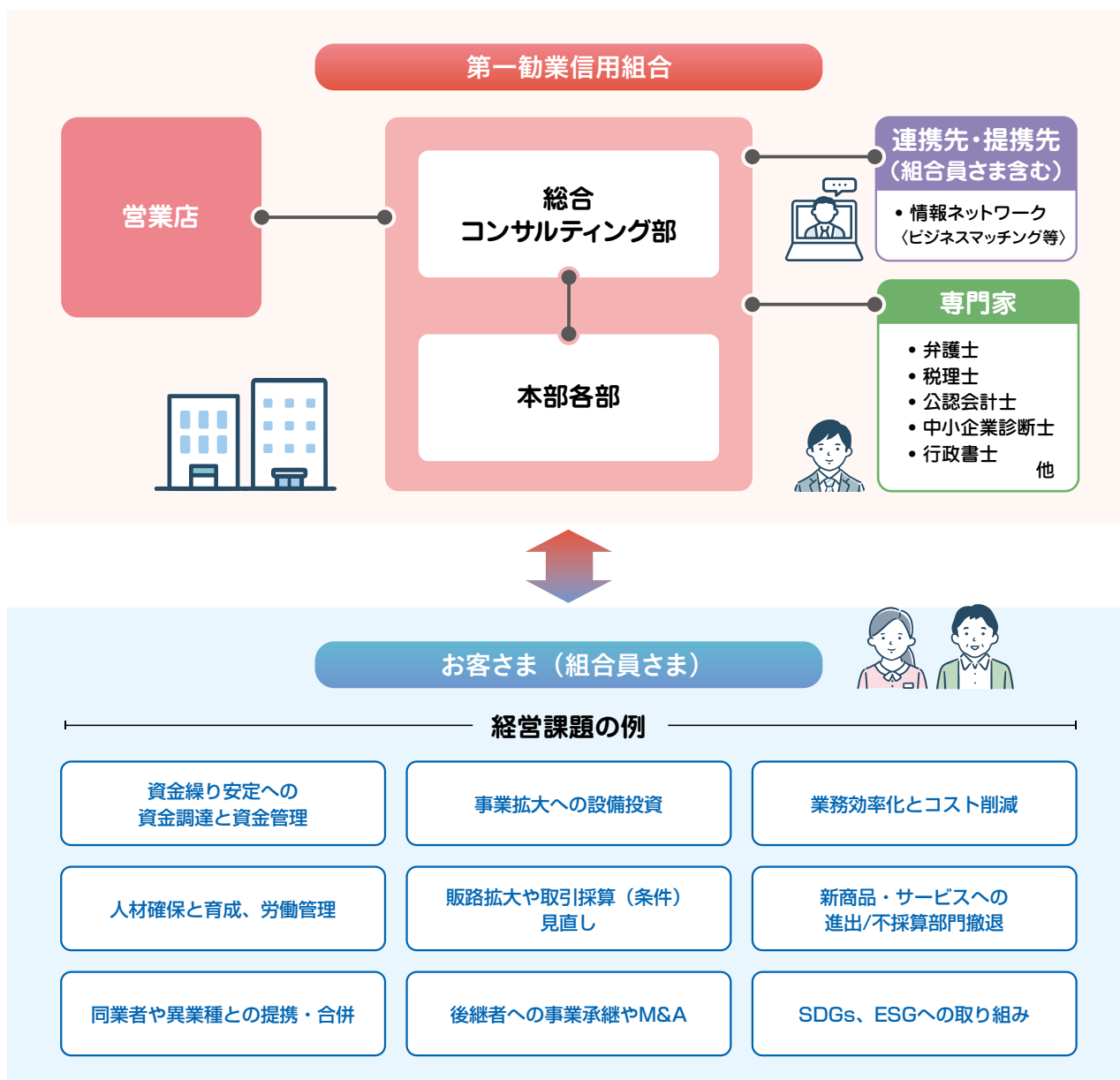
「ともに成長する金融」で地域・社会の未来を創造します

ライフステージ・ビジネスサイクルに応じた総合的な伴走支援

当組合は、地域・コミュニティに根差した「Face to Face」での本音の付き合いをベースに、創業支援から事業成長・成熟期あるいは撤退・廃業・事業承継といったお客さまのライフステージ・ビジネスサイクルに応じた確かな資金面の支援および課題解決へのソリューション提供による伴走支援を行ってまいります。

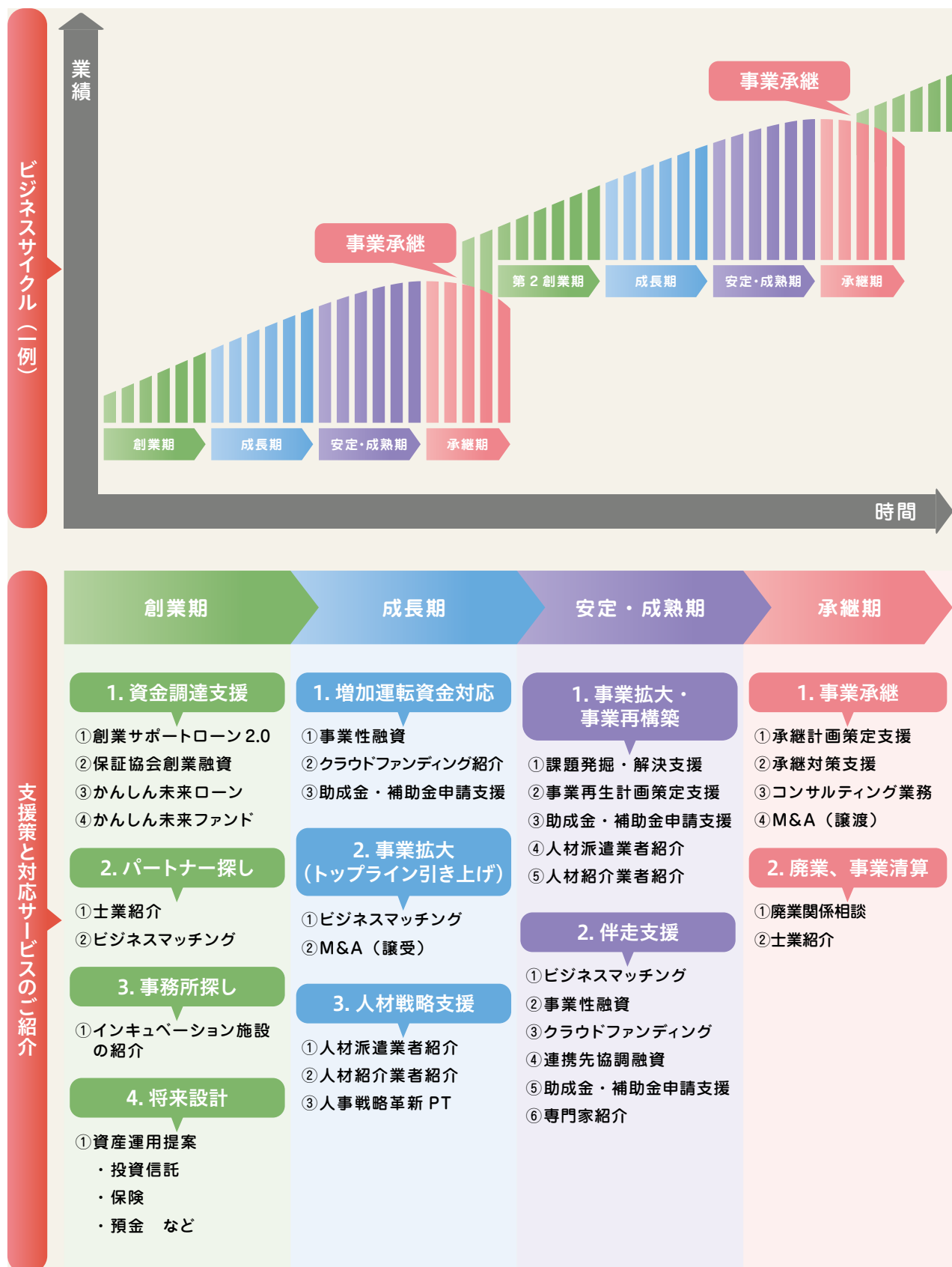
そのためにお客さまの事業を正しく把握する「目利き力」や財務上最適な資金調達を指南する分析・アドバイスを養うとともに、お客さまの販路開拓・人材不足・事業承継といった様々な課題解決に少しでも有効なソリューション提供ができるよう、税務・法務など土業の専門家や各業界・各地域の有力者、関係省庁サポーター等と数多くつながり、情報力や専門性を活かしてまいります。

お客さまへのサポートのイメージ



事業者さまのライフステージ・ビジネスサイクルに対応したトータル支援のご紹介

創業から事業承継までの各ライフステージ・ビジネスサイクルに応じて、必要な金融支援はもちろんのこと、様々なノウハウやサービスにより連携先とも協力しながらトータル支援を行っております。



地域や人の活性化につながる新しい事業を支援します

創業支援

地域経済に活力を生み出す新たな事業を育成するため、創業先に対し資金繰り支援や事業計画の策定支援、ビジネスマッチングやインキュベーション施設の紹介等様々な面から支援を行っております。

創業支援融資の対応状況 <実行実績>

2023年度
52件
378百万円

2024年度
100件
703百万円

2025年度
82件
622百万円

女性・若者・シニア創業サポート制度への取り組み

2026年1月、Tokyo Innovation Base（千代田区丸の内）にて「東京シニア創業者大賞・優秀賞表彰式」が開催され、「女性・若者・シニア創業サポート事業」を活用し優れた実績をあげているシニア創業者の表彰が行われました。

当事業は地域の女性・若者・シニアによる創業の活性化のため信用金庫・信用組合による低金利・無担保融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせた東京都の創業者支援制度です。

当組合は本事業を活用したシニアへの積極的な支援を評価され、2025年の女性創業者支援に対する表彰に続き2年連続で金融機関表彰を受けました。

2024年4月からは後続制度の「女性・若者・シニア創業サポート事業2.0」の取り扱いが開始されております。当組合は、引き続き地域に貢献する創業者の方々の支援に努めてまいります。



旧制度実行実績

累計
408件/
2,165百万円

創サポ2.0実行実績

2024年度
27件
171百万円

2025年度
29件
142百万円



WORX K²

運営する東京恒友株式会社とともに創業者のサポートを行っております。

<目的>

- 地域、社会の活力向上につながる創業者への伴走支援
- 創業の場の提供、スタートアップ時からの総合的な支援

<サービス内容>

- 登記：本社、支店所在地としての登記
- 事業支援：創業計画作成支援、創業融資の紹介、補助金・助成金獲得支援など

WORX K² 活動状況

会員数
39社

融資対応実績
60件
685M

ビジネス
交流会
5回

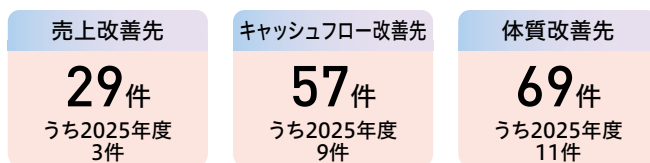
※2021年9月からの累計（2026年3月現在）



経営改善・事業再生への取り組み

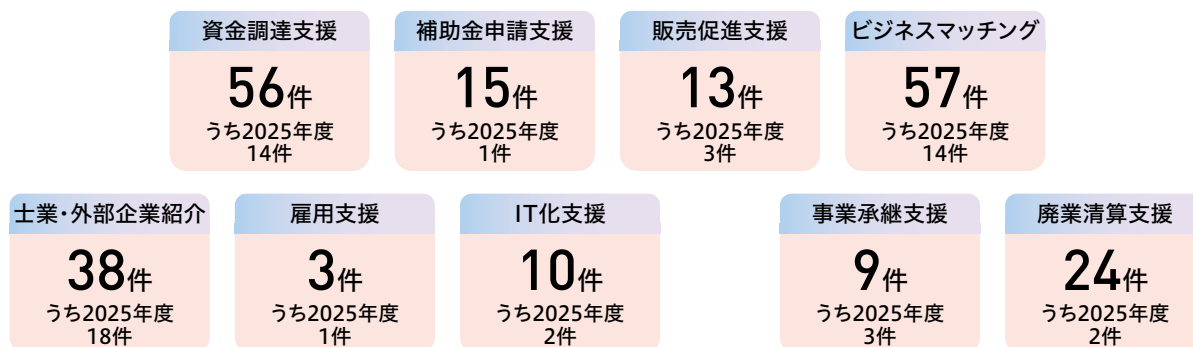
売上不振、物価高騰や人手不足等の影響を受け、業況が著しく悪化している事業者や今後悪化する懸念がある事業者を選定し、経費削減指導だけではなく、売上伸長、企業体質の改善による収益向上等、課題解決に重点をおいた経営改善・事業再生に、営業店と本部（総合コンサルティング部）が一体となって取り組んでおります。

対象先企業（2023～2025年度238先）の改善状況



※1先で複数改善しているものが含まれています。

対象先企業（2023～2025年度238先）への取り組み内容



※1先で複数改善しているものが含まれています。

新宿区中小企業支援ネットワーク会議

区内中小企業、小規模事業者の活性化および地域経済の発展のため、新宿区と、新宿区内に本店を置く金融機関等を構成員とし、本ネットワーク会議を通じて、区内事業者の皆さまの創業、経営支援、事業承継等の経営課題の解決に取り組んでおります。

事業再構築補助金の申請支援

時代の変化に伴い、事業の再構築が必要となっているお客さまの相談ニーズに対応し、事業計画の策定や事業再構築補助金の申請を無償でサポートしております。補助金採択後も新事業が軌道に乗るまで（収益化するまで）継続して支援いたします。

採択数は
都内信用組合で**最多!!**
(全国の信用組合では第3位)
※第13回までの累計

事業再構築補助金の申請支援状況



ビジネスマッチング

当組合のビジネスマッチングは、当組合のお客さま同士だけではなく、当組合と連携・提携している専門家や一般事業者等とのマッチング支援も行っており、お客さまが抱える経営課題の解決につながるよう取り組んでおります。

2023～2025年度 ビジネスマッチングによる支援件数



<具体的な事例>

- 所有物件の建替えに伴う建築業者の紹介
- 販路拡大のため仕入先、販売先の紹介
- 税理士や司法書士等土業の紹介



より良い社会の発展を目指す事業者の皆さまを支援します

● ソーシャルビジネス支援

ビジネス手法を活用して社会的課題の解決を目指すソーシャルビジネスを発展させ、より良い社会を創造するため、当組合はこれらのビジネスを展開する事業者の皆さまに対する支援を行っております。今後もソーシャルビジネスに対し金融面からの支援を積極的に行ってまいります。

※ソーシャルビジネス先への融資対応状況 2024年度の実績に誤りがございました。対応件数は96件(訂正前93件)、実行金額は1,613百万円(訂正前1,600百万円)です。お詫び申し上げますとともに訂正いたします。

ソーシャルビジネス先への融資対応状況 <実行実績>

2023年度
30件
430百万円

2024年度
96件
1,613百万円

2025年度
77件
1,750百万円

Topics

しんくみピーターパンカードの寄付金贈呈

「しんくみピーターパンカード」は信用組合業界で取り扱っているクレジットカードで、ご利用金額の0.5%が難病や障がいとたたかっている子供たちやその家族への支援、子供たちの健全な育成のための活動資金として寄付される社会貢献型のクレジットカードです。今回、この寄付金の贈呈先に当組合の取引先で日本で働くネパールの子息を中心とした教育支援活動を行う特定営利活動法人ネパール教育支援センターが選ばれ2026年4月、当組合の野村理事長から同法人の代表理事に寄付金を贈呈いたしました。



事業承継期のご相談に対応します

● 事業承継・M&A支援

組合員の皆さまの事業承継ニーズにお応えできるよう、営業店と本部(総合コンサルティング部)が一体となってご相談に対応しております。東京都の事業承継支援制度や商工会議所とも連携し、お客さまとの対話を大切にしながら課題解決に取り組んでまいります。

事業承継の対応状況
<相談件数>

2025年度	36件
2023年度	40件
2024年度	38件

M&Aの対応状況
<サポート件数>

2025年度	49件
2023年度	52件
2024年度	56件

墨田区 HANDS

HANDSは、墨田区内に本店・支店を持つ4つの金融機関(東京東信用金庫、東信用組合、中ノ郷信用組合、当組合)と墨田区が業界の枠を超え連携した支援ネットワークです。

墨田区内の中小企業が抱える様々な課題の解決に向けて、現在は主に事業承継やビジネスマッチング等の活発な情報交換および支援を行っている他、事業承継に関する職員の能力や意識向上を図るべく年2回ペースで勉強会等を開催しております。

日々の情報発信や、会員の皆さまとのコミュニケーションの機会を提供していきます

かんしんテレビ



▲詳しくは
HPをご覧ください

インターネットラジオ



▲ご視聴は
こちらから
どうぞ

お客さまのライフステージ・ビジネスサイクルに応じたソリューションの展開

組合員の皆さまが、時代の変化に伴う事業再構築や、昨今の経営を取り巻く環境変化に対応するため、当組合では「Fintech・DX対応」「環境問題対応」「人事戦略革新」の3つのPT(プロジェクトチーム)を立ち上げました。営業店と3PTが一体となって、具体的な相談対応や提案、情報提供をしていくことで、事業を営む組合員の皆さまの持続的発展に貢献してまいります。お取引のある店舗までお気軽にご相談ください。

Fintech・DX(デジタルトランスフォーメーション)対応PT

活動目的

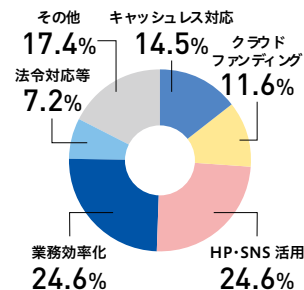
組合員の皆さまがデジタル技術の活用により、業務の効率化や販路拡大等の様々な経営課題を解決することを目的として活動しております。

活動事例

- 福祉事業者A社支援事例
従業員数約140名の福祉事業者。従業員が記入した勤務記録簿を役員が手入力のため集計していたが、当組合取引先の専門事業者を紹介してMicrosoftのAIOCRを使った集計自動化システムを導入、大幅な業務効率化を実現。

今後の活動

- お客さまの業務上の課題を把握して、デジタル化、DX化を通じた課題解決支援の推進
- 飲食業・小売業へのキャッシュレス化提案
- 不動産業、建設業へのペーパーレス化提案



相談・提案数	
69件	
相談対応中	課題解決
12件	26件

※2021年5月からの累計

環境問題対応PT

活動目的

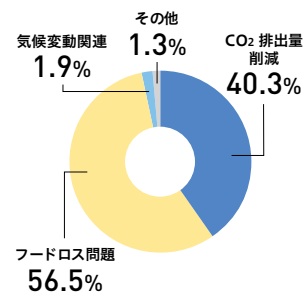
大手の企業を中心に環境問題対応に関する取り組みが本格化している中で、将来サプライチェーンの維持が難しくなり新たな商機を逃さないため、環境問題対応についてお客さまと一緒に考え取り組んでいくことを目的としています。

活動事例

- 老舗洋食店A社支援事例
フードロス対策として真空容器製造を営むB社、フードロス削減アプリ運営のC社を紹介し、いずれも成約。また、東京都の脱炭素化支援事業を活用し省エネの計画策定も支援。

今後の活動

引き続き、中小零細のお客さまの経済活動を通して環境保全につなげていく取り組み（経営課題と環境問題対応を同時に解決する方法の提案）を実践してまいります。



相談・提案数	
154件	
相談対応中	課題解決
40件	27件

※2021年5月からの累計

人事戦略革新PT

活動目的

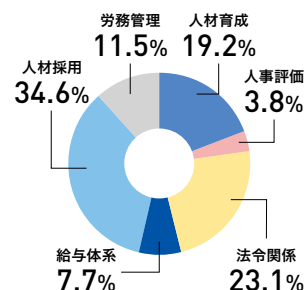
地域事業者の皆さまが抱える人材確保や人材育成、さらには法対応等「ヒト」に関する課題を当組合の人事部が持つノウハウと当組合の連携ネットワークを活用し、課題解決につなげていくことを目的としています。

活動事例

- 美容室A社支援事例
就業規則及び人手不足について相談あり。東京働き方改革推進支援センターへ専門家派遣を依頼。法改正に伴う体制整備等を含む労働環境改善に関する相談に対応。

今後の活動

- 人材の採用育成・人材の定着化に関する相談への対応
- 人事評価等の人事制度の整備に関する相談への対応
- 労働環境改善（働き方改革への対応など）に関する相談への対応
- 法律改正に伴う体制整備に関する情報提供
- 事業先の各ステージ（創業期・成長期・成熟期・事業承継）で想定される課題、悩みに対する情報提供



相談・提案数	
26件	
相談対応中	課題解決
14件	11件

※2021年5月からの累計

「つなぐ力」で社会に貢献します

全国の金融機関や志をともにする方々との連携先数は160先(金融機関41先、行政13先、専門機関など12先、大学8先、一般事業者など86先)となり、組合員の皆さまや地域・コミュニティの皆さまの様々なニーズに対応できる態勢を構築しております。

当組合は、これらのネットワークを活用し、地域社会の発展や組合員の皆さまの課題解決に取り組んでまいります。

連携ネットワークを活用した課題解決に取り組めます

四谷中学校からの絵画受贈

2026年1月13日、日頃から交流のある新宿区立四谷中学校から美術部の生徒さん9名で制作した絵画の贈呈式を行いました。

2024年2月に続き、2作品目の受贈になります。

題名は「自由と多様星」。

アルコールインクアート作品で、偶然に起こる色の広がりや混ざり合いで、幻想的で綺麗な色模様を楽しむことができます。

地域金融機関として地元の方々とのつながりを感じられる絵画を、地域との絆のシンボルとして当組合本店に展示しております。



TKC 東京都心会との取り組み

2004年に当組合はTKC 東京都心会と連携協定を締結しましたが、近年、連携した取り組みを更に進めております。

2024年11月に第1回のお客さま向け『無料個別税務相談会』を開催し、2025年度も5月と11月に2回開催いたしました。本相談会は、当組合の個人や法人のお客さまを対象に、相続や法人税等の税金に関するご相談に対応する個別の無料相談になります。

また、TKC 東京都心会に所属する税理士の方々の顧問先を対象としたコミュニティローン「TKC 東京都心会提携ローン」を2025年4月に取扱開始し、資金面での連携も進めております。今後も組合員の皆さまの課題解決のため、TKC 東京都心会とともに取り組んでまいります。



Topics

「しんくみブランド表彰 大賞」を受賞しました



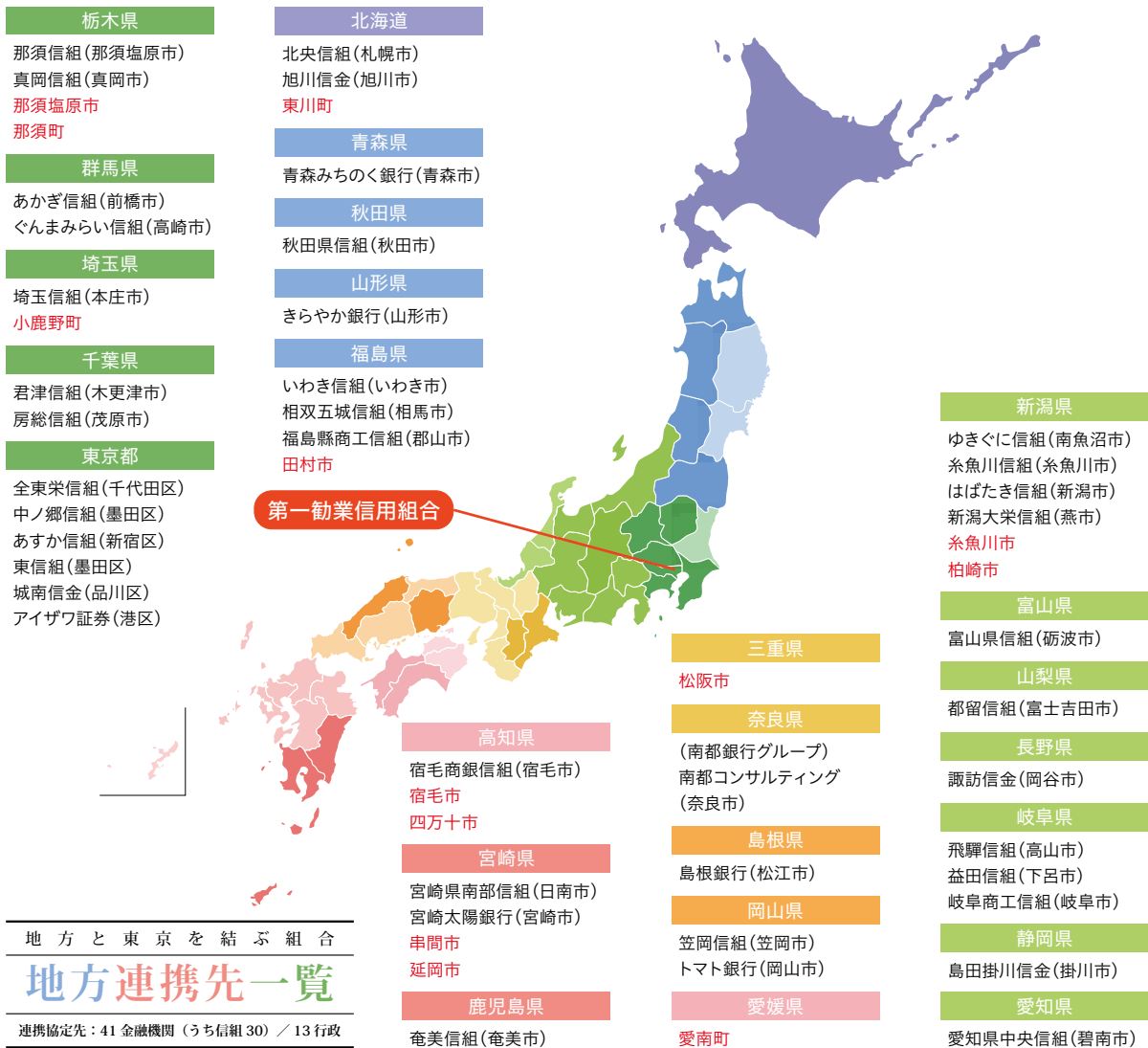
「しんくみブランド表彰」は、信用組合の認知度やブランドイメージの向上、信用組合の基本精神である相互扶助を浸透させることを目的として、2021年にスタートしました。

2025年度は、糸魚川信用組合との連名にて地方と東京それぞれの強みを活かしたオリジナル日本酒造りの取り組みで大賞を受賞いたしました。当組合はおかげさまで4年連続での受賞となりました。



地方との連携

※赤の表記は行政 ※2026年5月31日現在



大学ほか各種団体との連携

- 東京理科大学
- 大正大学
- 文教大学
- 近畿大学
- 多摩大学社会的投資研究所
- 明海大学
- 東京理科大学インベストメント・マネジメント株式会社
- 青山学院ヒューマン・イノベーション・コンサルティング株式会社
- 日本政策金融公庫
- 株式会社 商工組合中央金庫
- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 関東本部
- 独立行政法人 住宅金融支援機構
- 独立行政法人 国際協力機構(JICA)
- 東京税理士会
- TKC東京都心会
- 東京都行政書士会
- 日本公認会計士協会東京会
- 東京3弁護士会(東京・第一・第二)
- 一般社団法人 東京都中小企業診断士協会
- 東京都知財総合支援窓口

韓国視察団の来訪

2025年7月、全国信用組合中央協会の主催により、韓国信用協同組合連盟傘下の信用組合研究所の所長および大学教授など、計6名の視察団が当組合を訪問されました。

当日は、当組合の概要をはじめ、地域金融機関としての役割や地域・コミュニティとともに歩む当組合の取り組みについて説明を行い、活発な意見交換が行われました。

視察団からは、韓国においても少子高齢化など社会構造の変化に伴い地域経済の活力低下が懸念される中、地域金融機関として信用組合が果たすべき役割に高い関心が寄せられました。とりわけ、地域の特性や顧客ニーズに応じて展開している「コミュニティローン」を通じ、地域事業者の支援や新たな事業の創出につなげている取り組みについて、多くの質問や意見が交わされました。



地域・コミュニティの発展に貢献できる魅力ある人材を育成します

「この人に相談したい。この人にお願いしたい。」
とっていただけるように

他人事ではなく親身に対応できることが重要です。当組合ではそうした人間力の成長に焦点をあてた教育制度を充実させています。思いやりや誠実さを大切にしつつ、「この人に相談したい。この人にお願いしたい。」とっていただけるよう、私たちは日々努力しています。

人として魅力のある職員

多様性を受容・活用する人

男性の
育児休業推進

女性の
活躍推進

子育て
支援会議

年休
取得推進

ボランティア
休暇

障がい者
雇用促進

ダイバーシティ
推進

自分事として取り組む人

かんしん
未来ゼミ

社内 社外
トレーナー

ジョブ
公募

実践力の向上

OJT

基礎研修

テーマ別
研修

相談員
制度

アドバイザー
制度

メンター
制度

当組合の求める職員像は、人として魅力のある職員です。多様性を受容し、活用できる人として、つながり、広がり、育てるを実践し、自分事として主体性を持って取り組むとともに、実践力を向上していくことで、人としての魅力を高めてまいります。

多様性を受容・活用する人

● 男性の育児休業等の推進

当組合では男性職員の育児参加を推進するため、男性の育児休業等の取得向上に取り組んでおります。2025年度は3名が育児休業等を取得しました。

取得率は100%であり、引き続き男性職員の育児参加を推進してまいります。

男性の育児休暇等取得率

2023年度
100%
(2名)

2024年度
100%
(6名)

2025年度
100%
(3名)

職員の声

私は尾久支店に勤務している鈴木です。

家族構成は妻と長男の3人です。

私が育児休業を取ろうと思ったきっかけは、子供の成長にしっかり関わりたいと感じた事、妻の負担を少しでも軽くしたいと考えた事です。出産直後は特に大変だと聞いており、その時間を一緒に乗り越える事が家族にとって大切だと考えました。育児休業については、私は分割して取得しており、柔軟に対応してくれた上司には感謝しております。

実際に育児休業を取得して最も強く感じたのは、子供の成長の速さと、日々の関わり大切さです。子供が生まれた後の数週間は喜び以上に不安がありましたが、妻と二人でしっかり面倒を見る事が出来た為、お互い休みながら生活する事が出来ました。育児は想像以上に体力と気力を使い、特に夜間の対応や家事との両立の大変さについて身をもって体感しました。また、家庭内での役割分担や協力の重要性を改めて考えるきっかけとなりました。

職場を離れることで不安もありましたが、復帰後は時間の使い方や優先順位を意識するようになり、仕事への向き合い方にも良い変化が生まれました。育児休業は単なる休みではなく、自分自身を見つめ直す貴重な時間だったと感じています。

育児休業中には、同僚や上司にサポートしていただいたので、感謝しつつ皆さまに還元できるよう日々成長したいと考えております。



● 女性活躍推進について

当組合は以前より女性活躍推進に取り組んでおり、現在の女性管理職割合は27.9%となっております。女性が長く勤められキャリア形成ができる職場環境を整えていくため、2015年より「子育て支援会議」を定期的に開催し、仕事と家庭の両立ができるよう制度の改善や職場環境の改善に取り組んでいます。また、他の金融機関(那須信用組合・糸魚川信用組合・諏訪信用金庫・東邦銀行・トマト銀行等)とも情報交換を行っており、女性活躍推進への取り組みの輪を広げております。

管理職に占める女性割合数

2024年
3月末
26.9%

2025年
3月末
26.4%

2026年
3月末
27.9%

女性活躍推進について2030年までに女性管理職の割合を35%以上にすることを目標に、引き続き女性職員のキャリア形成を支援し、より活躍できる職場づくりを推進してまいります。

多様性を受容・活用する人

子育て支援会議

2015年より「子育て支援会議」を定期的開催し、仕事と家庭の両立ができるよう制度の改善や職場環境の改善に継続的に取り組み、育休中の職員、復職者、子育て中の男性職員や子育てを経験したベテラン職員などで意見交換を行っております。

2026年2月に開催された同会議には6名の職員(男性2名、女性4名)が参加し、1日のタイムスケジュールや、不安や悩みを共有し、それぞれが仕事と子育ての両立が実現できるような職場環境の整備等についての意見交換が行われました。



年休取得推進

当組合では職員の心と体の健康保持増進のため年休取得推進にも取り組んでおり、全層において70%以上を目指しております。

2025年度：年休取得率

全職員
69%

管理職
63%

担当者
81%

ボランティア休暇

「ボランティア活動」を通して、当組合が求めている職員像「魅力のある人」、「多様性を受容し自分事として取り組める人」になることで、職員のモチベーションアップを目的としております。2021年4月に本制度を導入後延べ5名の職員がボランティア休暇を取得し、「ボランティア活動」に参加いたしました。

ボランティア
休暇取得者

2021年度以降
5名

ボランティア活動へ参加した職員の声

私は亀有支店に勤務している加藤です。

日頃からお世話になっている地域で幅広い世代が集まり地域の課題や温かさに接しながらそこに集まる方々の声を聴き、街の日常に触れたいと思い、子ども食堂の亀有すっぽんクラブの活動にボランティアとして参加しました。

そこでは、仕込みなど調理や配膳などに係わった他、子供たちとレクリエーションを通じて交流を深めました。

この活動を通じて、様々な背景を持つ方々と出会い子ども食堂の存在意義と地域の挑戦を感じることができたとともに、子ども食堂の食事を待ち望んでいる人が多くいる現状を知りました。

この活動が継続的に実施されることで、地域の新しい魅力につながっていったら嬉しいです。



ボランティア活動

障がい者雇用の促進

2020年度から毎年1～2名採用しており、2025年度には障がい者雇用率が3.2%となりました。今後も継続的に障がい者雇用を行っていくとともに、引き続き障がい理解の促進・啓発を行い、様々な価値観や個性を認め合い、助け合い、ともに成長していくことで、他者への「思いやり」のある職員を育成してまいります。

※民間企業の法定雇用率2.5%

※民間企業の実雇用率2.41%（2025年6月厚生労働省集計）

障がい者
雇用率

2025年度
3.2%

障がい理解の促進・啓発（ユニバーサルマナー検定）

障がい者を含む多様な方々へ向き合うための「マインド」と「アクション」を体系的に学び身につけるためユニバーサルマナー検定を導入いたしました。2026年3月末時点で320名の職員（取得率93.8%）がユニバーサルマナー検定3級を取得しており、全職員が段階的に受講していく予定です。



認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、適切な理解のもと行動する職員を育成しており、全職員に対し認知症サポーター養成講座の受講を推奨しております。

2026年3月末現在で272名の職員が「認知症サポーター」の認定を受けております。

「介護支援推進企業」認定取得・セミナー開催

2023年10月、一般社団法人日本顧問介護士協会の介護支援推進企業に認定されました。

日本顧問介護士協会は、ビジネスケアラーが今後本格的に増えていく時代に「身近な人の介護があっても、安心して働き続けられる企業」「この会社なら、介護があってもサポートしてくれる！」と一目でわかることを目的に介護支援推進企業制度を設け、基準を満たした企業に対して介護支援推進企業認定証を付与しています。



当組合では全職員を対象に年1回介護セミナーを実施しており、本年度は同協会の講師を招き、介護に直面した際の具体的な対応の仕方や支援機関の利用方法等を学びました。

その他のダイバーシティ推進の取り組み

職員一人ひとりが、笑顔で働きがいのある職場づくりとワークライフバランスを推進するために、当組合の課題やそれらの解決に向けた意見交換を行っております。



これまでの取り組み

- 結婚祝金贈呈対象者に「パートナーシップ認定者」を追加
- 月に一度の年次休暇取得の推進のため、ポスターを作成し全店へ配布
- 連続休暇取得方法の変更
- ボランティア休暇の導入
- フレックス勤務・在宅勤務の導入
- シトラスリボンプロジェクトへの賛同
- 配偶者出産時の男性特別休暇を3日→5日に拡充
- AI縁結びアプリ「Aill goen」導入



自分事として取り組む人

● かんしん未来ゼミ

職員が興味のあるテーマについて勉強し、知識を深める「かんしん未来ゼミ」。職員自らが問題意識を持ち、職員一人ひとりが自ら考えて行動・発信する力が養われます。

2025年度実施ゼミ



生け花ゼミ



くらしとお金ゼミ



英語ゼミ



手話ゼミ

ゼミへ参加した職員の声

私は、新たな趣味を探しており、その1つとして生け花をやりたいと思っていました。しかし、費用的にもそれなりにすることから、なかなか手を出せずにいました。

そんなとき、生け花ゼミが創設されるということを聞き、参加をしました。初心者なので右も左もわからない状態だったのですが、ゼミ長が生け方の基本から丁寧に教えてくださり作品を作りあげることができました。

植物と向き合ことで心身を癒すマインドフルネス効果や、集中して1つの作品を完成させる達成感を生け花を通して養うことができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。生け花ゼミ研修生第1期生になれたことを嬉しく思います。



生け花ゼミ

● 社内トレーニー・社外トレーニー

転勤や転職をしなければ経験できないような業務を、職員自らが応募し短期間経験できる社内・社外トレーニー制度を導入しています。普段とは違う業務を経験することにより柔軟な思考と多角的なものの見方を養うことで、自ら考え行動できる職員の育成に繋げております。

● ジョブ公募

「ジョブ公募」とは、募集する部署や職務内容、求める人物像、期待する役割などをあらかじめ職員に公開し、応募者の中から適任者を選考・登用する仕組みです。

職員が自ら希望する職務に挑戦することで、仕事への意欲や「やりがい」を高め、組織の活性化を図ることを目的として2021年より導入いたしました。これまでに3名がジョブ公募にて登用されました。

実践力の向上

● OJTについて

入組1年目、2年目を対象に年間教育スケジュールを策定、支店の先輩職員の中からOJTトレーナーを選出、日々OJT研修を実施しています。毎月の教育項目は、基礎知識・基本動作の習得を目的としたカリキュラムとなっています。

「マンツーマン教育指導メモ」により研修生とトレーナーが毎日対話をして習得状況を把握するとともに研修生の心配・不安の早期解消に努めることで支店内の良好な人間関係構築につながっています。OJTトレーナーを担当する先輩職員も研修を受講し、トレー



ナーとしての心構えを学び新人・後輩指導に役立て若手職員のスキルアップを図っています。

● 基礎研修

入組1～3年目までは、基礎をしっかり学ぶための基礎研修を実施しています。

社会人としてのマナーや立ち振る舞い、お客さま対応など、業務に必要な知識・技能を先輩職員から学ぶほか、内部研修や通信教育講座、上部団体が実施する研修にも参加し、金融機関職員として必要な考え方や実務の基礎を身に付けます。

● テーマ別研修

階層別研修において必要とするスキルを身につける一方で、テーマ別研修では各職員がスキルアップのため



に自主的に手を上げ専門知識を学べる研修です。パート職員や派遣社員も受講できる研修です。

● 相談員制度

お客さまの全てのニーズにお応えしようと思うと、職員一人ひとりに様々な分野において高い知識と能力が求められます。とはいえ個人ひとりの力にはやはり限界があります。そこで当組合は、各専門性を持ったメンバーが集まり、チームプレイによる総合力によりお客さまのあらゆるニーズにお応えしようと考えております。職員各人が、自分が学びたい分野の研修生となり、一定期間のカリキュラムと認定試験をクリアすることで、各分野の専門性を高める教育制度が「相談員認定制度」です。相談員となった職員には、その分野における第一線で活躍するとともに、他職員のサポート係としての役割も期待されます。

相談員種類	認定者数
資産形成相談員	86名
事業金融相談員	73名
計	159名

(2026年3月31日現在)

● アドバイザー制度

上記の相談員認定制度の認定者または公的資格取得者から選抜された職員を資産形成アドバイザー・事業金融アドバイザーとして全店に1名ずつ配置し、お客さまの資産の形成や事業の経営に関する様々な相談に対応しております。

● メンター制度

この制度では、経験豊富な先輩職員がメンターとして若手職員をサポートし、業務面だけでなく、プライベートも含めたさまざまな悩みを気軽に相談できる環境づくりを目指します。

また、メンターを務める職員にとっても、他者を支える経験を通じて視野を広げ、将来的に課長職を見据えた成長の機会としています。

SDGsの取り組み

当組合は2018年に「かんしんSDGs宣言」を対外公表し、2021年に都内信用組合と合同で「SDGs(Sustainable Development Goals)宣言」を行いました。

当組合のSDGsへの取り組みは、「地域社会・経済の発展」「ビジネスサイクル・ライフステージにおける不安解消」「環境保全への取り組み」「ダイバーシティ・インクルージョン」の4つを柱とする具体的な取り組みを継続して行い、その具体的な取り組みや成果について毎年検証し今後の取り組みに反映させることで、地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

地域社会・経済の発展

地域創生への取り組み

組合員数

実績値

数値目標

2025年度

46,022人

2030年度

56,000人

コミュニティローン残高

実績値

数値目標

2025年度

11.4億円

2030年度

200億円

ソーシャルビジネス支援への取り組み

ソーシャルビジネス先への融資実行実績（件数/金額）

実績値

数値目標

2025年度

77件
17.5億円

2030年度

120件
6.0億円

ソーシャルビジネス先の伴走先数

実績値

数値目標

2025年度

29先

2030年度

15先

達成

2025年度の実績が数値目標を超えましたが、伴走支援の取り組みを引き続き継続してまいります。

地域

社会の実現

ビジネスサイクル・ライフステージにおける不安解消

事業者支援への取り組み

創業先への融資実行実績（件数/金額）

実績値

数値目標

2025年度

82件
6.2億円

2030年度

100件
6.0億円

「DX対応」「環境問題対応」「人事戦略」などの提案・相談対応件数

実績値（DX／環境／人事）

2025年度

61件

資産形成への取り組み

投信口座利用顧客数（残高有顧客）

実績値

数値目標

2025年度

3,979人

2030年度

10,000人

事業承継・M&Aに係る相談対応件数

実績値

数値目標

2025年度

85件

2030年度

300件

積立投信利用顧客数（積立契約顧客）

実績値

数値目標

2025年度

2,608人

2030年度

4,600人

ビジネスサイクル・ライフステージ

かんしん「SDGs宣言」



かんしん
「SDGs宣言」は
こちらを
ご覧ください。

https://www.daiichikanshin.com/pdf/kanshin_sdgs.pdf

3年間の取り組み

組織について

監督指針の要請等に基づく開示

主要な事業の内容・手数料のご案内

財務諸表

環境

持続可能な

人権

環境保全への取り組み

環境問題対応の
提案・相談対応件数

実績値

2025年度

31件

LED化の店舗数
(所有15店舗中LED化の店舗数)

実績値

所有15店舗LED化完了

(主要スペースのLED化)

1店舗当たりの削減量
コピー用紙

実績値 (2020年度との比較)

2025年度

▲10.0%

1店舗当たりの削減量
電力使用量

実績値 (2020年度との比較)

2025年度

▲8.7%

完了



ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み

教育資材を寄付した学校数
(延べ)

実績値

2025年度
45校
(累計218校)

数値目標

2030年度
累計250校

ワクチンの寄付本数

実績値

2025年度
185.6人分
(累計699.8人分)

金融セミナー・インターンシップ
開催回数

実績値

2025年度
12回

女性管理職の割合

実績値

2025年度
27.9%

数値目標

2030年度
35%

障がい者雇用率

実績値

2025年度
3.2%

数値目標

2030年度
3.0%

達成

2025年度の実績
が数値目標を超
えましたが、今
後も継続的に障
がい者雇用を進
めてまいります。

※累計実績は2021年度以降の実績値です。

※数値目標の設定に適していない項目につきましては、年度の取組実績を記載しております。

総代会

信用組合は、組合員の相互扶助と地域密着を理念とした金融機関です。

当組合は、地域の金融円滑化と経済的地位の向上に寄与することを経営の基本方針としています。

信用組合の根拠法

- ◆ 中小企業等協同組合法
- ◆ 協同組合による金融事業に関する法律

組合員の資格

組合員資格は、中小企業等協同組合法及び定款により次のとおり定められています。

- (1) 信用組合の営業区域内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模事業者（事業の規模については、業種別に要件があります）
- (2) 信用組合の営業区域内に住所または居所を有する者
- (3) 信用組合の営業区域内において勤労に従事する者
- (4) 信用組合の営業区域内において事業を行う事業者の役員
- (5) 信用組合の営業区域内に転居することが確実と見込まれる者

総会（総代会）

組合員は出資口数に関係なく、おのの一個の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参画できます。しかし、当組合の組合員は大変多く、総会の開催は事実上不可能であることから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催される通常総代会と臨時総代会がありますが、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選出等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営されます。

総代とその選出方法

- (1) 総代の任期、定数
 - ① 総代の任期は3年です。
 - ② 総代の定数は、120人で選挙者名簿に記載された選挙者数に応じて各選挙区ごとに定められています。なお、2026年3月末における総代は119名です。

- (2) 総代の選出方法
総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。この総代は、定款や総代選挙規約に基づき組合員のうちから選挙によって選ばれています。総代の立候補、推薦にあたっては選挙区の選挙者名簿に記載された3名以上の組合員の推薦を必要とすることを、第58期通常総代会で議決しました。

- (3) 総代の選挙区・定数・総代数
総代選挙規約に定める選挙区、総代定数、総代数は次のとおりです。

総代の選挙区・総代定数・総代数

(単位:人)

選挙区	総代定数	(総代数)	選挙区	総代定数	(総代数)	選挙区	総代定数	(総代数)
1 神楽坂支店	7	(7)	9 目白支店	5	(5)	17 青戸支店	7	(7)
2 墨田支店	5	(5)	10 東浅草支店	5	(5)	18 水元支店	5	(5)
3 巢鴨支店	5	(5)	11 羽田支店	5	(5)	19 中野新橋支店	6	(6)
4 鶯谷支店	5	(5)	12 東十条支店	5	(5)	20 千駄ヶ谷支店	4	(4)
5 尾久支店	5	(5)	13 目黒支店	5	(5)	21 篠崎支店	4	(4)
6 千田町支店	6	(6)	14 東銀座支店	4	(3)	22 本店営業部	9	(9)
7 向島支店	5	(5)	15 大森駅前支店	5	(5)			
8 亀有支店	9	(9)	16 秋葉原支店	4	(4)			

2026年6月24日現在

(注) 現在の総代は2025年7月に実施した選挙で選出され、任期は2028年7月までとなっております。

総代の属性別構成比

職業別: 法人役員	108名 (90.8%)	個人事業主	9名 (7.6%)	個人	2名 (1.6%)
年代別: 30代	1名 (0.8%)	40代	4名 (3.4%)	50代	25名 (21.0%)
60代	36名 (30.3%)	70代以上	53名 (44.5%)		

第77期通常総代会

今年度の総代会は2026年6月24日(水)15:00より本店3階大会議室にて開催されました。

当日は、当組合の議決権を有する総代119名のうち、115名がご出席され(うち書面による議決権を行使する総代53名)、議案を審議する必要な定数を満たしており、総代会は有効に成立いたしました。

第77期通常総代会においては以下の議案が付議され、担当役員からの説明ののち質疑応答を経て、原案の通り可決承認されました。

- 第1号議案 第77期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 優先出資の買入・消却の件
- 第3号議案 第78期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第4号議案 定款第19条による法定脱退承認の件
- 第5号議案 理事選出の件
- 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



総代さまからの主なご質問と当組合の説明

◆人員計画について

職員数は減少していますが、パート職員、派遣社員の活用や事務効率化を進めています。また採用も積極的に実施しており、26年度は昨年度を5名上回る新入職員が入組いたしました。こうした施策によりお客さまへの金融サービスの提供に支障のない人員の確保を行っております。

総代の皆さま

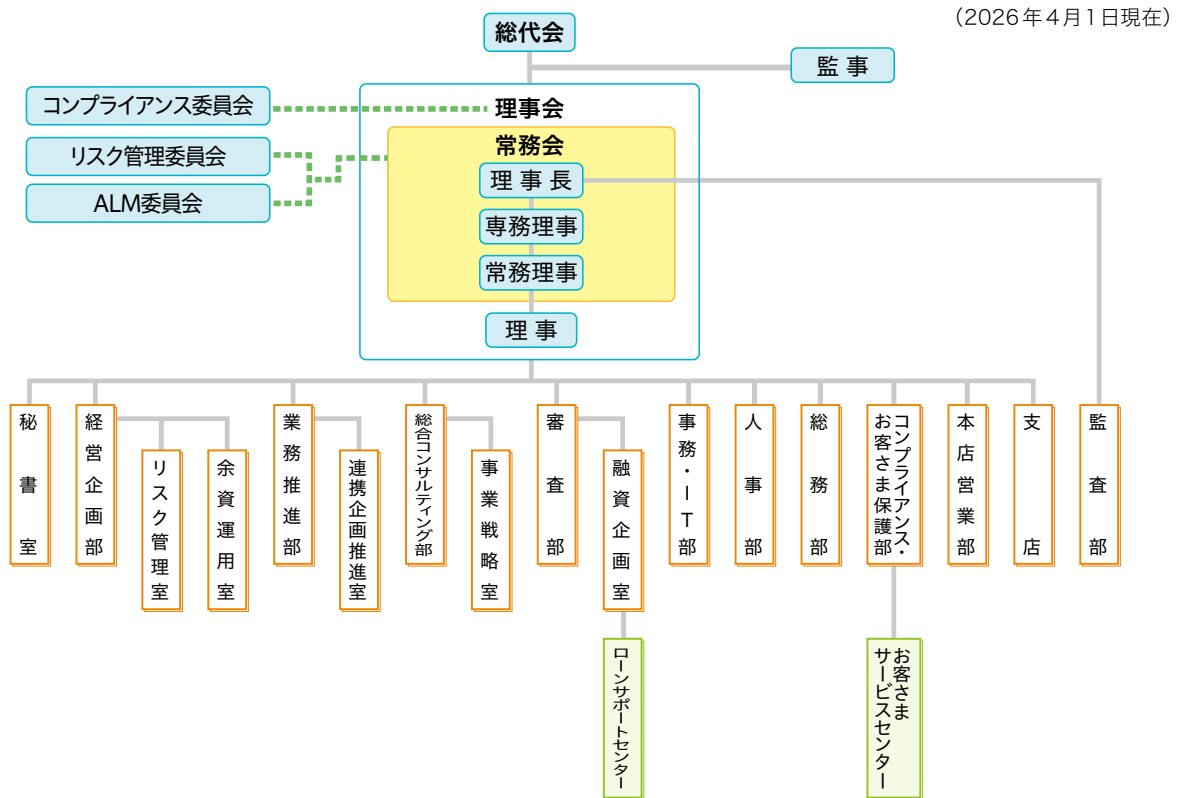
(敬称略・2026年6月24日現在)

店舗名	総代							
神楽坂支店	萩原 秀治④	渡辺 和子④	熊谷 誠③	日置 智己③	高井 俊一②	片寄 裕市①	齋藤 昭人①	
墨田支店	根本 幸彦◆	松丸 喜一郎④	新坂 薫③	榎本 富士男②	福岡 哲雄①			
巣鴨支店	福田 成康◆	清水 正司⑤	竜田 胤徳③	塚田 容子③	中根 武②			
鶯谷支店	石井 政夫⑥	吉田 秀雄④	中村 一彦③	中出 浩史②	山岸 栄一①			
尾久支店	鈴木 文男◆	大関 直行④	長谷部 忠彦④	浅野 盛光③	益子 秀春②			
千田町支店	風間 清貴◆	野吾 行範⑥	阿久津 公一④	鎌谷 満也④	須藤 貢一③	本部 正孝②		
向島支店	浦野 芳正◆	河原 勝子④	廣田 健史④	雨宮 早木子②	海野 正人②			
亀有支店	佐藤 信高◆ 小河原 淳一②	佐藤 尚吾◆ 三浦 啓行②	山口 友美⑥ 富永 浩輝①	遠藤 隆浩③	小嶋 丈浩③	生駒 久人②		
目白支店	浅原 賢一④	浅見 幹夫④	田中 順③	鈴木 理明②	高木 直①			
東浅草支店	遠藤 和男⑤	榎 一郎④	江原 正剛③	石田 幸康①	佐久間 雄太①			
羽田支店	小林 篤④	森河 道太④	花島 学③	蕪崎 隆志②	古室 則和②			
東十条支店	栗原 良一◆	笛木 章雄◆	福地 秀人◆	常住 豊③	板垣 和夫②			
目黒支店	中崎 政和⑥	伏見 浩一⑤	鈴木 保夫④	三村 俊隆④	高橋 俊市①			
東銀座支店	武田 恒男③	白坂 亜紀②(本名:中山 亜紀)	曾根崎 武吉①					
大森駅前支店	濱 基司④	池田 昌宏③	佐々木 豊③	竹内 巖②	皆川 祐一②			
秋葉原支店	佐竹 信敬◆	宇野 一郎⑥	河合 泰祐⑤	水林 孝之⑤				
青戸支店	小島 恵真⑥	荒岡 正則④	堀切 恵子④	山田 茂④	木下 隆文③	清田 典且③	淀川 勇①	
水元支店	矢部 文雄⑤	穴澤 辰幸③	佐々木 勝世③	神谷 智洋②	寺澤 正博②			
中野新橋支店	藍川 真樹④	金子 康男④	仲野 聖司④	横山 哲三④	成瀬 英治③	宮本 和宏②		
千駄ヶ谷支店	山口 毅③	牛久保 陽一①	小谷 信一郎①					
篠崎支店	石井 隆◆	媚山 博行④	柳内 光子④	指田 茂③				
本店営業部	斉藤 源久◆ 増田 努③	佐藤 則道◆ 山本 卓也③	浅田 松太④	磯野 真也④	三田 芳裕④	久保 謙維③	田辺 幸一③	

※氏名の後に就任回数を記載しております(◆は就任回数7回以上)。

※氏名開示の同意を得られていない総代につきましては記載しておりません。

当組合の組織図



役員一覧

(2026年7月1日現在)



- ◆ 理事長 (中央)
浪江 徹 (なみえ・とおる)
(担当) 業務全般統轄、監査部
- ◆ 専務理事・業務推進部長 (左端)
鈴木 正博 (すずき・まさひろ)
(担当) 業務推進部、総合コンサルティング部 (主)
- ◆ 常務理事 (右端)
伊藤 謙治 (いとう・けんじ)
(担当) 経営企画部、事務・IT部、人事部、コンプライアンス・お客さま保護部

- ◆ 理事 人事部長
鈴木 国男 (すずき・くにお)
- ◆ 理事 経営企画部長
小野寺 智之 (おのでら・ともゆき)
- ◆ 理事 秘書室長
山下 一秀 (やました・かずひで)
(担当) 秘書室、総務部、審査部、総合コンサルティング部 (副)
- ◆ 非常勤理事
河野 明 (こうの・あきら)

- ◆ 常勤監事
牧野 剛 (まきの・たけし)
- ◆ 非常勤監事
山内 久光 (やまうち・ひさみつ) (*)

(*) 山内氏は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の3第1項に定める員外監事であります。

会計監査人

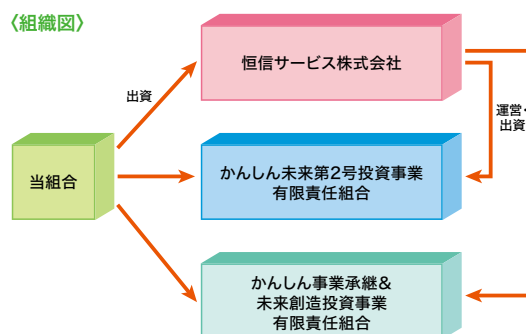
みのり監査法人 (2026年3月31日現在)

当組合の子会社

当組合及び子会社等の主要事業内容・組織構成

当組合グループにおいて営まれている主要な事業の内容と当組合ならびに重要な子会社・子法人・関連法人等の位置付けは次のとおりです。

- ◆当組合は、本店のほか支店・出張所において預金業務、貸出業務、内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しており、市川法人営業所は各種融資相談業務を行っております。
- ◆恒信サービス株式会社は、当組合の事業用不動産の管理及び事務代行を主業務としております。
- ◆かんしん未来第2号投資事業有限責任組合、かんしん事業承継&未来創造投資事業有限責任組合は投資事業財産の運用及び管理を主業務としております。



子会社等の状況

（2026年3月31日現在）

会社名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本金	当組合出資比率
恒信サービス株式会社	東京都新宿区四谷2-13	当組合の事業用不動産の管理及び当組合の事務代行・不動産の所有、管理及び賃貸・文書、証券等書類の作成、印刷、配送等	昭和61年11月15日	250百万円	100%
かんしん未来第2号投資事業有限責任組合	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町659番地	投資業務	平成30年1月12日	300百万円	—
かんしん事業承継&未来創造投資事業有限責任組合	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町659番地	投資業務	令和元年5月31日	175百万円	—

当組合の沿革とみずほフィナンシャルグループとの関係

当組合の沿革

1921年（大正10年）7月	日本勧業銀行職員を対象として、産業組合法に基づき、保証責任信用購買利用組合互援会を設立。事務所を東京都千代田区内幸町1-1の日本勧業銀行本店内に置く。
1965年（昭和40年）3月	東京都23区一円を営業地区とする地域組合に改組するとともに、名称を日本勧業信用組合に改称。
1965年（昭和40年）5月	本店を東京都新宿区神楽坂5-3に置き、地域組合としての業務を開始。
1971年（昭和46年）10月	旧日本勧業銀行と旧第一銀行の合併に伴い、第一勧業信用組合と改称。
1981年（昭和56年）10月	宝成信用組合と合併。
1982年（昭和57年）11月	東京都新宿区四谷2-13に新本店完成。
1998年（平成10年）8月	逓信信用組合から事業譲渡を受ける。営業地区を東京都内全域に拡大。
2002年（平成14年）6月	都民信用組合北支店から事業譲渡を受ける。
2017年（平成29年）7月	東京一円、千葉県浦安市、千葉県市川市に営業地区を拡張。
2020年（令和2年）4月	市川法人営業所を開設。
2026年（令和8年）4月	中期経営計画『変化を好機に ともに挑戦 新たな未来へ（Change Chance Challenge）』スタート。

みずほフィナンシャルグループとの関係

第一勧信はみずほフィナンシャルグループとの緊密な関係を保っています。

当組合は、日本勧業銀行の職域組合（1921年設立）が母体となり、1965年に、地域信用組合「日本勧業信用組合」としてスタートいたしました。1971年には、日本勧業銀行と第一銀行が合併し第一勧業銀行が誕生したこととともない、名称を「第一勧業信用組合」に改称し現在に至っております。

このように銀行直系の信用組合として発足した沿革から、第一勧業銀行と緊密な関係を保ってきた長い歴史があります。また、2002年3月には第一勧業銀行とその親密会社から優先出資を受け、直接的な出資関係もある金融機関となっております。

その第一勧業銀行は、富士銀行・日本興業銀行とともにみずほフィナンシャルグループを結成し、みずほ銀行として再編されましたが、当組合との関係は従来同様変更はありません。

なお、当組合の名称は、すでに50年におよぶ長い間、地域の皆さまに愛着を持っていただいていることから、第一勧業銀行がみずほ銀行となりましたが、現在のところ私どもが名称を変更するということは考えておりません。

当組合は、第一勧業銀行の直系信用組合として発足した経緯を大切にしつつも、地域金融機関としての特色を発揮し、地元組合員の皆さまのご繁栄のため、今後とも自主独立の経営に専念してまいります。

リスク管理

リスク管理態勢

金融の自由化等の進展により、金融機関業務はますます多様化・複雑化しており、それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど信用組合の抱えるさまざまなリスクも増大し、信用組合の経営に影響を与えております。そのため、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。

当組合では、このような観点から、リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、当組合のリスクを一元的・統合的に管理するためにリスク管理統括部署として「リスク管理室」を設置し、各リスクの管理状況について理事会等で報告しております。また、「統合的リスク管理方針」を定め、全般的なリスク管理の態勢を定めた「統合的リスク管理規程」や各リスクごとの管理規程等により、各リスクの回避あるいはコントロールを図っているほか、業務執行部署及びリスク管理部署から独立した監査部が、被監査部室店の業務運営及び内部管理態勢についての検証、評価を実施しております。さらに経営者層はもちろんのこと、全職員がリスクの所在を認識し、この管理に積極的に取り組み、改善に努める企業風土の醸成を目指しております。また、大規模な災害やシステム障害等に備え「非常災害等発生時対策要領（コンティンジェンシープラン）」を定め訓練を実施する等、万が一の場合も可能な限り金融サービスを継続してお客さまに提供する態勢を整備しております。

各種リスクと対応

信用リスク

貸出先の経営悪化により、貸出金が回収不能または貸出利息が回収不能になるリスクです。

当組合では、審査部門と業務推進部門を分離しているほか、一定額以上の貸出については、審査部門以外の責任者を交えた「審査会」で協議のうえ貸出の可否についての決定を行うなど、厳格な審査態勢をとっております。また、信用リスク管理においては、クレジットポリシーを定めているほか、「資産自己査定実施要領」等による厳格な自己査定の実施など、適切な運用に努めております。さらに、取引先の経営改善にも積極的に取り組んでおります。

研修教育態勢については、内部研修、外部研修、本部から営業店への臨店による指導等を通じて職員に対して融資対応力の向上を図っております。

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価格が変動し、損失を被るリスクで、具体的には金利リスク、価格変動リスク、為替リスクがあります。

当組合では、ALM 委員会を設置し、リスクを管理するとともに運用・調達方針について協議、調整を行っております。また、ALM 分析をより精緻なものとするため SKC-ALM システムを導入し、金利感応度を用いたギャップ分析や時価損益評価分析及び ΔEVE 分析等によりリスク額を把握するとともに、リスクリミットを設定し限度管理を徹底しております。

流動性リスク

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）や、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

当組合では、経営企画部が「流動性リスク管理の基本方針」及び「同管理規程」に従い資金繰りを適切に管理、運営しており、リスク管理室が逐次その状況をモニタリングしリスク管理委員会等で報告しています。

事務リスク

不正確な事務処理や、事務上の不正行為等により損失を被るリスクです。当組合では「事務リスク管理の基本方針」のもと、事務全般にわたり事務手続・マニュアルを整備し「基本に忠実な事務処理」「ダブルチェック態勢」を徹底することによりミスや不正の発生を防止し、万が一の発生時も速やかに発見する態勢をとっています。また、この態勢が有効に機能しているかを本部による実地指導・店内検査・監査部監査で確認し、必要な場合は改善策を講じるプロセスを実施しております。

オペレーショナルリスク

システムリスク

コンピュータシステムのダウン・誤作動や、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。コンピュータシステムを安全に稼働させることは、安定した金融サービスの提供に不可欠である一方で、技術革新や社会環境の変化にともなうシステムリスクの状況も急速に変化しつつある状況を踏まえ、当組合ではセキュリティポリシー等規程類と内部管理態勢を整備し当組合の情報システムの安全維持に努めているほか、共同センターである信組情報サービス（SKC）との連携を密にしセンターでのリスク管理状況を確認する等、システムリスクを適切に管理する態勢を整備しております。

法務リスク

法令や契約等に違反することにより、損失被害を被りあるいは信用を失うリスクです。当組合では「法務リスク管理の基本方針」及び「同管理規程」を定め、管理態勢及びチェック態勢などを明確にし、適切に管理しております。

風評リスク

真実と否とを問わず好ましからざる情報や風評等の流布により、信用や評判が悪化し損失を被るリスクです。当組合では「風評リスク管理の基本方針」及び「同管理規程」を定め、管理態勢を明確にし、定期的なチェックをするなどして適切に管理しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク

商品・サービス、取引形態や顧客属性等にかかるマネー・ローンダリング等のリスクです。当組合では「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理の基本方針」及び「同管理規程」を定め、管理体制を明確にし、適切に管理しております。また、マネー・ローンダリング等を防止し、業務の適切性を確保するため、上記管理規程の中に「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」を定め、組合内の横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取り組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警視庁の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客さま情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客さまには、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お客さまへのお願い

マネー・ローンダリング等への対策の一環として、当組合にてご預金口座をお持ちのお客さまに対し、ご本人さまであることや、お取引の目的の確認等のためにお手紙・ハガキをお送りすることがございます。お手元に届きましたら、ご多用中のところ大変お手数ですが、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、当組合がお送りするお手紙等で、お客さまのキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることは絶対にありません。

金融庁のホームページ「金融機関窓口や郵送書類等による確認手続きにご協力ください」はこちら



一般社団法人全国信用組合中央協会のホームページ「信用組合をご利用のお客さまへのお知らせ」はこちら



コンプライアンス

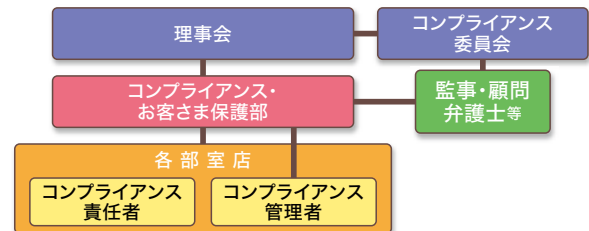
コンプライアンス態勢

基本方針

当組合は、協同組合組織である地域信用組合として高い公共性を有し、地域の経済・社会の健全な発展に資するという重要な使命を負っています。この使命を全うするためには、業務の健全かつ適切な運営と、それを通じた揺るぎない信用・信頼の確立が不可欠です。法令・諸規則等を遵守し、いかなる場合においても社会的規範にもとることのない公正で透明性の高い経営が、協同組合としての当組合の経営の基本原則であると位置付け、役職員一人ひとりが日々の業務のなかでこれを着実に実践できるようコンプライアンスの推進に努めております。

運営態勢

当組合では、理事会がコンプライアンスを統括するとともに、理事、非常勤理事及び監事等により構成されるコンプライアンス委員会（委員長：理事長）にて重要事項の審議を行っております。コンプライアンスを実践するための統括、企画・推進、遵守状況のチェック等を行う部署としてコンプライアンス・お客さま保護部を設置しております。また、各部室店においては、その長がコンプライアンス責任者として指導・実践しております。また、その補佐を担うコンプライアンス管理者を設けコンプライアンス態勢の強化を図っています。



コンプライアンス活動

倫理面での具体的な行動基準や、コンプライアンス・お客さま保護上のポイント、業務上遵守すべき諸規則等を「コンプライアンス・お客さま保護マニュアル」に収録し、全役職員に周知徹底を図っています。加えて、階層に応じた研修会を開催して、役職員の知識・倫理の向上に努めております。

さらに、コンプライアンスの遵守状況をチェックするための態勢として、各部室店自ら行う第一次チェック、監査部、監事による第二次チェック、コンプライアンス委員会による第三次チェックを実施することでコンプライアンスの徹底に努めております。

このようなコンプライアンスに関する様々な態勢整備、研修、チェック等を実施するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、その実施状況をフォローアップしております。

融資説明態勢の整備

融資説明の態勢に関しましては、基本規程として「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」を制定し、お客さまへの説明態勢及び相談苦情処理態勢の充実を図っておりますが、法令等の改正により本規程を一部改定し、2005年4月以降、捺印の徴求及び個人の保証人に対する包括根保証契約の締結は行わないことといたしました。

また、お客さまに対する適正な融資説明に努め真の信頼関係を構築していく観点から、実務対応をまとめた「融資説明の手引」を制定し、当組合における融資説明態勢の整備を図っております。

具体的には、取引約定書は2002年8月に双方署名方式に改めておりますが、個人に対する根保証契約は貸金等根保証契約書でいただくとともに、説明項目を取引約定書・担保・保証に分け、説明するポイントを明示して職員に勉強会等により徹底しております。

ご契約にあたっては、面談者をご本人であること、及び借入意思のあることを確認し、契約内容を理解、納得していただいたうえで、面前でご本人から契約書に自署・押印をいただき、契約書の写しをお渡ししています。

2014年2月以降、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証ガイドライン」を自主的に尊重し、経営者との保証契約を締結する場合には丁寧かつ具体的な説明を行うことを徹底しております。

情報管理態勢の整備

2005年4月より施行された「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に基づき、顧客情報の漏洩、流出を防止するための管理態勢を構築しております。

具体的には、「個人情報保護規程」のほか諸規程を整備し、全職員に対し個人情報に関する安全管理措置の周知徹底を図っております。

個人情報を取得する際には、あらかじめ利用目的を特定しておき、本人に通知または公表することになっています。当組合では、個人情報の利用目的を明記した個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を制定・公表しており、当組合のホームページでもご覧いただけます。

主な法令遵守状況

項 目	遵 守 状 況	関 係 法 令
員外預金	当組合の員外預金の総預金残高に占める割合は2026年3月末現在で14.93%であります（預金総額の20%まで法律により員外預金が認められています）。	中企法 第9条の8第3項
員外貸出	当組合の員外貸出の総貸出金残高に占める割合は2026年3月末現在で0.33%であります（貸出総額の20%まで法律により員外貸出が認められています）。	中企法施行令 第14条第2項
役員等の兼業・兼職	当組合では、法律に抵触する役員の兼職・兼業はありません。	中企法第37条
外部監査	第77期は、みのり監査法人の監査を受けております。	協金法第5条の8第1項

（注）中企法＝中小企業等協同組合法、協金法＝協同組合による金融事業に関する法律

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、同原則に従い「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定、公表し、同原則の変更に伴い2022年6月ならびに2025年9月に改定しました。お客さまの資産形成に関する業務において、お客さまの利益を第一に考え、お客さまのニーズや利益に真に適う商品・サービスを提供するための取組みを実践しております。

また、2005年12月の改正保険業法施行規則の施行に伴い、保険募集にかかわるお客さま保護を目的とした「保険募集指針」を制定し、公表しております。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、一人でも多くのお客さまとの信頼関係を築き、お客さまに寄り添い、一心同体となり課題や困りごとを解決することで、地域社会の発展・成長に貢献するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」（以下、「本取組方針」）を策定・公表するとともに、本取組方針を踏まえたより良い金融サービスの提供を行ってまいります。

1. お客さま本位の業務運営に関する基本方針の策定と公表

お客さま本位の考え方に基づく業務運営の実現に向けて、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を定め、お客さま本位で行動することを実践してまいります。

また、本取組方針に係るおよび取組状況を定期的に公表することにより、本取組方針の定着化を図るとともに、定期的に見直しを行い、より良い業務運営を実現してまいります。

2. お客さまの最善の利益の追求

(1) お客さまに最も適した商品・サービスをご提供するために、高い倫理観を持ち、お客さまの最善の利益の実現に向けて、誠実かつ公正に業務を行います。また、お客さま本位の業務運営が、当組合の組織文化として定着するように取組んでまいります。

(2) 真にお客さま本位の金融サービスを提供し、お客さまの最善の利益を追求していくことを通じて、末永くお取引頂けるお客さまを一人でも多く増やし、ひいては当組合の存在価値を一層高めていくことを目指します。

3. 利益相反の適切な管理体制

(1) 法令諸規則ならびに「利益相反管理方針」に基づき、お客さまに対して適切でない取引が行われることのないよう、お客さまとの利益相反の可能性を把握し、適切に管理いたします。

(2) 当組合および当組合の関係会社等とお客さまとの間、あるいはお客さまと他のお客さまとの間で発生する利益相反を防止するため、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれがある取引等を特定・類型化し、あらかじめ管理方法を定めて管理します。

4. お客さまにご負担いただく手数料等

お客さまにご負担いただく手数料その他の費用について、どのようなサービスの対価に関するものかを含め、十分ご理解いただけるよう分かりやすい情報提供に努めます。

5. 重要な情報の分かりやすい提供

お客さまに金融商品をご提案する際には、お客さまの投資経験等を考慮し、重要情報シートを活用し、金融商品のリスクや運用実績、取引条件などの重要な情報を分かりやすく丁寧に説明いたします。

6. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供

(1) お客さまがお考えになるライフプランや金融商品に対するご意向を第一とし、お客さまの投資経験やお取引の目的等に照らし、最適な商品やサービスをご提案いたします。

(2) 特に、投資がはじめてのお客さまや高齢のお客さまにつきましては、ご提案する商品やサービスが適切かどうか、より慎重に判断いたします。

(3) 多様化するお客さまのニーズにお応えするため、幅広い商品ラインアップの構築に努めます。

(4) 商品やサービスの販売状況やお客さまの反応などの情報を商品の組成会社とも適切に連携して共有・活用し、必要に応じて商品ラインアップの見直しを行うことで、お客さまの最善の利益の実現を目指します。

7. 役職員に対する適切な動機づけの仕組み

お客さま本位の業務運営を実現するため、FPなどの資格取得を奨励するとともに、業績評価や研修体系の構築など、職員に対する適切な動機づけの仕組みやガバナンス体制を整備いたします。

《お客さま本位の業務運営に関する取組方針》の取組状況

当組合は、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づく取組みを実践し、取組状況を定期的に公表してまいります。

・「取組状況」は次のURLまたは右のQRコードからご確認いただけます。
https://www.daiichikanshin.com/wp-content/themes/kanshin/pdf/guideline/fd_situation.pdf



保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

○当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。

万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。

○当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。

○当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。

○当組合が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。

(1)保険契約者・被保険者になる方が次のいずれかに該当する場合には、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方

(以下、総称して「融資先法人等」といいます)

②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2)上記(1)に該当する当組合の組合員の方及び従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方で当組合の組合員でない方を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたり通算しての保険金額の合計を、次の金額以下に限定させていただきます。

①生存または死亡に関する保険金額：1,000万円

②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額

(a)診断等給付金(一時金形式)：1保険事故につき100万円

(b)診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円

(c)疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】 ※合計1万円

(d)疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円

【特定の疾病に限られる保険は40万円】 ※合計40万円

(3)お客さまが、当組合に事業に必要な資金の融資を申込まれている期間中は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品のお取扱いはできません。

○当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社及び事務代行会社と連携してご対応させていただくことがございます。

○当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

・第一勧業信用組合 コンプライアンス・お客さま保護部 お客さまサービスセンター

電話番号：03-3358-9447

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日及び金融機関の休日を除く)

・事務代行会社 東京恒友株式会社(アフラック取扱商品を除く)

電話番号：03-5296-0495

受付時間：当社営業日の午前9時～午後5時

・アフラック取扱商品 株式会社トータル保険サービス

フリーダイヤル：0120-307-024

受付時間：当社営業日の午前9時～午後4時

地域密着型金融への取り組み状況

地域密着型金融への取り組みについて

当組合は、2005年度から「地域密着型金融推進計画」を策定し、事業再生・中小企業金融の円滑化、経営力の強化、地域利用者の利便性向上等、地域密着型金融の機能強化に取り組んでまいりました。お取引先や地域の皆さまのニーズを的確に把握し施策に反映させることにより、ニーズに適した金融サービスの提供に努めてまいりました。

2023年度からは、新たに「相互扶助の精神に基づき、皆さまとともに地域・社会の持続的な発展に貢献する」を経営理念に掲げ、「お客さま第一主義」のもと、より一層地域の発展に積極的に貢献できるよう、お客さまの経営支援に取り組んでおります。

経営課題解決・伴走支援

コンサルティング機能の発揮が求められる中、本部内「総合コンサルティング部」では、営業店現場のサポート部隊として時には直接事業主の皆さまとお会いし、対話しながら日ごろから直面している様々な課題や悩みを、一緒になって考え、その解決や将来の発展に向けた様々な伴走支援に注力しております。

外部機関等との連携

当組合は、金融庁より「中小企業経営力強化法」に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けており、経済産業省による中小企業・小規模事業者支援施策に積極的に取り組んでおります。また、中小企業の支援を目的とした「地域プラットフォーム」（とうきょうビジネス創造連携プラットフォーム）に加盟し、経営支援の専門家の派遣依頼等のサポートを強化しております。主な取り組みは以下のとおりです。

- 各種補助金申請
- 補助金申請のための他の認定支援機関との覚書締結
- 経営改善計画策定支援事業
- ミラサポ活用による専門家派遣

その他支援に必要な様々な専門家（士業・コンサル）や専門業者（人材、建築不動産、決済流通、サービス、事業承継、クラウドファンディング等）と独自につながり、連携・協力体制を構築しております。

東京都と連携して実施する融資制度の取り扱い

東京都と地域金融機関が連携し金融支援を適切かつ円滑に実施して中小企業の振興を図ることを目的とした「東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度」の取り扱いを開始し、高い技術力や優れたビジネスプラン等を有している企業への事業性融資を行っております。

東京都と都内信用組合が連携して2014年7月に開始した「女性・若者・シニア創業サポート事業」により、創業支援に早くより力を入れてまいりました（2024年3月末終了）。2024年4月には後継制度「女性・若者・シニア創業サポート事業2.0」が開始しており、引き続き地域発展を支える創業者の支援を積極的に行っております。

外国人が東京で起業しやすい環境の整備を図るために東京都と取扱金融機関が連携し外国人起業家に対し融資と経営支援を行う「外国人起業家の資金調達支援事業」が2022年6月に開始され、取扱金融機関に認定されました。外国人の金融排除という課題解決のために、積極的な支援を行いました（2024年3月末終了）。

実行実績（2026年3月末時点）

（単位：百万円）

女性・若者・シニア創業サポート事業（旧制度）	2,165	女性・若者・シニア創業サポート事業2.0（新制度）	313
------------------------	-------	---------------------------	-----

日本政策金融公庫との連携

当組合と株式会社日本政策金融公庫新宿支店は、「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、中小企業事業者支援における連携スキームを構築しました。

創業支援、企業再生、海外展開支援等における事業計画の策定支援や融資等を協調行うことにより、中小企業振興のための質の高いサービス連携を目指しております。

2026年3月末残高

（単位：百万円）

コミュニティローン融資残高	1,138	創業支援融資残高	1,667
---------------	-------	----------	-------

お客さまニーズへの対応

皆さまから寄せられたご意見・ご要望を踏まえて、改善を行った項目等の公表について

改善を行った項目

お客さまのご要望や幅広いニーズにお応えできる商品・サービスの提供を目的として、利便性の向上に向けた改善策の検討を行い、次の改善項目について取り組みを実施しております。

サービスの提供等で改善を行った項目

2015年4月から、平日の当組合カードでのATM利用手数料（時間外手数料）を無料としました。組合員の方は、土日祝日の利用手数料も無料としました。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し、遵守するための態勢を整備しています。

中小企業等の経営者と保証契約を締結する場合、また、当該保証人が「経営者保証に関するガイドライン」に則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、誠実に対応し、取引先との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めるとともに、ガイドラインの活用促進に向けた適切な対応を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用にかかる取り組み事例

1. 主債権者及び保証人の状況、事案の背景等

- A社は、首都圏を中心に低価格・高品質を前面に打ち出し展開している住宅建売業者。業況は安定推移中。
- A社においては従来から事業用の資産は法人の所有とし、法人と経営者の資産は明確に区分、法人と経営者の間の融資はない。
- 前記等の理由より、A社に対しては経営者保証を求めないで融資対応を行っている。
- 今回、分譲用地として土地購入のため新規融資申込あり、従来通り経営者保証を求めなかったもの。

2. 取り組み内容

- 当組合の審査においては、①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること②法人と経営者の間の資金やりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないこと③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること④法人から適時適切に財務情報等が提供されていること⑤個別プロジェクトによる担保の提供があること等、従来から良好なリレーションが構築されていることを勘案した上で経営者保証を求めない融資を行っている。
- 今後の資金に関しても経営者保証を求めない融資を行う予定であり、更なる取引深耕が期待される。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	2023年度	2024年度	2025年度
新規に無保証で融資した件数	374件	477件	493件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.09%	16.18%	17.15%
保証契約を解除した件数	9件	14件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関としたものに限る)	一件	一件	一件

(注) 有保証で融資した新規融資件数に占める監督指針に基づき適切な説明を行った割合は、2025年度は100%です。

金融円滑化の取り組み

2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法(中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律)は2013年3月31日をもって終了しましたが、当組合は中小企業金融円滑化法終了後も、お客さまからの貸付条件の変更等の申込みに対しては引続き以下の対応方針に則り、積極かつ柔軟に対応しております。

貸付条件の変更等の申込みに対する対応方針

- 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について
当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客さまが、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済方法ご返済額変更等ご相談窓口」等において、貸付条件の変更等の申込み・ご相談に応じます。
- 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について
当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客さまが、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済方法ご返済額変更ご相談窓口」等において、貸付条件の変更等の申込み・ご相談に応じます。
- 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について
(1) 当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客さまの実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資企画室に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、審査部が貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
(2) 融資企画室において、お客さまからの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等いたします。また関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
(3) 各営業店及び審査部において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客さまに対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
(4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客さまの利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。
- 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について
当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客さまのご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。
- お客さまへの説明態勢の充実について
当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客さまとのこれまでの取引関係やお客さまの理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。
また、お客さまのライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。
- 貸付条件の変更等の実施状況の公表について
当組合は、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況(累積件数)を年次(3月末)毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

中小企業金融円滑化法に基づく措置の実施状況

2009年12月4日～2026年3月31日までの貸付条件の変更申込み、及び3月31日現在での実行状況

		(単位: 件・百万円)	
中小企業者のお客さま		申込み	3月31日現在で実行済のもの
	件数	46,796	44,520
住宅資金をご利用のお客さま	金額	1,025,262	991,360
	件数	3,795	3,644
	金額	101,873	97,882

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

当組合では、お客さまに一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかる苦情等（※）を受け付けておりますので、お取引のある営業店または下記の窓口にお気軽にお申し出ください。

（※）苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものを行います。

【窓口：第一勧業信用組合 コンプライアンス・お客さま保護部 お客さまサービスセンター】

住 所：新宿区四谷2-13
電話番号：03-3358-9447
フリーダイヤル：0120-009-447
受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等への対応につきましては、各営業店に掲示してあるポスターまたは当組合のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.daiichikanshin.com/guideline/>

【窓口：一般社団法人 東京都信用組合協会 東京地区しんくみ苦情等相談所】

住 所：中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
電話番号：03-3567-6211
受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休業日は除く）
受付時間：午前9時～正午（12時）、午後1時～午後5時

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

住 所：中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
電話番号：03-3567-2456
受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時

登録金融機関業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（略称 FINMAC フィンマック）」（電話：0120-64-5005）でも受け付けています。

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記第一勧業信用組合コンプライアンス・お客さま保護部お客さまサービスセンターまたは東京地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所の窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

登録金融機関業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（略称 FINMAC フィンマック）」でも受け付けています。

商品・サービスのご案内

預 金

2026年7月1日現在

種 類	お預け入れ期間	お預け入れ金額	しくみと特色
総 合 口 座 個人 普 通 預 金 以下の 総合口座 印がある定期預金	以下の該当欄をご覧ください		着実に増やしながら便利にお使いいただける口座です。 出し入れ自由の普通預金、普通預金よりも金利の高い定期預金、いざというときの自動ご融資の3つが1冊の通帳にセットされています。 なお、自動ご融資は定期預金の90%（最高200万円）までご利用が可能です。
普 通 預 金	出し入れ自由	1円以上	出し入れ自由で、日常のお財布代わりに便利にお使いいただけます。給与のお振込みや年金等のお受け取り、公共料金のお支払い（自動引き落とし）にもご利用ください。
無利息型普通預金	//	//	利息の付かない普通預金です。預金保険により全額保護されます。
貯 蓄 預 金 個人	出し入れ自由	1円以上	お預け入れ残高に応じて金利が変動する預金です。
当 座 預 金	出し入れ自由	1円以上	商取引の代金や営業資金のお支払いに安全、便利な小切手・手形決済のための預金です。当座預金にはお利息はつきません。
通 知 預 金	7日以上	1万円以上	まとまったご資金の短期運用に大変便利です。お引き出しされる際は、2営業日前までにご連絡ください。
納 税 準 備 預 金	入金は自由 引出しは納税時（原則）	1円以上	納税にあてるご資金をお預かりするための預金で、お引き出しは原則として納税にあてる時に限ります。お利息には税金がかかりません。
積 立 定 期 預 金	6か月以上5年以内 （3か月据置期間含む）	1円以上	定期預金の元金を定期的に積み立てるもので、計画的なご資金づくりに最適です。貯蓄の目標や目的、ご予算に応じて自由にお積み立ていただける預金です。
定 期 積 金	6か月以上5年以内	100円以上	お積み立ての期間を決めて掛金を払い込み、満期日にまとまった給付金を受け取ります。貯蓄の目標、目的がおりてコツコツ積み立てたい場合や、いざという時に備えたい場合、ご資産の基礎を築きたい場合に最適です。
財 形 預 金 個人	一般財形 3年以上 財形住宅預金 } 5年以上 財形年金預金 }	1円以上 } 1,000円以上	お勤め先の財形制度を通じて給与やボーナスから天引きされることで、自動的に資産形成ができます。財形住宅預金と財形年金預金については、合算で元金550万円までお利息に税金がかかりません。
定 期 預 金			
変動金利定期預金 総合口座	3年	1円以上	適用金利がその時々金利情勢に応じ、6か月ごとに変動する定期預金です。
スーパード定期 総合口座	1か月以上5年以内 複利型3・4・5年 （半年複利）	1円以上 300万円未満	当面お使いになるご予定のないご資金を、お預け入れ期間に応じて有利に貯蓄運用していただけます。金利はお預け入れいただいた時から満期日まで変わりません。300万円以上の場合は、スーパード定期300の金利が適用されます。
スーパード定期300 総合口座	1か月以上5年以内 複利型3・4・5年 （半年複利）	300万円以上 1,000万円未満	
自由金利型定期預金 （利息分割型） 総合口座 個人	1・2・3・4・5年の いずれか	300万円以上	
大口定期預金 総合口座	1か月以上5年以内	1,000万円以上	当面お使いになるご予定のないまとまったご資金を、お預け入れ期間に応じて有利に貯蓄運用していただけます。
据置定期預金 総合口座	6か月以上5年以内	1円以上 1,000万円未満	据置期間の経過後は、一部解約または全部解約を自由にお選びいただけます。
後見制度支援預金	特に定めはありませんが、お取引には家庭裁判所が発行する「指示書」が必要です	1円以上	成年後見制度または未成年後見制度をご利用されている方の預貯金のうち、日常的な支払いに使用しない部分を家庭裁判所の「指示書」に基づき管理する預金です。

- (注) 1. 総合口座 印の定期預金は、総合口座とのセットができます。
 2. 個人 印の預金は、個人の方のみに限った商品です。
 3. 複利型につきましては、個人の方のみご利用いただけます。

事業者向け融資

2026年7月1日現在

種類	商品名	ご融資限度 金額 (万円)	最長期間 (年)	内容・特色	保証人
DKC事業性ローン	VIP ビジネスローン	3,000	5	東京都と当組合が提携し、オリックス㈱ないしは㈱オリエントコーポレーションの一部保証付融資商品です。法人・個人事業主のお客さま専用商品です。	法人:代表者 個人事業主:専従者
	DKC 多目的ローン	30,000	35	有担保の㈱セゾンファンデックス保証付融資商品です。	法人:代表者 個人事業主:(原則) 不要
	女性・若者・シニア 創業サポート2.0	1,500 (女性は2,000 万円以内。ただし、 運転資金のみの 場合は750万円 以内、女性は 1,000万円以内)	7	東京都の補助金事業です。地域創業アドバイザーと連携し、女性・若者(39歳以下)・シニア(55歳以上)の創業を促進するための商品です。ただし、本事業で借り換えを目的とした融資は申込みできません。	法人:(条件満たした場合) 不要 個人事業主:不要
	かんしん未来ローン	1,000	7	創業7年未満で、創業サポートローン、マル保創業制度の当組合での利用実績があり、当初の事業計画を一定割合達成している事業者様を対象とした融資商品です。	法人:代表者 個人事業主:(原則) 不要
	ソーシャルビジネス 応援ローン	1,000	運転資金7 設備資金10	社会性(社会的問題解決)、事業性(事業継続性)、革新性(独自性)を兼ね備えた事業者様に向けての融資商品です。	法人:代表者 個人事業主:(原則) 不要
その他・一般のご融資	その他各種制度融資	中小企業の皆さま向けの各種制度融資をお取り扱いしております。			
	手形貸付	運転資金など短期のご融資です。			
	証書貸付	設備資金など長期のご融資です。			
	当座貸越	一定の貸越限度まで自由にご利用いただけます。			
	地方公共団体制度融資	都及び区による中小企業の皆さま向けの各種制度融資をお取り扱いしております。			
	代理貸付業務	政府系金融機関の取り扱い窓口として各種代理業務をお取り扱いしております。			

個人ローン

2026年7月1日現在

種類	商品名	ご融資限度 金額 (万円)	最長期間 (年)	内容・特色
住宅ローン	かんしん長期固定住宅ローン 「フラット20、フラット35、 フラット50」	8,000	35 条件により50	当組合と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利型住宅ローンです。融資期間は20年、35年のほか、一定の条件のもとでは最長50年まで対応いたします。
	DKC ニュー住宅ローン 「すまいる」	7,000	35	土地・建物・マンション・中古戸建・中古マンション・リフォーム資金ほかお借り換え等、すべての住宅購入・増改築等関連する資金に柔軟に対応いたします。
消費性ローン	チョイス	1,000	15	全国しんくみ保証㈱の保証付パーソナルローンとなり、ご利用目的に制限のないローンとなります。ただし、事業性資金にはご利用いただけません。
	多目的	2,000 (ただし、借換の場合は 残高決済資金の範囲内、 受験にかかる費用は100 万円以内)	10 (ただし、ご利用目的が自動車 関連資金、教育関連資金、 リフォーム関連資金の 場合は15年以内)	全国しんくみ保証㈱の保証付パーソナルローンとなり、ご利用目的が明確なもの及び他金融機関の目的系ローンの借換資金となります。ただし、事業性資金にはご利用いただけません。
	法科大学院生専用ローン	600	10	法科大学院生のための専用ローンとなり、入学金ならびに授業料等にご利用いただけます。法科大学院を併設する特定大学との提携ローンです。
	ぼけっとカードローン	30 50	3年毎の 自動更新	全国しんくみ保証㈱の保証付カードローンです。30万円口と50万円口があり、この極度額まで繰返し何度でもご利用いただけます。主婦の方、パート・アルバイトの方もお申込みが可能です。
	ぼけっとカードローンBIG	50 100 200	3年毎の 自動更新	全国しんくみ保証㈱の保証付カードローンです。50万円口と100万円口と200万円口があり、この極度額まで繰返し何度でもご利用いただけます。原則、勤続ないし営業年数1年以上の方で一定の収入がある方が対象です。

この他にもお客さまのご要望にあったローンを各種取り揃えております。くわしくは、窓口・営業担当者へおたずねください。
なお、審査の結果によりましては、ご要望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

各種サービス・その他業務

2026年7月1日現在

種 類	サ ー ビ ス の 内 容
自動預金・払出機(ATM)	カード1枚でお引き出しができ、通帳またはカードでのお預入れができるATMが全店(含む出張所・法人営業所)に設置されています。 平 日 8:00~21:00 市川法人営業所 土日祝日 8:00~21:00 平 日 9:00~15:00
キャッシュサービス	キャッシュカード1枚で、当組合の本支店をはじめ、全国のMICS 加盟金融機関、ゆうちょ銀行、イーネット加盟のコンビニでも現金のお引き出しができます(一部お取り扱いできないコンビニもございます)。
クレジットカード	UC カード、VISA カード、JCB カードのお取り扱いをいたします。
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、お客さまのご指定口座に自動的に振り込まれます。
年金自動受取サービス	大切な年金が一度の手続きで自動的にご指定の預金口座に振り込まれます。当組合で年金をお受け取りのお客さまは、年金友の会「ふれ愛くらぶ」にご入会いただけます。また、優遇金利の預金商品をご利用いただけます。
配当金の自動受取サービス	配当金が会社から直接ご指定の預金口座へ入金されます。
貸金庫・セーフティケース※	お客さまの大切な資産を災害や盗難から安全にお守りいたします。
夜間金庫※	お店の売上金の盗難防止・紛失防止に役立ち、安心です。
自動支払サービス	公共料金、税金、クレジット代金等を、自動的にご指定の口座からお支払いいたします。
株式の払込み	会社の設立、増資の株式払込金をお取り扱いいたします。
為替サービス	全国どこへでも、スピーディーにお振込みをいたします。また、手形・小切手のお取立てをいたします。
公金・公共料金収納	国・都・区などの公金収納をはじめ、電気・水道・NHK・ガス・電話等の公共料金のお取り扱いをしております。
デビットカードサービス	 ジェイデビットのマークのある加盟店で、お手持ちのキャッシュカードでお気軽にお買い物ができます。
宝くじの販売	全店の店頭で、バレンタイン・ドリーム・サマー・ハロウィン・年末ジャンボ、ロト、ナンバーズ、スクラッチ他各種宝くじを時期に合わせて販売しております。
インターネット・モバイルバンキングサービス	パソコンと携帯電話がお取引の窓口となります。職場でも、ご自宅からでも、居ながらにして預金の残高照会やお振込が可能です。インターネットに接続可能であれば、簡単な操作でお取引ができます。
Web STATION (法人向けインターネットバンキング)	会社やお店のパソコンからお振込み、総合振込、給与振込、残高照会ができる法人向けのインターネットバンキングです(個人事業主の方もご利用いただけます)。
でんさいネット	手形等に代わる資金決済サービスです。電子記録債権の発生記録請求をはじめとする各種お取引が可能となります。ご利用いただくには、別途お申込みが必要です。お近くの本支店窓口・営業担当者までお申込みください。Web STATION のメニューからご利用いただけます。

※ 一部支店ではお取り扱いしておりません。

営業時間のご案内

(1) 窓口の営業時間とお取り扱い内容

お取り扱い内容		9:00～15:00
ご預金	普通預金	15時まで当日扱いで承ります。
	定期預金	
	定期積金	
	当座預金	
ご融資	ローン窓口お申込み	15時まで当日扱いで承ります。
その他	貸金庫	15時までご利用いただけます。
	各種届出	15時まで当日扱いで承ります。
	お取立	
	お振込み	15時まで承ります。ただし、14時以降に受付した分は翌営業日の送金となります。
	税金・公共料金	15時まで当日扱いで承ります。
	生保・損保	
	国債	
	両替	15時までご利用いただけます。

※ 市川法人営業所の各種融資相談は平日9:00～15:00まで承ります。

(2) ATMのご利用時間・手数料(お支払・ご入金)

手数料については(注)の3. もあわせてご覧ください。

時間帯			8:00～14:00	14:00～21:00	
普通預金 貯蓄預金 カードローン	お支払	平 日	無 料		
		土曜日	無 料	110円 (組合員は無料)	
		日・祝日	110円 (組合員は無料)		
	ご入金	平 日	無 料		
		土曜日	無 料		
		日・祝日	無 料		
当座預金	ご入金	平 日	無 料		お取り扱いできません
時間帯			8:00～14:00	14:00～15:00	15:00～21:00

※ 市川法人営業所のATMのみ平日9:00～15:00までのお取り扱いとなります。

(注)

- 上記手数料には消費税及び地方消費税が含まれています。
- 他の金融機関のキャッシュカードでの入出金の場合、平日8:00～18:00については110円、それ以外の時間帯については220円の提携手数料がかかります。
- 「しんくみお得ねっと」(脚注1)に加盟している各信用組合間では、平日の8:45から18:00までと土曜日の9:00から14:00までのお支払について手数料が無料となります。
- 土曜日が祝日にあたる場合、及び12月31日～1月3日は、日・祝日の手数料を適用いたします。
- 当組合の本支店をはじめ、全国のMICS(脚注2)加盟金融機関、「ゆうちょ銀行」、コンビニATM(一部を除く)でお支払ができます。また、相互入金の業務提携をしている金融機関(第2地銀、信金、信組、ゆうちょ銀行等)でカードでのご入金ができます。
- 他の金融機関のキャッシュカードをご利用の場合、1日あたりのお支払限度額は200万円となります。ただし、その金融機関が200万円未満でお支払限度額を設定している場合はその金額が限度額となります。
- 上記ATMご利用時間帯におきましては、通帳もお取り扱いしております(ご出金にはカードが必要です)。
- カードローンのご返済は、組合員以外のお客さまにつきましては1取引当たり5万円未満に制限させていただいております(プレミアムカードローンについては5万円以上の随時返済が可能です)。
- ATMご利用に関してご不明な点がございましたら、窓口へお問い合わせください。

(脚注1)「しんくみお得ねっと」とは、全国の大部分の信用組合が提携し、提携信用組合のATMで指定時間内にお支払の場合、手数料が無料となるサービスです。右のステッカーが目印です。



(脚注2)MICSとは「全国キャッシュカードサービス」の略称です。MICS加盟金融機関が発行するキャッシュカードで全国の金融機関の大部分のCDやATMをご利用いただけます。ただし、入出金及びお振込みのお取扱いは8:00から21:00までとなっております。また、当組合のキャッシュカードでMICS加盟金融機関でのお振込みも可能です。その場合の手数は、利用ATMを管理する各金融機関の手数料に準じます。

手数料のご案内

2026年7月1日現在

A T M 関 係	A T M 引 出	平日	8:00～18:00	当組合カード	無料	他行カード	110円	
		平日	18:00～21:00	当組合カード	無料	他行カード	220円	
		土曜	8:00～14:00	当組合カード	無料	ゆうちょ銀行	110円	
		土曜	14:00～21:00	当組合カード	組合員は無料 非組合員は110円		220円	
		土曜	8:00～21:00			他行カード (ゆうちょ銀行以外)	220円	
		日・祝日	8:00～21:00	当組合カード	組合員は無料 非組合員は110円	他行カード	220円	
	し ん く み お 得 ね っ と	平日支払	8:00～8:45			提携信組カード	110円	
		平日支払	8:45～18:00			提携信組カード	無料	
		平日支払	18:00～21:00			提携信組カード	220円	
		土曜日支払	9:00～14:00			提携信組カード	無料	
		土曜日支払	8:00～9:00 14:00～21:00			提携信組カード	220円	
	A T M 入 金	平日	8:00～18:00	当組合カード	無料	他行カード	110円	
		平日	18:00～21:00	当組合カード	無料	他行カード	220円	
		土曜	8:00～21:00	当組合カード	無料	他行カード (ゆうちょ銀行以外)	220円	
						ゆう ちょ 銀行	8:00～14:00 14:00～21:00	110円 220円
		日・祝日	8:00～21:00	当組合カード	無料	他行カード	220円	
	A T M 振 込	現金	他行宛	5万円未満	390円	5万円以上	560円	
			本支店宛	5万円未満	110円	5万円以上	330円	
			同一支店宛	5万円未満	110円	5万円以上	220円	
		キャッシュカード	他行宛	5万円未満	335円	5万円以上	450円	
			本支店宛	5万円未満	110円	5万円以上	220円	
	全 日 8:00～21:00	同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料		
		※15:00以降は翌営業日扱いとなります。 ※他行カード使用の場合は振込手数料の他「ATM 入出金」と同額の手数料がかかります。						
	■ATM 手数料関係 ・土曜日が祝日にあたる場合、及び12月31日～1月3日は、日・祝日の手数料を適用いたします。 ■他行カードのご利用について 当組合と提携している機関のカードに限ります。ご注意ください。							
両 替 ・ 硬 貨 取 扱 関 係	両 替	50枚まで(1日1回)				無料		
		2回目以降(1回目の51枚以上も以下のとおりです)						
		1枚～500枚まで				550円		
		501枚～1,000枚まで				1,100円		
		以降500枚毎に				550円加算		
		両替カード利用手数料(年間)※鶯谷・亀有支店のみ				13,200円		
	硬 貨 取 扱	100枚まで(1日1回)				無料		
		2回目以降(1回目の101枚以上も以下のとおりです)						
		1枚～500枚まで				550円		
		501枚～1,000枚まで				1,100円		
		以降500枚毎に				550円加算		
		※両替手数料は「ご持参枚数」または「お持ち帰り枚数」の多い方の枚数によりいただきます(枚数は硬貨・紙幣合計枚数です)。 ※汚損紙幣・貨幣、記念硬貨の交換については、手数料は両替手数料と同様にいただきます。 なお、いずれも確認に数日を要する場合がございますので、お取引のないお客さまについてはお断りさせていただきます。						
	為 替 関 係	窓 口 振 込	電信扱い	他行宛	5万円未満	635円		
					5万円以上	830円		
本支店宛				5万円未満	220円			
				5万円以上	440円			
同一支店宛				5万円未満	110円			
				5万円以上	330円			
文書扱い			他行宛	5万円未満	660円			
				5万円以上	880円			
			他行宛	5万円未満	330円			
				5万円以上	330円			
				5万円未満	110円			
給与振込		本支店宛	5万円以上	110円				
			5万円未満	110円				
		同一支店宛	5万円未満	110円				
			5万円以上	110円				
		自動送金	他行宛	5万円未満	500円			
5万円以上				670円				
本支店宛			5万円未満	220円				
	5万円以上		440円					
同一支店宛	5万円未満		110円					
	5万円以上		110円					
代金取立	他行至急扱い		1通につき1,100円	他行普通扱い	1通につき990円			
振込組戻料		1通につき			610円			
不渡手形返却料		1通につき			880円			
代金取立手形組戻料		1通につき			880円			
取立手形店頭呈示料		1通につき			660円			
証 明 書 関 係	残高証明書	1通につき	定期発行	都度発行	制定外書式			
			660円	1,100円	2,200円			
	支払利息証明書		1通につき			440円		
その他の証明書(各種制定外書式)		1通につき			2,200円			
再 発 行 関 係	証書・通帳等		1通につき			1,100円		
	キャッシュカード等のカード		1通につき			1,100円		
	返済明細表		1通につき			550円		
	上記以外(各種計算書等)		1通につき			550円		
	当 座 関 係	取引明細発行		10枚まで	550円			
11～20枚まで				1,100円				
21枚以上				2,200円				
預 金 関 係	取引明細発行(各種照会表等)		10枚まで	550円				
			11～20枚まで	1,100円				
			21枚以上	2,200円				
	口座管理法に基づく相続時口座照会		1回につき	5,060円				
			氏名・住所・電話番号・生年月日・勤務先情報 (勤務先名または職業・勤務先電話番号)		左記一括	1,430円		
個 人 デ ー タ 開 示 関 係	取引残高(科目・口座番号・残高)		特定日毎	770円				
	取引の履歴に関する情報		1か月分	880円				
	上記以外の情報		1項目につき	1,430円				

2026年7月1日現在

3年間の取り組み

組織について

監督指針の要請等に基づく開示

主要な事業の内容・手数料のご案内

財務諸表

モバイルバンキング	インターネット／モバイルバンキング基本料金年額					1,320円
	振込	他行宛	5万円未満	335円	5万円以上	450円
		本支店宛	5万円未満	110円	5万円以上	220円
		同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
ウェブステーション	ウェブステーション基本料金年額					33,000円
	振込	他行宛	5万円未満	335円	5万円以上	450円
		本支店宛	5万円未満	110円	5万円以上	220円
		同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
	総合振込	他行宛	5万円未満	335円	5万円以上	450円
		本支店宛	5万円未満	110円	5万円以上	220円
		同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
	給与振込	他行宛	5万円未満	110円	5万円以上	110円
		本支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
		同一支店宛	5万円未満	無料	5万円以上	無料
でんさいネット関係	でんさいネット基本料金年額 ※ウェブステーション契約先は無料です。					39,600円
			ウェブステーション扱い		窓口扱い	
	発生記録手数料		660円		990円	
	譲渡記録手数料					
	分割譲渡記録手数料					
	保証記録手数料					
	支払記録手数料					
	変更記録 手数料	債権内容 (利害関係者2名)	660円		990円	
		債権内容 (利害関係者3名以上)	—		1,980円	
		債権内容以外	無料		無料	
	入金手数料		220円			
	開示 手数料	通常開示	無料		330円	
		特例開示（書面）	—		3,080円	
		残高証明書発行	—		4,180円	
	割引・譲渡担保手数料		110円			
支払不能でんさい返却手数料					1,100円	
買戻等手数料					1,100円	
口座間送金決済中止手数料					1,100円	
再引落し送金手数料（送金先1先あたり）					220円	

住宅ローン取扱手数料	23区内及び市川市・浦安市		33,000円		
	上記以外		55,000円		
※一部のリフォームローンについては、融資金額の1%+消費税となっております。					
アパートローン 取扱手数料	23区内 及び 市川市・浦安市	融資金額1億円以内	55,000円		
		融資金額1億円超	77,000円		
	上記以外	融資金額1億円以内	77,000円		
		融資金額1億円超	110,000円		
融 資 関 係	繰上返済	一部	1件につき	5,500円	
		全額	融資後3年以内	1件につき	22,000円
			融資後3年超5年以内	1件につき	11,000円
			融資後5年超	1件につき	5,500円
		全額 (他行借換による)	融資後3年以内	1件につき	債務残高×1.5%
			融資後3年超5年以内	1件につき	債務残高×1.0%
			融資後5年超	1件につき	債務残高×0.5%
		※対象融資は、小口消費性・制度ローンを除く、返済期間5年超の契約といたします。 また、経営支援による他行集約化等、状況により手数料徴求は免除といたします。			
	証書貸付条件変更手数料		1件につき	5,500円	
	担保取扱手数料(物件ごと一律)		1件につき	55,000円	
担保抹消 ・譲渡手数料	要資格証明	1件につき	1,100円		
	要印鑑証明	1件につき	1,100円		
	要取引立会	1回につき	11,000円		
業 務 取 扱 手 数 料	ニューTKCローン		11,000円		
	機 械 担 保 ロ ー ン	機械担保評価手数料 ※	1案件ごと	143,000円	
		機械担保管理手数料	取引保証額に対して 年率0.5%の月割計算 +消費税		
		※機械が車両の場合、33,000円。			
「売債制度」関係	初期手数料	初回のみ	3,300円		
	担保管理手数料	1件につき (1件のみの場合3,300円)			
貸 金 庫 関 係	貸金庫手数料はご利用する貸金庫のサイズ等により異なりますので、詳しくは各営業店へお問い合わせ下さい。				
	セーフティケース使用料(年間)			5,940円	
	夜間金庫使用手数料(年間)			132,000円	
	国債の(窓販分)年間保護預かり手数料			無料	

経営資料目次

■ 経営環境と業績	47	■ 貸倒引当金の内訳	56
■ 貸借対照表	48	■ 貸出資産の償却等の状況	56
■ 損益計算書	51	■ 協金法開示債権 (リスク管理債権) 及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	57
■ 剰余金処分計算書・業務粗利益及び業務純益等	51	【登録金融機関業務】	
■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高	52	■ 公共債・投資信託の売買状況	57
■ 役務取引の状況	52	■ 公共債・投資信託の募集の取り扱い状況	57
■ その他業務収益の内訳	52	■ 公共債ディーリング実績	57
■ その他業務費用の内訳	52	【その他の業務】	
■ 経費の内訳	53	■ 代理貸付残高の内訳	57
■ 受取利息及び支払利息の増減	53	■ 内国為替取り扱い実績	57
■ オフバランス取引の状況	53	【連結経営資料】	
■ 諸比率・諸利回り	53	■ 連結事業の概況	58
■ 有価証券	54	■ 連結の業務指標	58
【資金調達】		■ 連結貸借対照表	58
■ 預金科目別平均残高	54	■ 連結損益計算書	59
■ 預金者別預金残高	54	■ 連結剰余金計算書	59
■ 定期預金の金利区分別残高	54	■ 連結 協金法開示債権 (リスク管理債権) 及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	59
■ 金額別預金口数・残高	54	■ 連結セグメント情報	59
【資産運用】		【自己資本比率規制への対応】	
■ 貸出金科目別平均残高	55	■ 自己資本比率規制への対応 (単体)	60
■ 貸出金使途別内訳	55	■ 自己資本比率規制への対応 (連結)	72
■ 貸出金業種別内訳	55		
■ 消費者ローン・住宅ローン残高	55		
■ 貸出金の固定・変動金利区分別内訳	55		
■ 貸出金担保別内訳	55		
■ 債務保証見返担保別残高	55		
■ 金額別貸出先数・金額	56		

・本文記載数値の単位未満の処理は、原則として金額、比率とも切捨しています。
 ・「0」は単位未満、「-」は皆無または該当なしを表しています。
 ・残高は期末の残高、平均残高は期中平均の残高です。

経営環境と業績 (2025 年度)

金融経済環境

2025 年度のわが国経済は、緩やかな回復基調を維持する一方、物価上昇の継続やエネルギー・原材料価格の高止まり、為替相場の変動等の影響により、依然として不確実性の高い状況で推移しました。企業部門においては、賃上げの進展や設備投資の持ち直しが見られるものの、コスト増加分の価格転嫁の遅れや人手不足の深刻化が中小企業の収益を圧迫し、経営環境は厳しい状況が続きました。

金融面においては、日本銀行による金融政策の見直しを受け、金利は緩やかな上昇局面に入り、企業及び個人の資金調達環境にも変化が見られました。これに伴い、地域金融機関には金利変動を踏まえた適切な融資対応とともに顧客の課題解決に資する金融仲介機能の一層の高度化が求められる状況となりました。

世界経済は、米国においてインフレの鎮静化に伴う利下げ転換が進む一方、底堅い雇用情勢を背景に景気は軟着陸 (ソフトランディング) に向かいました。一方、中国経済の停滞や地政学リスクの長期化など、これら海外要因が国内景気の下振れリスクになっています。

当組合の業況

このような経済情勢の中、当組合は組合員の皆さまとともに事業の発展や資産形成に貢献できるよう努めてまいりました。

2026 年 3 月末の預金残高は、前年度を 36 億円上回る 3,647 億円、貸出金残高は前年度を 72 億円上回る 3,014 億円となり、損益につきましては、おかげさまで 16 億円の当期純利益を確保できました。

この結果、2026 年 3 月末の自己資本比率は 8.71 % となり、引き続き国内基準である 4 % を上回る健全な水準を維持しております。

当組合の取組み

経営環境を見渡しますと、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しなどを背景に経済については緩やかな回復の動きが見られる一方、物価上昇、人件費の高騰、人手不足、後継者不足、中東情勢を始めとした地政学リスクの高まり、金融資本市場の変動など、今後の先行きについては極めて不透明な状況にあります。

このような目まぐるしい変化の中、新たに 5 ヶ年の中期経営計画 (愛称:「変化を好機に ともに挑戦 新たな未来へ (Change Chance Challenge)」) を策定し、本年度はその初年度となります。今後とも一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

貸借対照表

(単位:百万円)			(単位:百万円)		
科 目	2024年度	2025年度	科 目	2024年度	2025年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,966	2,640	預金積金	361,131	364,781
預け金	118,596	93,263	当座預金	3,787	4,366
有価証券	5,737	5,500	普通預金	163,053	161,518
国債	2,238	2,028	貯蓄預金	224	225
地方債	794	295	通知預金	491	448
社債	—	400	定期預金	187,645	192,134
株式	714	624	定期積金	4,156	4,101
その他の証券	1,990	2,151	その他の預金	1,773	1,987
貸出金	294,218	301,429	借入金	44,400	22,400
割引手形	51	27	当座借越	44,400	22,400
手形貸付	12,513	11,756	その他負債	1,924	2,316
証書貸付	278,837	287,137	未決済為替借	29	23
当座貸越	2,816	2,508	未払費用	271	534
その他資産	2,270	2,216	給付補填備金	5	6
未決済為替貸	91	135	未払法人税等	420	575
全信組連出資金	1,155	1,155	前受収益	299	330
前払費用	37	18	払戻未済金	393	247
未収収益	312	274	職員預り金	236	212
その他の資産	673	632	リース債務	7	3
有形固定資産	5,477	5,424	資産除去債務	91	92
建物	1,304	1,208	その他の負債	168	289
土地	3,928	3,928	退職給付引当金	591	605
リース資産	6	4	役員退職慰労引当金	77	88
その他の有形固定資産	237	282	睡眠預金払戻損失引当金	0	1
無形固定資産	512	513	偶発損失引当金	55	80
ソフトウェア	21	22	再評価に係る繰延税金負債	74	74
リース資産	—	—	債務保証	20	20
その他の無形固定資産	490	490	負債の部合計	408,276	390,369
繰延税金資産	167	213	(純資産の部)		
債務保証見返	20	20	出資金	16,830	16,870
貸倒引当金	△ 878	△ 766	普通出資金	10,330	10,370
(うち個別貸倒引当金)	△ 670	△ 480	優先出資金	4,000	4,000
			その他の出資金	2,500	2,500
			利益剰余金	4,220	3,720
			利益準備金	855	1,019
			その他利益剰余金	3,365	2,701
			当期末処分剰余金	3,365	2,701
			組合員勘定合計	21,050	20,590
			その他有価証券評価差額金	△ 412	△ 677
			土地再評価差額金	172	172
			評価・換算差額等合計	△ 240	△ 505
			純資産の部合計	20,810	20,085
資産の部合計	429,086	410,455	負債及び純資産の部合計	429,086	410,455

貸借対照表注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価価額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
 なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 493 百万円
 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 741 百万円
 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算定する方法」により算出しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 3 年～50 年
 その他 2 年～20 年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額は零としております。
- 貸倒引当金は、当組合が予め定めている資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額（※）後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、一定の種類ごとに債権を分類しその分類ごとに 1 年間又は 3 年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づいて算出した損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部が第 1 次、本部の審査部及び融資企画室が第 2 次の査定を実施しております。第 2 次の査定実施後、当該部署から独立した本部審査部が、査定が正しく行われたことを確認するための抽出監査を行っており、その監査結果を受けて、査定に基づき上記の引当を行っております。
 また、当組合の償却・引当基準は、全国信用組合中央協会が定める信用組合における決算経理要綱及び日本公認会計士協会から示された「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。
 （※）直接減額の内容
 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権から直接減額しており、その金額は、1,182 百万円であります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
 また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加わっており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）
 年金資産の額 243,135 百万円
 年金財政計算上の数理債務の額 207,181 百万円
 差引額 35,953 百万円
 (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和 6 年 4 月分から令和 7 年 3 月分）2.567%
 (3) 補足説明
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 8,850 百万円及び別途積立金 44,804 百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 11 年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 34 百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、少額リース（3 百万円未満）取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。資金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が 1 年超となる取引はありません。
- 有形固定資産に係る除却対象外消費税等については、一括して資産に計上し、5 年間で均等償却を行っております。
- 子会社等の株式又は出資金の総額 415 百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 668 百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 6 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,831 百万円

- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,047 百万円
 危険債権 3,329 百万円
 三月以上延滞債権 64 百万円
 貸出条件緩和債権 2,259 百万円
 貸出条件 7,701 百万円
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めたを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27 百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりです。
 担保提供している資産 預け金 31,100 百万円
 国債 1,947 百万円
 借入金 22,400 百万円
 担保資産に対応する債務 借入金
 上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金 10,201 百万円を担保として提供しております。
- 出資 1 口当たりの純資産額は 725 円 27 銭であります。
- 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、国債を中心とした内国債券や上場株式などの、有価証券による運用も行っております。これらの有価証券は、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
 当組合は、信用リスク管理の基本方針、信用リスク管理規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限額、信用情報管理、保証や担保の設定、問責権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
 貸出金についての与信管理は、各営業店のほか、審査部、融資企画室により行われ、重要な案件については、理事長、会長、副理事長、専務理事、常務理事、審査部担当役員により構成する審査会の承認を受けております。
 有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (1) 金利リスクの管理
 当組合は、ALM によって金利変動リスクを管理しています。ALM を所管するリスク管理室において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。ALM の結果は、理事長、会長、副理事長、専務理事、常務理事等で構成する ALM 委員会において、毎月 1 回、月次ペースで報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用室が年度毎に運用方針を策定し、商品別の運用限度額を決定しております。運用方針ならびに商品別の運用限度額については、毎年度 ALM 委員会、常務会において承認を受けております。このような運用限度額の設定のほか、リスク管理室による継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 非上場の取引先が発行する株式も事業推進目的で保有しておりますが、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングのうえ、定期的に資産査定を行っております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
 当組合では、「有価証券」のうち債券、その他の証券、「預け金」、「貸出金」、「預金債金」及び「借入金」の市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
 当組合の VaR はモンテカルロ・シミュレーション法（保有期間 10 日、信頼区間 99%、観測期間 2 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 320 百万円です。
 ただし、VaR は統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 市場リスクをより精緻に把握するため、「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」の枠組みに係るリスク量（Δ EVE）の計測も行っております。Δ EVE は、上記の金融資産及び金融負債について、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成 19 年金融庁告示第 17 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額であり、VaR と同様に定量的分析に利用しております。Δ EVE の算出ではコア預金を考慮し、金利以外のリスク変数等の条件が一定の場合を前提としており、令和 8 年 3 月 31 日時点の Δ EVE は、657 百万円であります。なお、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当組合は、ALM を通じて資金管理を適切に行い、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。
- 金融商品の時価等に関する事項
 令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注 2）参照。
 また、重要な乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（※1）	93,263	92,827	△436
(2) 有価証券	4,466	4,466	—
その他有価証券	4,466	4,466	—
(3) 貸出金（※1）	301,429	—	—
貸倒引当金（※2）	△766	—	—
	300,662	302,027	1,364
金融資産計	398,392	399,320	928
(1) 預金積金（※1）	364,781	364,177	△603
(2) 借入金	22,400	22,041	△360
金融負債計	387,181	386,218	△964

（※1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
- (1) 預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
- (3) 貸出金
- 貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
- ① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

- 金融負債
- (1) 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金
- 借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- （注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)		貸借対照表計上額
区分		
子会社・子法人等株式（※1）		250
非上場株式（※1）		39
全信組連出資金等（※1）		1,155
組合出資金（※2）		743
合計		2,189

- （※1）子会社・子法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。
- （※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 売買目的有価証券に分類する有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	329 百万円	110 百万円	218 百万円
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	329	110	218

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	5 百万円	7 百万円	△2 百万円
債券	2,724	3,406	△682
国債	2,028	2,706	△677
地方債	295	300	△4
社債	400	400	—
その他	1,407	1,649	△242
小計	4,137	5,064	△927
合計	4,466	5,175	△708

（注）1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
- 売却価額 売却益 売却損

	274 百万円	176 百万円	— 百万円
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
債券	— 百万円	695 百万円	271 百万円
国債	—	—	271
地方債	—	295	—
社債	—	400	—
その他	—	472	275
合計	—	1,168	547

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は11,359百万円であり、このうち全額が原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	273 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	173
役員退職慰労引当金	25
固定資産減損損失	163
偶発損失引当金	23
資産除去債務	26
未払事業税	40
その他有価証券評価差額金	193
その他	59
繰延税金資産小計	980
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△686
評価性引当額小計	△686
繰延税金資産合計	294

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2
墓田支店土地建物売却関係	77
繰延税金負債合計	80

繰延税金資産の純額 213 百万円

30. 重要な会計上の見積り
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額
- 貸倒引当金△766 百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算出方法
- 貸倒引当金の算出方法は、7. に記載しております。
- ② 主要な仮定
- 主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 個別貸出先の業績悪化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

31. 令和7年9月19日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15号第1項第1号の規定に基づき、優先出資を2,000百万円消却しております。
- その他の出資金は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却（令和5年9月1,500百万円消却、令和6年9月1,000百万円消却）に対応して優先出資金から振り替えて計上した2,500百万円となります。

（報酬体系について）

1. 対象役員
- 当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

- (1) 報酬体系の概要
- 【基本報酬及び賞与】
- 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
- そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

- 【退職慰労金】
- 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認された後、支払っております。

(単位：百万円)		
区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	55	138
監事	17	21
合計	72	159

- （注）1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事8名、監事2名です。（退任役員を含む）
3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬は、31百万円です。
4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、ありません。

- (3) その他
- 「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等
- 当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等級以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産に重要な影響を与える者をいいます。

- なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
- （注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。
- なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることと動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なりスクレイクを引き起こす報酬体系はありません。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	2024年度	2025年度
経常収益	7,399,707	8,106,021
資金運用収益	6,226,097	7,170,549
貸出金利息	5,804,120	6,595,915
預け金利息	275,590	449,489
有価証券利息配当金	78,426	80,958
その他の受入利息	67,959	44,185
役務取引等収益	501,700	491,148
受入為替手数料	78,141	78,331
その他の役務収益	423,559	412,817
その他業務収益	43,717	56,779
その他の業務収益	43,717	56,779
その他経常収益	628,191	387,544
貸倒引当金戻入益	540,507	68,641
償却債権取立益	3,001	19,432
株式等売却益	47,859	287,962
その他の経常収益	36,824	11,507
経常費用	5,493,915	5,954,885
資金調達費用	431,224	861,210
預金利息	367,678	820,929
給付補填備金繰入額	688	2,416
その他の支払利息	62,858	37,864
役務取引等費用	222,321	236,144
支払為替手数料	19,631	20,067
その他の役務費用	202,690	216,077
その他業務費用	235	647
その他の業務費用	235	647
経費	4,406,582	4,557,384
人件費	2,516,913	2,616,225
物件費	1,682,590	1,722,912
税金	207,078	218,246
その他経常費用	433,552	299,497
貸出金償却	318,005	151,518
株式等売却損	44,863	26,127
その他の経常費用	70,682	121,851
経常利益	1,905,791	2,151,136
特別損失	5,336	101
固定資産処分損	5,336	101
税引前当期純利益	1,900,455	2,151,035
法人税、住民税及び事業税	422,418	582,075
法人税等調整額	△ 158,628	△ 46,546
法人税等合計	263,790	535,528
当期純利益	1,636,665	1,615,506
繰越金(当期首残高)	1,728,437	1,085,539
優先出資消却積立金取崩額	1,000,000	2,000,000
自己優先出資消却額(▲)	1,000,000	2,000,000
当期末処分剰余金	3,365,102	2,701,045

損益計算書注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 49 百万円
子会社との取引による費用総額 111 百万円
- 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和 2 年 3 月 31 日)に基づき顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、491 百万円です。
- 出資 1 口当たりの当期純利益 75 円 3 銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	2024年度	2025年度
当期末処分剰余金	3,365,102	2,701,045
剰余金処分額	2,279,563	1,279,975
利益準備金	164,000	162,000
出資に対する配当金	115,563	117,975
普通出資に対する配当金	64,813	75,475
優先出資に対する配当金	50,750	42,500
優先出資消却積立金	2,000,000	1,000,000
繰越金(当期末残高)	1,085,539	1,421,070

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

2026年6月24日

第一勧業信用組合
理事長 浪江 徹

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	2024年度	2025年度
資金利益		
資金運用収益	6,226,097	7,170,549
資金調達費用	431,224	861,210
計	5,794,872	6,309,338
役務取引等利益		
役務取引等収益	501,700	491,148
役務取引等費用	222,321	236,144
計	279,379	255,004
その他の業務利益		
その他業務収益	43,717	56,779
その他業務費用	235	647
計	43,481	56,131
業務粗利益	6,117,734	6,620,474
業務粗利益率	1.38%	1.59%
業務純益	1,728,530	2,074,089
実質業務純益	1,728,530	2,074,089
コア業務純益	1,728,530	2,074,089
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,728,530	2,074,089

資金運用勘定・調達勘定の平均残高

(単位: 平均残高は百万円・利息は千円)

科 目			平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	うち貸出金	2024年度	289,299	5,804,120	2.00%
		2025年度	298,329	6,595,915	2.21%
	うち預け金	2024年度	143,336	275,590	0.19%
		2025年度	110,492	449,489	0.40%
	うち有価証券	2024年度	6,439	78,426	1.21%
		2025年度	6,019	80,958	1.34%
資金調達勘定	2024年度計		440,231	6,226,097	1.41%
	2025年度計		415,996	7,170,549	1.72%
	うち預金積金	2024年度	362,466	368,366	0.10%
		2025年度	362,331	823,346	0.22%
	うち借入金	2024年度	62,945	—	—
		2025年度	38,150	—	—
	2024年度計		425,661	431,224	0.10%
	2025年度計		400,712	861,210	0.21%

役務取引の状況

(単位: 千円)

科 目		2024年度	2025年度
役務取引等収益	受入為替手数料	78,141	78,331
	その他の受入手数料	423,485	412,744
	その他の役務取引等収益	73	73
	計	501,700	491,148
役務取引等費用	支払為替手数料	19,631	20,067
	その他の支払手数料	39,901	59,305
	その他の役務取引等費用	162,788	156,771
	計	222,321	236,144

その他業務収益の内訳

(単位: 千円)

科 目		2024年度	2025年度
その他業務収益	その他の業務収益	43,717	56,779
	計	43,717	56,779

その他業務費用の内訳

(単位: 千円)

科 目		2024年度	2025年度
その他業務費用	その他の業務費用	235	647
	計	235	647

経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
人件費		
報酬給料手当	2,017	2,091
退職給付費用	147	170
社会保険料等	334	343
その他	17	11
計	2,516	2,616
物件費		
事務費	639	666
固定資産費	559	580
事業費	106	118
人事厚生費	96	109
預金保険料	54	53
その他	225	194
計	1,682	1,722
税金	207	218
経費合計	4,406	4,557

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

項 目	2024年度	2025年度
受取利息の増減	184	944
支払利息の増減	165	429

オフバランス取引の状況

当組合のオフバランス取引はございません。

(自己資本比率計算上のオフバランス取引金額との違いは、自己資本比率の計算では算出基準に基づき、債務保証見返勘定等の金額が含まれているためです。)

諸比率・諸利回り

(1) 総資産利益率

(単位: %)

区 分	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.42	0.50
総資産当期純利益率	0.36	0.38

(2) 総資金利鞘等

(単位: %)

区 分	2024年度	2025年度
資金運用利回	1.41	1.72
資金調達原価率	1.13	1.34
総資金利鞘	0.28	0.38

(3) 業務粗利益経費率等

(単位: %)

区 分	2024年度	2025年度
ROA (修正コア業務純益率)	0.38	0.48
OHR (業務粗利益経費率)	71.74	68.67

(4) 常勤役職員1人あたりの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
役職員1人あたりの預金残高	1,025	1,069
役職員1人あたりの貸出金残高	835	883

(5) 1店舗あたりの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
1店舗あたりの預金残高	13,375	13,510
1店舗あたりの貸出金残高	10,896	11,164

(6) 預貸率及び預証率

(単位: %)

区 分	2024年度	2025年度
預貸率		
(期中平均)	79.81	82.33
(期 末)	81.47	82.63
預証率		
(期中平均)	1.77	1.66
(期 末)	1.58	1.50

有価証券

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円・%)

項 目	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	2,707	42.0	2,705	44.9
地 方 債	897	13.9	516	8.5
社 債	—	—	1	0.0
株 式	507	7.8	473	7.8
その他の証券	2,326	36.1	2,321	38.5
合 計	6,439	100.0	6,019	100.0

※2024年度の社債の金額および構成比の値に誤りがございました。正しくは、金額が一百万円(訂正前0百万円)、構成比が—%(訂正前0.0%)です。
お詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

(商品有価証券はありません。)

有価証券等の評価

(単位:百万円)

項 目	2024年度末	2025年度末
取得原価	6,149	6,177
時 価	5,737	5,500
評価損益	△ 412	△ 677

(デリバティブ等商品はありません。)

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円・%)

項 目	2024年度末					2025年度末				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
国 債	—	—	—	2,238	—	—	—	271	1,756	—
地 方 債	499	294	—	—	—	—	295	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	400	—	—	—
株 式	—	—	—	—	714	—	—	—	—	624
その他の証券	100	384	378	—	1,126	—	472	275	—	1,402
合 計	600	679	378	2,238	1,841	—	1,168	547	1,756	2,027

資金調達

預金科目別平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 座 預 金	3,631	1.0	4,191	1.1
普 通 預 金	163,509	45.1	164,214	45.3
貯 蓄 預 金	229	0.0	223	0.0
通 知 預 金	320	0.0	444	0.1
定 期 預 金	189,926	52.3	188,534	52.0
定 期 積 金	4,210	1.1	4,093	1.1
その他の預金	638	0.1	629	0.1
合 計	362,466	100.0	362,331	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	248,784	68.8	247,487	67.8
法人	112,347	31.1	117,293	32.1
一般法人	109,916	30.4	114,520	31.3
金融機関	8	0.0	124	0.0
公金	2,422	0.6	2,648	0.7
合 計	361,131	100.0	364,781	100.0

定期預金の金利区分別残高

(単位:百万円・%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	187,644	99.9	192,134	99.9
変動金利	0	0.0	0	0.0
合 計	187,645	100.0	192,134	100.0

金額別預金口数・残高

(単位:口・百万円・%)

金 額	2024年度末				2025年度末			
	口 数	構成比	金 額	構成比	口 数	構成比	金 額	構成比
100万円未満	102,269	60.0	14,720	4.0	99,104	59.6	14,050	3.8
100万円以上500万円未満	51,084	29.9	91,629	25.3	49,577	29.8	89,213	24.4
500万円以上1,000万円未満	9,090	5.3	57,345	15.8	9,212	5.5	57,881	15.8
1,000万円以上5,000万円未満	7,383	4.3	109,986	30.4	7,614	4.5	113,816	31.2
5,000万円以上1億円未満	390	0.2	24,810	6.8	418	0.2	26,465	7.2
1億円以上3億円未満	150	0.0	21,534	5.9	176	0.1	24,593	6.7
3億円以上	46	0.0	41,102	11.3	46	0.0	38,758	10.6
合 計	170,412	100.0	361,131	100.0	166,147	100.0	364,781	100.0

資産運用

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	160	0.0	70	0.0
手形貸付	12,635	4.3	13,279	4.4
証書貸付	274,468	94.8	282,611	94.7
当座貸越	2,035	0.7	2,367	0.7
合 計	289,299	100.0	298,329	100.0

貸出金使途別内訳

(単位:百万円・%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	119,216	40.5	118,736	39.3
設備資金	175,001	59.4	182,692	60.6
合 計	294,218	100.0	301,429	100.0

貸出金業種別内訳

(単位:百万円・%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	8,832	3.0	8,469	2.8
農業、林業	6	0.0	4	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	10,506	3.5	11,475	3.8
電気、ガス、熱供給、水道業	332	0.1	340	0.1
情報通信業	6,772	2.3	6,731	2.2
運輸業、郵便業	2,146	0.7	2,187	0.7
卸売業、小売業	18,694	6.3	19,923	6.6
金融業、保険業	3,135	1.0	3,339	1.1
不動産業 ※	148,572	50.4	148,941	49.4
不動産取引業	70,450	23.9	71,088	23.5
不動産賃貸業	73,839	25.0	74,192	24.6
住宅建設業	4,282	1.4	3,661	1.2
物品賃貸業	280	0.0	241	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	6,624	2.2	8,018	2.6
宿泊業	2,907	0.9	4,354	1.4
飲食業	13,874	4.7	15,603	5.1
生活関連サービス業、娯楽業	7,495	2.5	7,541	2.5
教育、学習支援業	1,263	0.4	1,296	0.4
医療、福祉	2,122	0.7	2,230	0.7
その他のサービス	6,508	2.2	6,877	2.2
その他の産業	169	0.0	302	0.1
小 計	240,245	81.6	247,879	82.2
地方公共団体	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	53,972	18.3	53,549	17.7
合 計	294,218	100.0	301,429	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※ 不動産業は、不動産取引業(不動産売買及び不動産仲介を主な業務とする)・不動産賃貸業・住宅建設業に区分し、内訳を記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円・%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	3,756	8.5	4,038	9.2
住宅ローン	40,404	91.4	39,765	90.7
合 計	44,160	100.0	43,804	100.0

※ 2024年度末の値に誤りがございました。正しくは、消費者ローンについては、金額が3,756百万円(訂正前3,770百万円)、構成比が8.5%(訂正前8.2%)、住宅ローンについては、金額が40,404百万円(訂正前41,803百万円)、構成比が91.4%(訂正前91.7%)です。これにより、金額の合計も、正しくは44,160百万円(訂正前45,573百万円)になります。
お詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

貸出金の固定・変動金利区分別内訳

(単位:百万円・%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	96,601	32.8	93,646	31.0
変動金利	197,616	67.1	207,783	68.9
合 計	294,218	100.0	301,429	100.0

貸出金担保別内訳

(単位:百万円・%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	2,460	0.8	2,746	0.9
有価証券	577	0.1	780	0.2
動産	28	0.0	26	0.0
不動産	213,106	72.4	219,373	72.7
その他	0	0.0	0	0.0
小 計	216,173	73.4	222,925	73.9
信用保証協会・信用保険	52,200	17.7	51,766	17.1
保証	12,210	4.1	13,318	4.4
信用	13,633	4.6	13,418	4.4
合 計	294,218	100.0	301,429	100.0

債務保証見返担保別残高

(単位:百万円・%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
信用	—	—	—	—
不動産	20	100.0	20	100.0
合 計	20	100.0	20	100.0

金額別貸出先数・金額

(単位: 先・百万円・%)

金 額	2024 年度末				2025 年度末			
	先 数	構成比	金 額	構成比	先 数	構成比	金 額	構成比
100 万円未満	2,377	25.6	356	0.1	2,444	26.2	387	0.1
100 万円以上 1,000 万円未満	2,623	28.2	12,230	4.1	2,650	28.5	12,499	4.1
1,000 万円以上 5,000 万円未満	3,137	33.8	72,354	24.5	3,039	32.6	70,027	23.2
5,000 万円以上 1 億円未満	579	6.2	40,318	13.7	596	6.4	41,381	13.7
1 億円以上 10 億円未満	533	5.7	124,789	42.4	544	5.8	131,488	43.6
10 億円以上	25	0.2	44,168	15.0	25	0.2	45,644	15.1
合 計	9,274	100.0	294,218	100.0	9,298	100.0	301,429	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位: 百万円)

区 分	期 別	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2024 年度	317	207	—	317	207
	2025 年度	207	286	—	207	286
個 別 貸 倒 引 当 金	2024 年度	978	670	44	934	670
	2025 年度	670	480	7	663	480
合 計	2024 年度	1,296	878	44	1,252	878
	2025 年度	878	766	7	871	766

※2024年度の一般貸倒引当金の値について、当期減少額のうち目的使用の値に誤りがございました。正しくは、－百万円（訂正前0百万円）です。お詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

(注) 1. 貸倒引当金は、当組合が予め定めている資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係わる債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係わる債権については、下記直接減額（※）後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき計上しております。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に則り、営業部店が第1次、本部の審査部及び融資企画室が第2次の査定を実施し、当該部署から独立した本部監査部が、査定が正しく行われたことを確認するための抽出監査を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- また、当組合の償却・引当基準は、全国信用組合中央協会の定める信用組合における決算経理要領及び日本公認会計士協会から示された「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。

(※) 直接減額の内容

破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として直接減額しており、その金額は1,182百万円であります。

貸出資産の償却等の状況

(単位: 百万円)

区 分	2024 年度	2025 年度
貸出金等償却	318	151
個別貸倒引当金純繰入額	▲ 430	▲ 146
一般貸倒引当金純繰入額	▲ 109	78
その他（債権売却損等）	—	0
合 計	▲ 222	82

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円・%)

区 分		債権額 A	担保保証等 B	貸倒引当金 C	保全額 D=B+C	保全率 D/A	貸倒引当金引当率 C/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	1,617	1,483	133	1,617	100.00	100.00
	2025年度	2,047	1,857	190	2,047	100.00	100.00
危険債権	2024年度	4,531	3,490	537	4,027	88.87	51.59
	2025年度	3,329	2,733	290	3,024	90.82	48.72
要管理債権	2024年度	1,839	1,197	90	1,288	70.03	14.10
	2025年度	2,323	1,440	147	1,588	68.36	16.74
三月以上延滞債権	2024年度	183	156	9	165	90.36	33.81
	2025年度	64	64	4	64	100.00	100.00
貸出条件緩和債権	2024年度	1,655	1,040	81	1,122	67.77	13.24
	2025年度	2,259	1,376	143	1,520	67.27	16.28
合 計	2024年度	7,988	6,171	761	6,933	86.78	41.90
	2025年度	7,701	6,032	628	6,660	86.48	37.64
正常債権	2024年度	286,363					
	2025年度	293,878					
合 計	2024年度	294,351					
	2025年度	301,579					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

登録金融機関業務

公共債・投資信託の売買状況

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国債	—	76
投資信託	—	—

※2024年度の値に誤りがございました。正しくは、国債が一百万円(訂正前0百万円)、投資信託が一百万円(訂正前0百万円)です。お詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

公共債・投資信託の募集の取り扱い状況

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国債	307	346
投資信託	2,921	3,899

公共債ディーリング実績

該当ございません

その他の業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
全国信用協同組合連合会	—	—
住宅金融支援機構	13	11
合 計	13	11

内国為替取り扱い実績

(単位:件・百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
仕向為替	316,156	321,698	322,556	639,560
被仕向為替	387,827	330,564	395,693	660,513

連結経営資料

連結事業の概況

当組合グループは親組合である第一勧業信用組合と子会社（恒信サービス株式会社）、子法人等（かんしん未来第2号投資事業有限責任組合、かんしん事業承継&未来創造投資事業有限責任組合）で構成されております。

親組合は目まぐるしい変化の中、新たに5ヵ年の中期経営計画（愛称：「変化を好機に ともに挑戦 新たな未来へ（Change Chance Challenge）」）を策定し、本年度はその初年度となります。

2026年3月末の預金残高は、前年度を36億円上回る3,647億円、貸出金残高は前年度を72億円上回る3,007億円となり、損益につきましては、おかげさまで16億円の当期純利益を計上しました。

おかげさまで組合員の皆さまからのご出資と当期純利益の積み上げにより、2026年3月末の自己資本比率は8.91%と、引き続き国内基準である4%を上回る健全な水準を維持しております。

連結の業務指標

(単位:百万円・%)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	6,503	6,948	6,963	7,406	8,223
経常利益	1,049	1,746	1,665	1,863	2,195
当期純利益	1,058	1,511	1,216	1,587	1,652
純資産額	22,015	20,826	20,655	21,106	20,719
総資産額	452,744	458,011	460,318	429,416	411,138
自己資本比率	9.44	8.86	8.45	9.21	8.91

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
(資産の部)		
現金	2,966	2,640
預け金	118,707	93,517
有価証券	5,353	5,032
貸出金	293,489	300,760
その他資産	2,197	2,414
有形固定資産	6,983	6,894
無形固定資産	512	513
繰延税金資産	63	111
債務保証見返	20	20
貸倒引当金	△ 878	△ 766
資産の部合計	429,416	411,138

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
(負債の部)		
預金積金	361,128	364,776
借入金	44,400	22,400
その他負債	1,960	2,371
退職給付引当金	591	605
役員退職慰労引当金	77	88
その他の引当金	56	82
再評価に係る繰延税金負債	74	74
債務保証	20	20
負債の部合計	408,309	390,419
(純資産の部)		
出資金	16,841	16,970
利益剰余金	4,403	4,119
評価・換算差額等合計	▲ 240	▲ 505
非支配株主持分	101	133
純資産の部合計	21,106	20,719
負債及び純資産の部合計	429,416	411,138

[連結貸借対照表注記事項]

- 有形固定資産の減価償却累計額 4,778百万円
- 出資1口当たりの純資産額 755円82銭
- その他会計処理については、親組合の単体貸借対照表に準じております。

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
経常収益	7,406	8,223
資金運用収益	6,192	7,146
貸出金利息	5,791	6,581
預け金利息	275	449
有価証券利息配当金	58	70
その他の受入利息	67	44
役務取引等収益	540	628
その他業務収益	44	61
その他経常収益	627	386
貸倒引当金戻入益	281	68
償却債権取立益	81	19
その他の経常収益	264	298
経常費用	5,542	6,028
資金調達費用	431	861
預金利息	367	820
給付補填備金繰入額	0	2
その他の支払利息	62	37
役務取引等費用	222	236
その他業務費用	0	0
経費	4,413	4,564
その他経常費用	474	365
貸出金償却	318	151
その他の経常費用	156	213
経常利益	1,863	2,195
特別損失	5	0
固定資産処分損	5	0
税金等調整前当期純利益	1,858	2,195
法人税、住民税及び事業税	429	589
法人税等調整額	△158	△46
法人税等合計	270	542
当期純利益	1,587	1,652
非支配株主に帰属する当期純利益	0	34
親会社株主に帰属する当期純利益	1,586	1,618

[連結損益計算書注記事項]

- 出資1口当たりの当期純利益 75円17銭
- その他会計処理については、親組合の単体損益計算書に準じております。

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
増資による優先出資の発行	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	3,691	4,403
利益剰余金増加高	1,885	1,918
当期純利益	1,765	1,798
その他	120	120
利益剰余金減少高	1,173	2,201
配当金	173	201
優先出資消却額	1,000	2,000
利益剰余金期末残高	4,403	4,119

※2024年度の利益剰余金期首残高に誤りがございました。正しくは3,691百万円(訂正前3,961百万円)です。お詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

[連結剰余金計算書注記事項]

- 連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

連結 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,617	2,047
危険債権	4,531	3,329
要管理債権	1,839	2,323
三月以上延滞債権	183	64
貸出条件緩和債権	1,655	2,259
合 計	7,988	7,701

(注)

連結子会社に開示すべきリスク管理債権がないことから親組合単体のリスク管理債権額と同一であります。

連結セグメント情報

連結会社は、金融業務のほかに一部で、事業用不動産管理業務、事務代行業務等を営んでおりますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本比率規制への対応

＜単体における事業年度の開示事項＞

自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

1. 自己資本調達手段の概要

- ・当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。
- ・なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(単位：百万円)

発行主体	第一勧業信用組合	第一勧業信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	10,370	5,000
償還期限	—	—

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- ・当組合の自己資本比率は8.71％と国内基準である4％を上回っており、経営の健全性・安全性は充分保たれております。

3. 信用リスク管理に関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
 - ・信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続等を規定した「クレジットポリシー」「信用リスク管理規程」に基づき、信用リスク管理を行っております。
 - ・信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定実施要領」「償却・引当基準」に基づき、適正な引当を行っております。
- (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 - ・当組合における信用リスクの計測手法は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
 - R&I JCR Moody's S&P Fitch

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・当組合は、融資対応力の強化のため人材の育成を図り、特定先、特定業種に偏らず、地域の中小企業・小規模事業者への融資や、個人ローン及び住宅ローンの推進に重点をおき、信用リスクの削減を行っております。
- ・信用リスクの削減手法として、当組合が取り扱う主要な担保には預金積金等があり、保証としては信用保証協会による保証があります。担保・保証については、「融資事務手続」により、適切な事務取り扱いならびに適正な管理を行っております。
- ・自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用にかかる「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・派生商品取引は行っておりません。
- ・長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
 - ・当組合は、証券を購入する投資家としての業務と貸出債権を証券化する業務を行っております。投資業務については、「有価証券関係運用規程」に基づき、適正な運用・管理を行っております。また、貸出債権の証券化である中小企業金融公庫のCLOについて採りあげる基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法により管理しております。
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
 - ・当組合は標準的手法を採用しております。
- (3) 証券化取引に関する会計方針
 - ・当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適正な処理を行っております。
- (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
 - ・証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5社を採用しています。
 - R&I JCR Moody's S&P Fitch

7. CVA リスクに関する事項

- ・当組合におけるCVA リスクの計測手法は簡便的手法を採用しております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
 - ・当組合では、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクについてリスク管理を行っております。
 - ・事務リスクについては、「事務リスク管理の基本方針」、「事務管理規程」及び営業店事務全般に関する「事務手続」により事務リスク管理を行っております。
 - ・システムリスクについては、「システムリスク管理の基本方針」、「セキュリティポリシー」及び組合内システムの取扱手続に基づきシステムリスク管理を行っております。
 - ・法務リスクについては、「法務リスク管理の基本方針」、「法務リスク管理規程」に基づき法務リスク管理を行っております。
 - ・風評リスクについては、「風評リスク管理の基本方針」、「風評リスク管理規程」に基づき風評リスク管理を行っております。

(2) BIの算出方法

- ・当組合は標準的手法を採用しております。

(3) ILMの算出方法

- ・当組合のBIが1,000億円以下のため、例外特例を選択適用し、ILMを1としております。

9. 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・出資、株式等のリスクについては、「市場リスク管理規程」及び「有価証券関係運用規程」に基づいて適正な運用・管理をしており、当組合が抱える市場リスクなどの状況は定期的に理事会・常務会に報告しております。
- ・当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適切な処理を行っております。

10. 金利リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
 - ・金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合では、「市場リスク管理の基本方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき適正な管理を行っております。
 - ・リスク管理委員会において、標準的金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量について報告しております。
 - ・理事会・常務会への報告も定期的に実施し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールを行っております。
- (2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
 - ・金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法		内部計算方式を採用しています。
コア預金	対象	流動性預金全般（ただし、別段預金のみ除く）
	算定方法	次の3つのうち、最小の額を上限としています。 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50％相当額
	満期	5年以内（平均2.5年）
金利感応資産・負債		預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック		IRRBBにおけるΔEVE及びΔNII
リスク計測の頻度		毎月

自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について(単体)

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2024 年度	2025 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	20,935	20,472
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,830	16,870
うち、利益剰余金の額	4,220	3,720
うち、外部流出予定額(△)	115	117
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	207	286
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	207	286
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,142	20,758
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	369	369
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	369	369
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	369	369
自己資本		
自己資本の額(イ)－(ロ)	(ハ) 20,773	20,388
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	217,703	223,929
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,810	10,051
信用リスク・アセット調整額	－	－
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	227,513	233,980
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)／(ニ)	9.13%	8.71%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。
2. 当組合は国内基準を採用しております。
3. 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額のうち、2024年度の出資金は普通出資金10,330百万円、優先出資金4,000百万円、その他の出資金2,500百万円、2025年度の出資金は普通出資金10,370百万円、優先出資金4,000百万円、その他の出資金2,500百万円です。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	217,703	8,708	223,929	8,957
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	217,276	8,691	223,188	8,927
(i) ソブリン向け	2,821	112	3,071	122
(ii) 金融機関向け	15,456	618	14,748	589
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	65,245	2,609	73,096	2,923
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	27,757	1,110	27,910	1,116
トランザクター向け	45	1	33	1
(vi) 不動産関連向け	91,012	3,640	89,123	3,564
自己居住用不動産等向け	12,912	516	12,353	494
賃貸用不動産向け	51,951	2,078	50,294	2,011
事業用不動産関連向け	26,147	1,045	26,475	1,059
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	500	20
(viii) 延滞等向け	5,724	228	5,756	230
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	835	33	704	28
(x) 株式等	506	20	531	21
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,155	46	1,155	46
(xiv) その他	6,760	270	6,589	263
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	398	15	712	28
ルック・スルー方式	398	15	712	28
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	28	1	28	1
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,810	392	10,051	402
BI	6,540	261	6,700	268
BIC	784	31	804	32
ハ. 単体総所要自己資本額(上記イ. とロ. の合計)	227,513	9,100	233,980	9,359

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiv)に区分されないエクスポージャーです。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ＜地域別、業種別及び残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	429,869	411,159	295,009	302,291	4,457	4,356	10	12	5,732	5,400
国外	804	702	－	－	800	699	－	－	－	－
地域別合計	430,673	411,861	295,009	302,291	5,258	5,056	10	12	5,732	5,400
製造業	8,641	8,277	8,641	8,277	－	－	－	－	194	447
農業、林業	5	4	5	4	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	10,180	11,246	10,180	11,246	－	－	－	－	550	422
電気・ガス・熱供給・水道業	287	302	287	302	－	－	－	－	－	－
情報通信業	267	266	256	258	－	－	－	－	10	12
運輸業、郵便業	2,159	2,202	2,159	2,202	－	－	－	－	155	156
卸売業、小売業	29,277	32,702	29,277	32,702	－	－	－	－	791	540
金融業、保険業	124,239	98,904	2,969	3,178	924	813	10	12	－	－
不動産業	118,557	116,528	118,302	116,274	－	－	－	－	190	388
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	400	－	－	－	400	－	－	－	－
その他のサービス	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	4,336	3,851	－	－	4,334	3,842	－	－	－	－
個人	54,962	56,256	54,962	56,256	－	－	－	－	1,552	1,267
その他	77,756	80,916	67,967	71,587	－	－	－	－	2,286	2,165
業種別合計	430,673	411,861	295,009	302,291	5,258	5,056	10	12	5,732	5,400
1年以下	156,374	140,875	51,369	55,812	623	12	10	12		
1年超3年以下	36,084	32,652	23,982	26,050	495	498	－	－		
3年超5年以下	20,954	29,112	20,004	27,672	449	1,439	－	－		
5年超7年以下	30,493	18,586	29,609	18,287	883	298	－	－		
7年超10年以下	22,587	24,256	22,487	23,835	100	420	－	－		
10年超	152,351	155,127	147,144	150,241	2,707	2,385	－	－		
期間の定めのないもの	11,826	11,251	410	391	－	－	－	－		
その他	－	－	－	－	－	－	－	－		
残存期間別合計	430,673	411,861	295,009	302,291	5,258	5,056	10	12		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	317	207	－	317	207
	2025年度	207	286	－	207	286
個別貸倒引当金	2024年度	978	670	44	934	670
	2025年度	670	480	7	663	480
合 計	2024年度	1,296	878	44	1,252	878
	2025年度	878	766	7	871	766

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金		貸出金償却	
	期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	32	31	29	2
農業、林業	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
建設業	197	222	0	3
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－
情報通信業	9	6	11	19
運輸業、郵便業	12	51	－	－
卸売業、小売業	27	28	186	0
金融業、保険業	－	－	－	－
不動産業	42	43	4	63
物品賃貸業	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	5	6
宿泊業	1	－	－	－
飲食業	253	1	10	10
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	4	7
教育、学習支援業	0	0	3	－
医療、福祉	2	1	－	1
その他のサービス	12	15	0	2
その他の産業	－	－	－	－
国・地方公共団体	－	－	－	－
個人	78	77	60	31
合 計	670	480	318	151

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク アセットの額	
	2024年度					
現金	2,966	－	2,966	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,806	－	2,806	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	445	－	445	－	－	0%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	800	－	800	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	283	－	283	－	56	20%
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機関向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機構向け	0	－	0	－	0	10%
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	119,765	10	75,365	10	15,456	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	73,293	4,066	71,166	544	65,245	91%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,144	1,312	36,232	131	27,757	76%
トランザクター向け	－	1,017	－	101	45	45%
不動産関連向け	130,805	－	129,680	－	91,012	70%
自己居住用不動産等向け	33,440	－	33,172	－	12,912	39%
賃貸用不動産向け	70,432	－	69,910	－	51,951	74%
事業用不動産関連向け	26,932	－	26,598	－	26,147	98%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,221	4	4,195	0	5,724	136%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	839	－	835	－	835	100%
取立未済手形	91	－	91	－	18	20%
信用保証協会等による保証付	46,363	20	46,138	2	2,764	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	506	－	506	－	506	100%
合計					209,379	

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク アセットの額	
	2025年度					
現金	2,640	－	2,640	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,779	－	2,779	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	471	－	471	－	－	0%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	300	－	300	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	293	－	293	－	58	20%
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機関向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機構向け	7	－	7	－	0	10%
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	94,272	12	71,872	12	14,748	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	82,783	4,572	79,774	595	73,096	91%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,288	1,340	36,198	134	27,910	77%
トランザクター向け	－	747	－	74	33	45%
不動産関連向け	129,678	－	128,525	－	89,123	69%
自己居住用不動産等向け	32,337	－	32,107	－	12,353	38%
賃貸用不動産向け	70,442	－	69,803	－	50,294	72%
事業用不動産関連向け	26,898	－	26,614	－	26,475	99%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	400	－	400	－	500	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,214	9	4,192	0	5,756	137%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	704	－	704	－	704	100%
取立未済手形	135	－	135	－	27	20%
信用保証協会等による保証付	45,413	20	45,198	2	3,012	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	408	－	408	－	531	130%
合計					215,470	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	2024年度															
現金	2,966	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,806	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	445	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	283	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機構向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	71,960	-	3,214	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101	-	-	-	-
不動産関連向け	2	-	-	6,784	4,189	18,997	-	4,498	-	3,712	-	10,804	3,531	-	7,002	-
自己居住用不動産等向け	2	-	-	6,784	4,189	8,042	-	-	-	3,712	-	-	3,531	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	10,955	-	4,498	-	-	-	10,804	-	-	7,002	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	358	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	18,491	27,648	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	25,659	27,649	-	79,121	4,189	22,212	-	4,498	-	3,712	-	10,906	4,090	-	7,002	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計	
	2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,966
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,806
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	445
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	800
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	283
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,375
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	43,063	-	-	28,640	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71,710
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	33,985	-	-	-	-	2,213	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,363
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101
不動産関連向け	13,341	8,259	-	-	3,814	-	-	24,169	15,460	-	-	5,113	-	-	-	-	129,680
自己居住用不動産等向け	6,745	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,172
賃貸用不動産向け	-	8,094	-	-	-	-	-	24,169	-	-	-	4,385	-	-	-	-	69,910
事業用不動産関連向け	6,596	-	-	-	3,814	-	-	-	15,460	-	-	727	-	-	-	-	26,598
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	225	-	-	-	-	3,535	-	-	-	-	4,196
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	835	-	-	-	-	-	-	-	-	-	835
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46,140
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	506	-	-	-	-	-	-	-	-	-	506
合計	13,341	42,245	-	43,063	3,814	-	32,421	24,169	15,460	-	-	8,648	-	-	-	-	372,204

3年間の取り組み

組織について

監督指針の要請等に基づく開示

主要な事業の内容・手数料のご案内

財務諸表

自己資本比率規制への対応

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	2025年度															
現金	2,640	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,779	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	471	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	293	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機構向け	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	68,578	-	3,104	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	-	-	-	-
不動産関連向け	1	-	-	6,893	4,352	18,736	-	3,492	-	3,801	-	12,613	3,311	-	6,893	-
自己居住用不動産等向け	1	-	-	6,893	4,352	7,307	-	-	-	3,801	-	-	3,311	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	11,428	-	3,492	-	-	-	12,613	-	-	6,893	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	247	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	15,074	30,126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	21,391	30,133	-	75,901	4,352	21,840	-	3,492	-	3,801	-	12,688	3,759	-	6,893	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計	
	2025年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,640
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,779
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	471
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71,884
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	48,449	-	-	31,912	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80,370
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	33,338	-	-	-	-	2,865	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,332
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74
不動産関連向け	12,714	9,305	-	-	4,125	-	-	23,128	14,462	-	-	4,693	-	-	-	-	128,525
自己居住用不動産等向け	6,232	206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,107
賃貸用不動産向け	-	9,099	-	-	-	-	-	23,128	-	-	-	3,148	-	-	-	-	69,803
事業用不動産関連向け	6,481	-	-	-	4,125	-	-	-	14,462	-	-	1,544	-	-	-	-	26,614
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400	-	-	-	-	400
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	409	-	-	-	-	3,473	-	-	-	-	4,193
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	704	-	-	-	-	-	-	-	-	-	704
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,200
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	408	-	-	-	-	-	408
合計	12,714	42,645	-	48,449	4,125	-	35,891	23,128	14,462	-	408	8,566	-	-	-	-	374,647

3年間の取り組み

組織について

監督指針の要請等に基づく開示

主要な事業の内容・手数料のご案内

財務諸表

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	2024年度				2025年度			
1. 40% 未満	208,210	30	40.387	163,330	179,975	32	45.363	157,089
2. 40%～70%	39,254	1,020	10.000	39,052	40,062	755	10.000	39,858
3. 75%	44,123	295	10.000	42,245	44,584	592	10.000	42,656
4. 80%	—	—	—	—	—	—	—	—
5. 85%	43,846	3,744	13.685	43,063	49,770	3,561	13.875	48,451
6. 90%～100%	37,069	321	10.000	36,235	41,297	1,010	10.000	40,017
7. 105%～130%	39,996	—	—	39,629	38,376	—	—	37,999
8. 150%	8,835	1	10.000	8,648	8,725	1	10.000	8,574
9. 250%	—	—	—	—	—	—	—	—
10. 400%	—	—	—	—	—	—	—	—
11. 1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
12. その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	421,335	5,413	12.719	372,204	402,792	5,954	12.513	374,647

(注) 「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		46,965	25,205	122	104	—	—
①	ソブリン向け	39	52	—	—	—	—
②	金融機関向け	44,400	22,400	—	—	—	—
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
③	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
④	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	835	808	4	4	—	—
⑤	中堅中小企業等・個人向け	1,121	1,356	50	43	—	—
⑥	不動産関連向け	553	578	2	1	—	—
	自己居住用不動産等向け	129	77	2	1	—	—
	賃貸用不動産向け	224	304	—	—	—	—
	事業用不動産関連向け	199	196	—	—	—	—
	その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
	ADC 向け	—	—	—	—	—	—
⑦	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
⑧	延滞エクスポージャー	14	9	64	54	—	—
⑨	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
⑩	株式等	—	—	—	—	—	—
⑪	その他	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には告示 (平成 18 年金融庁告示第 22 号) 第 45 条 (信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第 46 条 (株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー) を含みません。

3. 「その他」とは、①~⑩に区分されないエクスポージャーです。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位: 百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
① 派生商品取引合計	10	12	10	12
(i) 外国為替関連取引	10	12	10	12
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 株式関連取引	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	10	12	10	12

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	424	424	334	334
非上場株式等	1,445	1,445	1,445	1,445
合 計	1,870	1,870	1,780	1,780

(注) 1. 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。
 2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式に含めて記載しています。
 3. 時価のない株式等については、貸借対照表価額を時価として記載しております。

② 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	—	176
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	207	215

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

⑤ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	398	712
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

8. 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

IRRBB: 金利リスク					
項番		Δ EVE (経済価値の変動)		Δ NII (期間収益の変動)	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
1	上方パラレルシフト	440	405	▲ 1,187	▲ 1,095
2	下方パラレルシフト	—	—	777	1,095
3	スティープ化	780	657		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	403	187		
7	最大値	780	657	777	1,095
		2024年度	2025年度		
8	自己資本の額	20,773	20,388		

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末からΔ EVEを開示しております。また、2020年3月末からΔ NIIを開示することとなりました。
 ※Δ EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 ※Δ NIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の期間収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 ※Δ EVEとΔ NIIは、その減少額を正の値で記載することとなっています。また、増加額は負の値で記載されます。
 Δ EVEが正の値の場合は、その額だけ経済価値が減少することを表し、負の場合は、その額だけ経済価値が増加することを表しています。Δ NIIが正の値の場合は、その額だけ期間収益が減少することを表し、負の場合は、その額だけ期間収益が増加することを表しています。
 3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔ EVE及びΔ NIIに関する事項は以下のとおりです。
 (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 (4) IRRBBの算出にあたり、Δ EVEは、通貨別に算出した金利リスクの正の値を合算しております。Δ NIIは、より精緻に計測するため、正負ともに計測を行う単純合算で算出しております。
 (5) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
 (6) 内部モデルは使用していません。
 (7) 2026年3月末のΔ EVEは6億円となり、Δ NIIは10億円となりました。いずれも適切な範囲であると判断しております。
 (8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
 4. Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

＜連結における事業年度の開示事項＞

自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
当組合には、「金融子会社」等はありません。
- (2) 連結グループのうち、連結子会社等の数ならびに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結グループの子会社等は、恒信サービス株式会社、かんしん未来第2号投資事業有限責任組合、かんしん事業承継&未来創造投資事業有限責任組合であります。
恒信サービス株式会社は、当組合の事業用不動産の管理及び事務代行を主業務としております。
かんしん未来第2号投資事業有限責任組合、かんしん事業承継&未来創造投資事業有限責任組合は投資事業財産の運用及び管理を主業務としております。
- (3) 自己資本比率告示第七条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ございません。
- (4) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号。以下この号において「法」という。)第四条の二第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第二号に掲げる会社または法第四条の四第一項第六号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第七号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数ならびに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ございません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
特に定めておりません。

以下の事項(2～10)については単体と同様となっております。

2. 自己資本調達手段の概要

3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

4. 信用リスク管理に関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
- (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- (3) 証券化取引に関する会計方針
- (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

8. CVA リスクに関する事項

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
- (2) BI の算出方法
- (3) ILM の算出方法

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

11. 金利リスクに関する事項

連結における金利リスクは、損益・経済価値の増減額に与える影響が僅少なため、半期に1度計測しております。

自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について（連結）

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目	2024 年度	2025 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	21,129	20,972
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,841	16,970
うち、利益剰余金の額	4,403	4,119
うち、外部流出予定額 (△)	115	117
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	207	285
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	207	285
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,336	21,258
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	369	370
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	369	370
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	369	370
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	20,967	20,888
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	217,889	224,272
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,691	10,046
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	227,581	234,319
自己資本比率		
自己資本比率 (イ) / (ニ)	9.21%	8.91%

（注）1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。
2. 当組合は国内基準を採用しております。
3. 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額のうち、2024年度は当組合の優先出資金4,000百万円及びその他の出資金2,500百万円が、2025年度は当組合の優先出資金4,000百万円及びその他の出資金2,500百万円が含まれています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	217,889	8,715	224,272	8,970
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	217,596	8,703	223,750	8,950
(i) ソブリン向け	2,821	112	3,071	122
(ii) 金融機関向け	15,479	619	14,799	591
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	64,618	2,584	72,519	2,900
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	27,757	1,110	27,910	1,116
トランザクター向け	45	1	33	1
(vi) 不動産関連向け	91,012	3,640	89,123	3,564
自己居住用不動産等向け	12,912	516	12,353	494
賃貸用不動産向け	51,951	2,078	50,294	2,011
事業用不動産関連向け	26,147	1,045	26,475	1,059
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	500	20
(viii) 延滞等向け	5,724	228	5,756	230
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	835	33	704	28
(x) 株式等	256	10	206	8
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,155	46	1,155	46
(xiv) その他	7,934	317	8,002	320
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	264	10	494	19
ルック・スルー方式	264	10	494	19
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	28	1	28	1
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,691	387	10,046	401
BI	6,461	258	6,697	267
BIC	775	31	803	32
ハ. 連結総所要自己資本額(上記イ. とロ. の合計)	227,581	9,103	234,319	9,372

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiv)に区分されないエクスポージャーです。

6. マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ＜地域別、業種別及び残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	430,322	412,050	294,272	301,612	4,457	4,356	10	12	5,732	5,400
国外	804	702	—	—	800	699	—	—	—	—
地域別合計	431,127	412,752	294,272	301,612	5,258	5,056	10	12	5,732	5,400
製造業	8,641	8,277	8,641	8,277	—	—	—	—	194	447
農業、林業	5	4	5	4	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	10,180	11,246	10,180	11,246	—	—	—	—	550	422
電気・ガス・熱供給・水道業	287	302	287	302	—	—	—	—	—	—
情報通信業	267	266	256	258	—	—	—	—	10	12
運輸業、郵便業	2,159	2,202	2,159	2,202	—	—	—	—	155	156
卸売業、小売業	29,277	32,702	29,277	32,702	—	—	—	—	791	540
金融業、保険業	124,350	99,159	2,969	3,178	924	813	10	12	—	—
不動産業	117,569	115,599	117,564	115,595	—	—	—	—	190	388
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	400	—	—	—	400	—	—	—	—
その他のサービス	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	4,336	3,851	—	—	4,334	3,842	—	—	—	—
個人	54,962	56,256	54,962	56,256	—	—	—	—	1,552	1,267
その他	79,087	82,482	67,967	71,587	—	—	—	—	2,286	2,165
業種別合計	431,127	412,752	294,272	301,612	5,258	5,056	10	12	5,732	5,400
1年以下	156,384	140,450	51,268	55,133	623	12	10	12	—	—
1年超3年以下	35,447	32,652	23,345	26,050	495	498	—	—	—	—
3年超5年以下	20,954	29,112	20,004	27,672	449	1,439	—	—	—	—
5年超7年以下	30,493	18,586	29,609	18,287	883	298	—	—	—	—
7年超10年以下	22,587	24,256	22,487	23,835	100	420	—	—	—	—
10年超	152,351	155,127	147,144	150,241	2,707	2,385	—	—	—	—
期間の定めのないもの	12,907	12,567	410	391	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	431,127	412,752	294,272	301,612	5,258	5,056	10	12	—	—

- （注）1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	317	207	－	317	207
	2025年度	207	285	－	207	285
個別貸倒引当金	2024年度	978	670	44	934	670
	2025年度	670	480	7	663	480
合 計	2024年度	1,296	878	44	1,252	878
	2025年度	878	766	7	871	766

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金		貸出金償却	
	期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	32	31	29	2
農業、林業	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
建設業	197	222	0	3
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－
情報通信業	9	6	11	19
運輸業、郵便業	12	51	－	－
卸売業、小売業	27	28	186	0
金融業、保険業	－	－	－	－
不動産業	42	43	4	63
物品賃貸業	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	5	6
宿泊業	1	－	－	－
飲食業	253	1	10	10
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	4	7
教育、学習支援業	0	0	3	－
医療、福祉	2	1	－	1
その他のサービス	12	15	0	2
その他の産業	－	－	－	－
国・地方公共団体	－	－	－	－
個人	78	77	60	31
合 計	670	480	318	151

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポートのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク アセットの額	
	2024年度					
現金	2,966	—	2,966	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,806	—	2,806	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	445	—	445	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	800	—	800	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	283	—	283	—	56	20%
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機構向け	0	—	0	—	0	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	119,876	10	75,476	10	15,479	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	72,565	3,977	70,437	535	64,618	91%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,144	1,312	36,232	131	27,757	76%
トランザクター向け	—	1,017	—	101	45	45%
不動産関連向け	130,805	—	129,680	—	91,012	70%
自己居住用不動産等向け	33,440	—	33,172	—	12,912	39%
賃貸用不動産向け	70,432	—	69,910	—	51,951	74%
事業用不動産関連向け	26,932	—	26,598	—	26,147	98%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,221	4	4,195	0	5,724	136%
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	839	—	835	—	835	100%
取立未済手形	91	—	91	—	18	20%
信用保証協会等による保証付	46,363	20	46,138	2	2,764	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	256	—	256	—	256	100%
合計					208,524	

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク アセットの額	
	2025年度					
現金	2,640	－	2,640	－	－	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,779	－	2,779	－	－	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	471	－	471	－	－	0%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	300	－	300	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	293	－	293	－	58	20%
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機関向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機構向け	7	－	7	－	0	10%
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	94,526	12	72,126	12	14,799	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	82,114	4,472	79,106	585	72,519	91%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	38,288	1,340	36,198	134	27,910	77%
トランザクター向け	－	747	－	74	33	45%
不動産関連向け	129,678	－	128,525	－	89,123	69%
自己居住用不動産等向け	32,337	－	32,107	－	12,353	38%
賃貸用不動産向け	70,442	－	69,803	－	50,294	72%
事業用不動産関連向け	26,898	－	26,614	－	26,475	99%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	400	－	400	－	500	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,214	9	4,192	0	5,756	137%
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	704	－	704	－	704	100%
取立未済手形	135	－	135	－	27	20%
信用保証協会等による保証付	45,413	20	45,198	2	3,012	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	158	－	158	－	206	130%
合計					214,619	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポートのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																			
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(35%)	(40%)	(45%)	(50%)	(60%)	(70%)	(75%)	(85%)	(90%)	(100%)	(105%)	(110%)	(130%)	(150%)	合計
	2024年度																			
現金	2,966	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,966
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,806	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,806
外国の中央政府及び中央銀行向け	445	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	445
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	800
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	283	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	283
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機構向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	72,071	-	3,214	-	-	-	200	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	75,486
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	42,325	-	28,640	-	-	-	-	-	70,973
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	62	-	-	-	-	-	-	101	-	-	-	33,985	-	-	2,213	-	-	-	-	36,363
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101
不動産関連向け	2	-	6,784	4,189	18,997	4,498	3,712	10,804	3,531	7,002	13,341	8,259	-	3,814	-	24,169	15,460	-	5,113	129,680
自己居住用不動産等向け	2	-	6,784	4,189	8,042	-	3,712	-	3,531	-	6,745	164	-	-	-	-	-	-	-	33,172
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	10,955	4,498	-	10,804	-	7,002	-	8,094	-	-	-	24,169	-	-	4,385	69,910
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,596	-	-	3,814	-	-	15,460	-	727	26,598
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	77	-	-	-	-	-	-	-	358	-	-	-	-	-	225	-	-	-	3,535	4,196
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	835	-	-	-	-	835
取立未済手形	-	-	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91
信用保証協会等による保証付	18,491	27,648	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46,140
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	256	-	-	-	-	256
合計	25,659	27,649	79,232	4,189	22,212	4,498	3,712	10,906	4,090	7,002	13,341	42,245	42,325	3,814	32,171	24,169	15,460	-	8,648	371,328

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																			
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(35%)	(40%)	(45%)	(50%)	(60%)	(70%)	(75%)	(85%)	(90%)	(100%)	(105%)	(110%)	(130%)	(150%)	合計
	2025 年度																			
現金	2,640	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,640
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,779	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,779
外国の中央政府及び中央銀行向け	471	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	471
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	293	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機構向け	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	68,832	-	3,104	-	-	-	200	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	72,139
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47,771	-	31,912	-	-	-	-	79,691
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	53	-	-	-	-	-	-	74	-	-	-	33,338	-	-	2,865	-	-	-	-	36,332
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74
不動産関連向け	1	-	6,893	4,352	18,736	3,492	3,801	12,613	3,311	6,893	12,714	9,305	-	4,125	-	23,128	14,462	-	4,693	128,525
自己居住用不動産等向け	1	-	6,893	4,352	7,307	-	3,801	-	3,311	-	6,232	206	-	-	-	-	-	-	-	32,107
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	11,428	3,492	-	12,613	-	6,893	-	9,099	-	-	-	23,128	-	-	3,148	69,803
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,481	-	-	4,125	-	-	14,462	-	1,544	26,614
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400	400
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	64	-	-	-	-	-	-	-	247	-	-	-	-	-	409	-	-	-	3,473	4,193
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	704	-	-	-	-	704
取立未済手形	-	-	135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135
信用保証協会等による保証付	15,074	30,126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,200
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158	-	158
合計	21,391	30,133	76,156	4,352	21,840	3,492	3,801	12,688	3,759	6,893	12,714	42,645	47,771	4,125	35,891	23,128	14,462	158	8,566	373,972

3年間の取り組み

組織について

監督指針の要請等に基づく開示

主要な事業の内容・手数料のご案内

財務諸表

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	2024年度				2025年度			
1. 40% 未満	208,321	30	40.387	163,441	180,229	32	45.363	157,344
2. 40%～70%	39,254	1,020	10.000	39,052	40,062	755	10.000	39,858
3. 75%	44,123	295	10.000	42,245	44,584	592	10.000	42,656
4. 80%	—	—	—	—	—	—	—	—
5. 85%	43,117	3,656	13.774	42,325	49,101	3,461	13.987	47,772
6. 90%～100%	36,819	321	10.000	35,985	41,297	1,010	10.000	40,017
7. 105%～130%	39,996	—	—	39,629	38,126	—	—	37,749
8. 150%	8,835	1	10.000	8,648	8,725	1	10.000	8,574
9. 250%	—	—	—	—	—	—	—	—
10. 400%	—	—	—	—	—	—	—	—
11. 1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
12. その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	420,467	5,324	12.764	371,328	402,127	5,854	12.556	373,972

(注) 「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことであります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		46,965	25,205	122	104	—	—
①ソブリン向け		39	52	—	—	—	—
②金融機関向け		44,400	22,400	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
④法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		835	808	4	4	—	—
⑤中堅中小企業等・個人向け		1,121	1,356	50	43	—	—
⑥不動産関連向け		553	578	2	1	—	—
自己居住用不動産等向け		129	77	2	1	—	—
賃貸用不動産向け		224	304	—	—	—	—
事業用不動産関連向け		199	196	—	—	—	—
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
ADC 向け		—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
⑧延滞エクスポージャー		14	9	64	54	—	—
⑨自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
⑩株式等		—	—	—	—	—	—
⑪その他		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には告示 (平成 18 年金融庁告示第 22 号) 第 45 条 (信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第 46 条 (株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー) を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
① 派生商品取引合計	10	12	10	12
(i) 外国為替関連取引	10	12	10	12
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 株式関連取引	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	10	12	10	12

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	424	424	334	334
非上場株式等	1,195	1,195	1,195	1,195
合 計	1,620	1,620	1,530	1,530

(注) 1. 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式に含めて記載しています。

3. 時価のない株式等については、貸借対照表価額を時価として記載しております。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	—	176
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	207	215

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

⑤リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	264	494
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

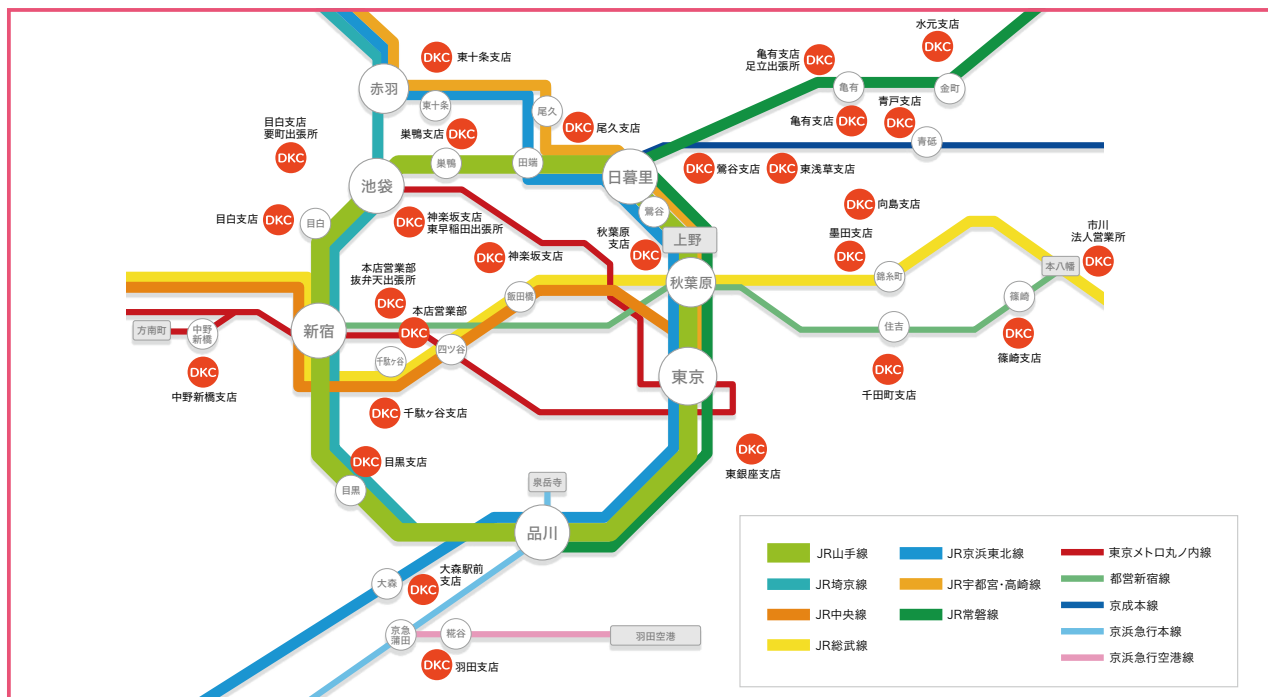
8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		△ EVE（経済価値の変動）		△ NII（期間収益の変動）	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
1	上方パラレルシフト	437	403	▲ 1,183	▲ 1,090
2	下方パラレルシフト	－	－	774	1,090
3	スティープ化	781	659		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	404	189		
7	最大値	781	659	774	1,090
		2024年度	2025年度		
8	自己資本の額	20,967	20,888		

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末からΔ EVEを開示しております。また、2020年3月末からΔ NIIを開示することとなりました。
- ※Δ EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- ※Δ NIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の期間収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- ※Δ EVEとΔ NIIは、その減少額を正の値で記載することとなっています。また、増加額は負の値で記載されます。
- Δ EVEが正の値の場合は、その額だけ経済価値が減少することを表し、負の場合は、その額だけ経済価値が増加することを表しています。Δ NIIが正の値の場合は、その額だけ期間収益が減少することを表し、負の場合は、その額だけ期間収益が増加することを表しています。
3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔ EVE及びΔ NIIに関する事項は以下のとおりです。
- (1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- (2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3)流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (4)IRRBBの算出にあたり、Δ EVEは、通貨別に算出した金利リスクの正の値を合算しております。Δ NIIは、より精緻に計測するため、正負ともに計測を行う単純合算で算出しております。
- (5)IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- (6)内部モデルは使用していません。
- (7)2026年3月末のΔ EVEは6億円となり、Δ NIIは10億円となりました。いずれも適切な範囲であると判断しております。
- (8)自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
4. Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

東京都内および千葉縣市川市に充実のネットワーク。お近くの第一勧信まで、お気軽にどうぞ。



支店・出張所

青戸支店	葛飾区青戸3-40-3	(京成青砥駅入口バス停そば)	TEL 03-3602-1171(代)
秋葉原支店	千代田区外神田3-6-4	(妻恋坂交差点そば)	TEL 03-3253-4801(代)
鶯谷支店	台東区根岸3-13-2	(御行の松通り沿い)	TEL 03-3874-8621(代)
大森駅前支店	品川区南大井6-27-25	(JR大森駅東口広場前)	TEL 03-3766-5321(代)
尾久支店	荒川区西尾久1-21-15	(小台通り)	TEL 03-3893-7205(代)
神楽坂支店	新宿区神楽坂5-6	(神楽坂通り商店街)	TEL 03-3269-3111(代)
神楽坂支店／東早稲田出張所	新宿区早稲田鶴巻町110	(鶴巻小学校前交差点そば)	TEL 03-3232-4021(代)
亀有支店	葛飾区亀有3-20-8	(亀有駅南口亀有銀座商店街)	TEL 03-3602-9161(代)
亀有支店／足立出張所	足立区東和2-15-3	(東和交番そば)	TEL 03-3605-6141(代)
篠崎支店	江戸川区篠崎町7-21-12	(都営新宿線篠崎駅そば)	TEL 03-3678-6991(代)
巣鴨支店	豊島区巣鴨2-4-2	(JR巣鴨駅北口)	TEL 03-3918-0401(代)
墨田支店	墨田区石原4-24-5	(蔵前橋通り石原四丁目)	TEL 03-3624-6241(代)
千駄ヶ谷支店	渋谷区千駄ヶ谷4-22-2	(千駄ヶ谷大通り商店街)	TEL 03-3497-9371(代)
千田町支店	江東区千田5-9	(四ッ目通り千田バス停そば)	TEL 03-3615-6381(代)
中野新橋支店	中野区弥生町2-20-2	(弥生町二丁目交差点そば)	TEL 03-3372-2121(代)
羽田支店	大田区南蒲田3-3-17	(環八通り糀谷駅前交差点そば)	TEL 03-3743-5351(代)
東浅草支店	台東区今戸2-15-4	(今戸バス停前)	TEL 03-3876-0241(代)
東銀座支店	中央区銀座6-14-8	(東京メトロ東銀座駅昭和通り沿い)	TEL 03-3543-6921(代)
東十条支店	北区東十条3-13-10	(東十条商店街通り)	TEL 03-3913-7151(代)
本店営業部	新宿区四谷2-13	(四谷三丁目交差点新宿通り東寄り)	TEL 03-3359-3781(代)
本店営業部／抜弁天出張所	新宿区若松町16-1	(抜弁天バス停前)	TEL 03-6265-9351(代)
水元支店	葛飾区水元3-22-26	(水元中央通り)	TEL 03-3627-5931(代)
向島支店	墨田区向島3-16-4	(向島二丁目交差点そば)	TEL 03-3624-5721(代)
目黒支店	品川区上大崎3-2-1	(JR目黒駅東口前)	TEL 03-3445-0721(代)
目白支店	新宿区下落合3-12-18	(JR目白駅西側目白通り)	TEL 03-3953-4411(代)
目白支店／要町出張所	豊島区要町2-13-10	(要町通り東京メトロ千川駅そば)	TEL 03-3530-7411(代)

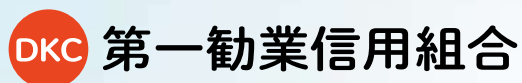
法人営業所

市川法人営業所	千葉縣市川市八幡2-7-21	(千葉街道沿い市役所バス停そば)	TEL 047-711-0162(代)
---------	----------------	------------------	---------------------

本部

本部	新宿区四谷2-13	(四谷三丁目交差点新宿通り東寄り)	TEL 03-3358-0811(代)
----	-----------	-------------------	---------------------

相互扶助の精神に基づき、
皆さまとともに地域・社会の持続的な発展に
貢献いたします



<https://www.daiichikanshin.com/>

発行 第一勧業信用組合 経営企画部
年月 2026年7月
住所 〒160-0004 東京都新宿区四谷2-13
電話 03-3358-0811



〈表紙のデザインコンセプト〉

新中期経営計画の愛称「変化を好機に ともに挑戦 新たな未来へ」をイメージし、上に向かっていくラインはお客さまと当組合がともに新しい未来に向かって高く舞い上がっていく様子を表現しました。これからも、時代とともに変化するさまざまなご要望にお応えし、地域の皆さまのお役に立てるよう全力で取り組んでまいります。